令和４年２月定例会

（２０２２年）

市議会議案参考資料

吹　田　市

議事番号	事　　件　　名	議案書ページ	参考資料ページ
報告第２号	損害賠償額の決定に関する専決処分について	５	－
報告第３号	損害賠償額の決定に関する専決処分について	７	－
議案第２号	吹田市吏員恩給条例等の一部を改正する条例の制定について	９	５
議案第３号	吹田市吏員恩給条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の制定について	１１	７
議案第４号	吹田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	１３	９
議案第５号	吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	１５	１１
議案第６号	吹田市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	１７	１３
議案第７号	吹田市介護保険法施行条例の一部を改正する条例の制定について	１９	１５
議案第８号	吹田市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	２１	１７
議案第９号	吹田市民生委員法施行条例の一部を改正する条例の制定について	２３	１９
議案第１０号	吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	２５	２５
議案第１１号	吹田市保健所事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について	２９	３５
議案第１２号	吹田市土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定について	３１	３７
議案第１３号	千里ニュータウン地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	３３	３９
議案第１４号	吹田市消防団条例の一部を改正する条例の制定について	３７	５５
議案第１５号	吹田市消防保安事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について	３９	５９
議案第１６号	（仮称）南千里駅前公共公益施設整備事業契約の一部変更について	４１	－
議案第１７号	佐竹千里山駅線道路改良工事請負契約の一部変更について	４３	６１
議案第１８号	吹田市立小・中学校特別教室等空調設備整備事業契約の一部変更について	４５	－
議案第１９号	桃山公園の指定管理者の指定について	４７	６３
議案第２０号	江坂公園及び吹田市立江坂図書館の指定管理者の指定について	４９	７５
議案第２１号	吹田市立北千里児童センター、吹田市北千里地区公民館及び吹田市立北千里図書館の指定管理者の指定について	５１	８７
議案第２２号	包括外部監査契約の締結について	５３	９９
議案第２３号	地方独立行政法人市立吹田市民病院第３期中期計画の認可について	５５	１０５
議案第２４号	市道路線の認定及び廃止について	８１	１３５

議事番号	事　　件　　名	議案書ページ	参考資料ページ
議案第２５号	令和４年度吹田市一般会計予算	－	１６７
議案第２６号	令和４年度吹田市国民健康保険特別会計予算	－	２７５
議案第２７号	令和４年度吹田市部落有財産特別会計予算	－	－
議案第２８号	令和４年度吹田市勤労者福祉共済特別会計予算	－	－
議案第２９号	令和４年度吹田市介護保険特別会計予算	－	－
議案第３０号	令和４年度吹田市後期高齢者医療特別会計予算	－	－
議案第３１号	令和４年度吹田市公共用地先行取得特別会計予算	－	－
議案第３２号	令和４年度吹田市病院事業債管理特別会計予算	－	－
議案第３３号	令和４年度吹田市母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計予算	－	－
議案第３４号	令和４年度吹田市水道事業会計予算	－	２８９
議案第３５号	令和４年度吹田市下水道事業会計予算	－	３３５
議案第３６号	令和３年度吹田市一般会計補正予算（第１５号）	８５	３５７
議案第３７号	令和３年度吹田市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）	２３３	－
議案第３８号	令和３年度吹田市勤労者福祉共済特別会計補正予算（第１号）	２６３	－
議案第３９号	令和３年度吹田市介護保険特別会計補正予算（第１号）	２８１	－
議案第４０号	令和３年度吹田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）	３２３	－
議案第４１号	令和３年度吹田市公共用地先行取得特別会計補正予算（第２号）	３４３	－
議案第４２号	令和３年度吹田市水道事業会計補正予算（第１号）	３５３	－
議案第４３号	令和３年度吹田市下水道事業会計補正予算（第１号）	３７７	３９１

議案第　２　号参考資料

総務部人事室

第１条関係

吹田市吏員恩給条例現行・改正案対照表

＿＿＿＿は改正箇所

現　　行	改　　正　　案
（受給権の処分禁止） 第５条　退隠料及び遺族扶助料を受ける権利は、これを処分することができない。ただし、株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和２９年法律第９１号）により担保に供する場合は、この限りでない。	（受給権の処分禁止） 第５条　退隠料及び遺族扶助料を受ける権利は、これを処分することができない。

第２条関係

元大阪府都市職員共済組合退職年金及び退職一時金に関する条例の適用を受けていた職員の退職年金等に関する条例現行・改正案対照表

＿＿＿＿は改正箇所

現　　行	改　　正　　案
（給付を受ける権利の保護） 第１４条　給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、年金である給付を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。	（給付を受ける権利の保護） 第１４条　給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

議案第　３　号参考資料

総務部人事室・環境部環境保全指導課

第１条関係

吹田市吏員恩給条例等の一部を改正する条例現行・改正案対照表

＿＿＿＿は改正箇所

現　　行	改　　正　　案
附　則 （遺族扶助料の年額に係る加算の特例） 第５条　吹田市吏員恩給条例（以下「恩給条例」という。）第１７条に規定する遺族扶助料を受ける者が妻であつて、その妻が次の各号の一に該当する場合には、その年額に、当該各号に掲げる額を加えるものとする。 ⑴　遺族扶助料を受ける妻により生活を維持し、又はこれと生計を共にする吏員の子（未成年の子（１８歳以上２０歳未満の子にあつては身体又は精神に障害のある者に限る。）及び成年の子（身体又は精神に障害があつて生活資料を得る途のない者に限る。）であつて遺族扶助料を受ける権利を有する者。以下「扶養遺族である子」という。）が２人以上ある場合　267,500円 ⑵ ⑶ ２ ３　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－	附　則 （遺族扶助料の年額に係る加算の特例） 第５条　吹田市吏員恩給条例（以下「恩給条例」という。）第１７条に規定する遺族扶助料を受ける者が妻であつて、その妻が次の各号のいずれかに該当する場合には、その年額に、当該各号に定める額を加えるものとする。 ⑴　遺族扶助料を受ける妻により生活を維持し、又はこれと生計を共にする吏員の子（未成年の子及び成年の子（身体又は精神に障害があつて生活資料を得る途のない者に限る。）であつて遺族扶助料を受ける権利を有する者。以下「扶養遺族である子」という。）が２人以上ある場合　267,500円 ⑵ ⑶ ２ ３　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－

7

第２条関係

吹田市環境の保全等に関する条例現行・改正案対照表

＿＿＿＿は改正箇所

現　　行	改　　正　　案
（自動車の使用者等の努力義務） 第３条　道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第２条第２項に規定する自動車（第２１条において「自動車」という。）又は同法第２条第３項に規定する原動機付自転車（以下これらを「自動車等」という。）の使用者、運転者等は、当該自動車等に係る自動車排出ガス（大気汚染防止法（昭和４３年法律第９７号）第２条第１６項に規定する自動車排出ガスをいう。以下同じ。）及び当該自動車等から発生する騒音等の低減を図るため、当該自動車等の合理的な使用、必要な整備、適正な運転等に努めなければならない。 ２　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ （公聴会） 第１１条　２０歳以上の者で市内に住所を有するものは、次の各号のいずれかに該当する者の３０人以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対し、公聴会の開催を請求することができる。 ⑴ ⑵ ２ ～ ７　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－	（自動車の使用者等の努力義務） 第３条　道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第２条第２項に規定する自動車（第２１条において「自動車」という。）又は同法第２条第３項に規定する原動機付自転車（以下これらを「自動車等」という。）の使用者、運転者等は、当該自動車等に係る自動車排出ガス（大気汚染防止法（昭和４３年法律第９７号）第２条第１７項に規定する自動車排出ガスをいう。以下同じ。）及び当該自動車等から発生する騒音等の低減を図るため、当該自動車等の合理的な使用、必要な整備、適正な運転等に努めなければならない。 ２　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ （公聴会） 第１１条　１８歳以上の者で市内に住所を有するものは、次の各号のいずれかに該当する者の３０人以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対し、公聴会の開催を請求することができる。 ⑴ ⑵ ２ ～ ７　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－

議案第　４　号参考資料

総務部人事室

吹田市職員の育児休業等に関する条例現行・改正案対照表

＿＿＿＿は改正箇所

現　　行	改　　正　　案
（育児休業をすることができない職員） 第２条　育児休業法第２条第１項の条例で定める職員は、再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２８条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）及び会計年度任用職員（同法第２２条の２第１項に規定する職員をいう。以下同じ。）（以下「非常勤の職員」と総称する。）であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。 ⑴　次のいずれにも該当する非常勤の職員 ア　引き続き在職した期間が１年以上であること。 イ　その養育する子（育児休業法第２条第１項に規定する子をいう。以下同じ。）が１歳６か月に達する日（以下「１歳６か月到達日」という。）まで引き続き在職する見込みがないことが明らかでないこと。 ウ　所定の勤務日数が規則で定める日数以上であること。 ⑵～⑷　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－	（育児休業をすることができない職員） 第２条　育児休業法第２条第１項の条例で定める職員は、再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２８条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）及び会計年度任用職員（同法第２２条の２第１項に規定する職員をいう。以下同じ。）（以下「非常勤の職員」と総称する。）であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。 ⑴　次のいずれにも該当する非常勤の職員 ア　その養育する子（育児休業法第２条第１項に規定する子をいう。以下同じ。）が１歳６か月に達する日（以下「１歳６か月到達日」という。）まで引き続き在職する見込みがないことが明らかでないこと。 イ　所定の勤務日数が規則で定める日数以上であること。 ⑵～⑷　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－
（部分休業を請求することができない職員） 第１３条　育児休業法第１９条第１項の条例で定める職員は、次の各号のいずれにも該当する非常勤の職員以外の非常勤の職員（再任用短時間勤務職員を除く。次条において同じ。）とする。 ⑴　引き続き在職した期間が１年以上であること。 ⑵　所定の勤務日数が規則で定める日数以上であり、かつ、１日の所定の勤務時間が規則で定める時間以上であること。	（部分休業を請求することができない職員） 第１３条　育児休業法第１９条第１項の条例で定める職員は、所定の勤務日数が規則で定める日数以上であり、かつ、１日の所定の勤務時間が規則で定める時間以上である非常勤の職員以外の非常勤の職員（再任用短時間勤務職員を除く。次条において同じ。）とする。

議案第　5　号参考資料

総務部人事室

吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例現行・改正案対照表

＿＿＿＿は改正箇所

現　　行	改　　正　　案
（期末手当） 第１１条　　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日の前日以前６箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ⑴～⑷ ３～５　　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－	（期末手当） 第１１条　　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日の前日以前６箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ⑴～⑷ ３～５　　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－

議案第 6 号参考資料

市民部市民総務室

吹田市個人情報保護条例現行・改正案対照表

＿＿＿＿は改正箇所

現　　行	改　　正　　案
（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ⑴～⑷　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ ⑸　事業者　法人その他の団体及び事業を営む個人をいう。ただし、次に掲げる法人を除く。 ア　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ イ　独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５９号）第２条第１項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。） ウ～⑾　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－	（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ⑴～⑷　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ ⑸　事業者　法人その他の団体及び事業を営む個人をいう。ただし、次に掲げる法人を除く。 ア　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ イ　独立行政法人等（個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第２条第９項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。） ウ～⑾　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－

議案第　７　号参考資料
福祉部福祉指導監査室

吹田市介護保険法施行条例現行・改正案対照表

＿＿＿＿は改正箇所

現　　行	改　　正　　案
（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準） 第３条　法第４２条第１項第２号並びに第７４条第１項及び第２項の条例で定める基準は、次項に定めるもののほか、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３７号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）に定めるとおりとする。 ２　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－	（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準） 第３条　法第４２条第１項第２号、第７２条の２第１項各号並びに第７４条第１項及び第２項の条例で定める基準は、次項に定めるもののほか、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３７号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）に定めるとおりとする。 ２　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－
（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営及び支援の方法に関する基準） 第５条　法第５４条第１項第２号並びに第１１５条の４第１項及び第２項の条例で定める基準は、次項に定めるもののほか、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３５号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）に定めるとおりとする。 ２　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－	（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営及び支援の方法に関する基準） 第５条　法第５４条第１項第２号、第１１５条の２の２第１項各号並びに第１１５条の４第１項及び第２項の条例で定める基準は、次項に定めるもののほか、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３５号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）に定めるとおりとする。 ２　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－
（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準） 第１０条　法第７８条の４第１項及び第２項の条例で定める基準は、次項に定めるもののほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３４号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）に定めるとおりとする。 ２　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－	（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準） 第１０条　法第７８条の２の２第１項各号並びに第７８条の４第１項及び第２項の条例で定める基準は、次項に定めるもののほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３４号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）に定めるとおりとする。 ２　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－

＿＿＿＿は改正箇所

現　　行	改　　正　　案
（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営及び支援の方法に関する基準） 第１７条　法第１１５条の１４第１項及び第２項の条例で定める基準は、次項に定めるもののほか、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３６号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）に定めるとおりとする。 ２　　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－	（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営及び支援の方法に関する基準） 第１７条　法第１１５条の１２の２第１項各号並びに第１１５条の１４第１項及び第２項の条例で定める基準は、次項に定めるもののほか、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３６号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）に定めるとおりとする。 ２　　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－

議案第 8 号参考資料
福祉部障がい福祉室

吹田市個人番号の利用等に関する条例現行・改正案対照表

＿＿＿＿は改正箇所

現　　行	改　　正　　案
（個人番号の利用等） 第３条　市長又は教育委員会は、法別表第１の上欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる事務（以下「法定利用事務」という。）のほか、次に掲げる事務の処理に関して、保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で、個人番号を利用することができる。 ⑴　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ ⑵　次に掲げる条例の規定による医療費の助成に関する事務 ア　吹田市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和５１年吹田市条例第３１号） イ　吹田市子どもの医療費の助成に関する条例（平成４年吹田市条例第２７号） ２　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－	（個人番号の利用等） 第３条　市長又は教育委員会は、法別表第１の上欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる事務（以下「法定利用事務」という。）のほか、次に掲げる事務の処理に関して、保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で、個人番号を利用することができる。 ⑴　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ ⑵　吹田市障がい者福祉年金支給条例（昭和４２年吹田市条例第２０号）の規定による福祉年金の支給に関する事務 ⑶　吹田市重度障がい者の医療費の助成に関する条例（昭和４８年吹田市条例第５３号）の規定による医療費の助成に関する事務 ⑷　吹田市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和５１年吹田市条例第３１号）の規定による医療費の助成に関する事務 ⑸　吹田市子どもの医療費の助成に関する条例（平成４年吹田市条例第２７号）の規定による医療費の助成に関する事務 ⑹　障害者等の負担軽減に係る助成に関する事務であって規則で定めるもの ２　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－

議案第　９　号参考資料

福祉部福祉総務室

吹田市民生委員法施行条例現行・改正案対照表

＿＿＿＿は改正箇所

現　　行	改　　正　　案
（民生委員の定数） 第２条　民生委員法第４条第１項の条例で定める定数は、５２２人とする。	（民生委員の定数） 第２条　民生委員法第４条第１項の条例で定める定数は、５５１人とする。

議案第9号参考資料
福祉部　福祉総務室

民生委員・児童委員の概要及び定数について

1　民生委員・児童委員の概要

⑴　設置根拠

民生委員…民生委員法（昭和 23 年7月 29 日法律第 198 号）

第3条　民生委員は、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の区域にこれを置く。

児童委員…児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）

第 16 条　市町村の区域に児童委員を置く。

2　民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。

3　厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。

民生委員

・特別職の非常勤地方公務員
・給与の支給なし
・知事（指定都市又は中核市は市長）の推薦により厚生労働大臣が委嘱
・民生委員は、児童委員を兼ねる

民生委員（区域担当）

・市町村内において担当区域を決め、当該区域内で活動

主任児童委員を兼ねる民生委員

・市町村内の担当区域を決めず、児童福祉に関することを専門的に担当

⑵　民生委員・児童委員の役割

民生委員	社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、助言や情報提供等の必要な援助を行うとともに、支援を必要とする住民と行政・専門機関をつなぐ等、社会福祉の増進に努める。【民生委員法第 14 条関係】
児童委員	児童及び妊産婦に対し、その生活及び取巻く環境の状況を適切に把握し、その保護、保健その他の福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供、その他の援助及び指導をするとともに、福祉事務所、その他の関係機関の業務に協力する。【児童福祉法第 17 条関係】
主任児童委員	児童福祉に関する事項を専門的に担当し、児童の福祉に関する機関と区域を担当する児童委員との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行う。【児童福祉法第 17 条関係】

2　民生委員の定数

(1)　定数の定め方

民生委員法

第4条　民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準を参酌して、前条の区域ごとに、都道府県の条例で定める。

第 29 条　この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第1項の指定都市（以下本条中「指定都市」という。）及び同法第 252 条の 22 第1項の中核市（以下本条中「中核市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市（以下本条中「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

民生委員・児童委員の定数基準について（厚生労働省通知　抜粋）

（民生委員法第4条第1項の規定により都道府県等が条例を定めるに当たって参酌すべき基準）

1「区域又は事項を担当する民生委員・児童委員配置基準表」

区分	配置基準
1 東京都区部及び指定都市	220 から 440 までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員 1 人
2 中核市及び人口 10 万人以上の市	170 から 360 までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員 1 人
3 人口 10 万人未満の市	120 から 280 までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員 1 人
4 町村	70 から 200 までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員 1 人

（主任児童委員の活動内容を勘案して示す基準）

2「主任児童委員配置基準表」

民生委員法第 20 条の規定に基づき組織された民生委員協議会の規模に応じて次表により算出された数とすること。但し、民生委員協議会の規模に主任児童委員の定数は含めないものとする。

民生委員協議会の規模	主任児童委員の定数
民生委員・児童委員の定数 39 人以下	2人
民生委員・児童委員の定数 40 人以上	3人

（注）「参酌すべき基準」とは、地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるものである。（地方分権改革推進計画（平成 21 年 12 月 15 日閣議決定））

（2）

3　民生委員の定数について

民生委員法第4条に基づき、厚生労働大臣の定める参酌基準のうち、中核市（170 から 360 までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員 1 人）として、 吹田市民生・児童委員協議会からの意見や本市の世帯推移（吹田市第4次総合計画世帯推計 2025 年 181,600 世帯）を勘案し、区域担当民生委員1人当たり350世帯を目安に定数を設定しました。

また、今回の定数の変更については、区域担当民生委員の一人当たりの担当世帯数の平準化による負担軽減など、担い手確保策の一環としても捉えています。

181，600世帯÷515人（区域担当民生委員）＝352．6世帯

※定数内訳　551人　区域担当民生委員515人

主任児童委員　　36人（1小学校区1人）

4　世帯推計

図表 Ⅳ 4　世帯数の推計結果（世帯類型別）

【世帯数】

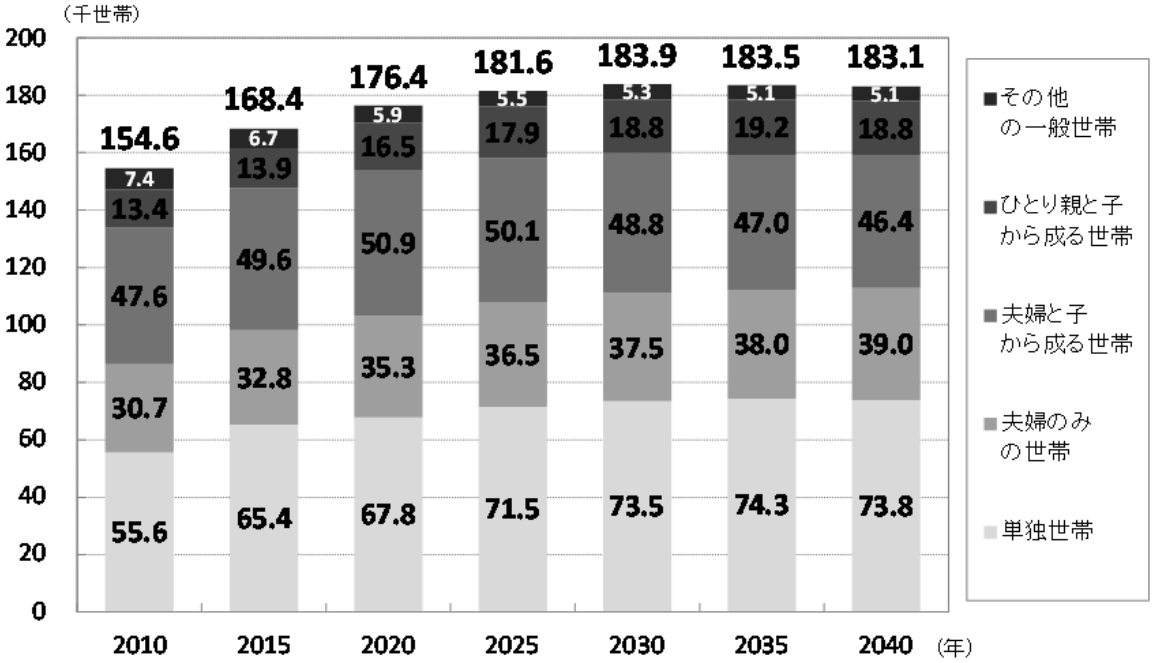

（出典：吹田市第4次総合計画策定に係る人口推計について）

議案第１０号参考資料

健康医療部国民健康保険課

吹田市国民健康保険条例現行・改正案対照表

＿＿＿＿は改正箇所

現　　行	改　　正　　案
（一般被保険者に係る基礎賦課総額） 第９条　保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第７条第１項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第１６条の２第１項から第３項までの規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第１号に掲げる額の見込額から第２号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。 ⑴　当該年度におけるアからカまでに掲げる額の合算額 ア イ　}　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ ウ　法第８１条の２第４項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額 エ　法第８１条の２第９項第２号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額 オ カ　}　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ ⑵　当該年度におけるアからエまでに掲げる額の合算額 ア ～ ウ　}　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ エ　その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第９条第１項の規定により読み替えられた法第７２条の３第１項の規定による繰入金及び法第７５条の２第１項の国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等に係る療養の給付等に要する費	（一般被保険者に係る基礎賦課総額） 第９条　保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第７条第１項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第１６条の２第１項から第３項まで並びに第１６条の５第１項及び第２項の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第１号に掲げる額の見込額から第２号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。 ⑴　当該年度におけるアからカまでに掲げる額の合算額 ア イ　}　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ ウ　法第８１条の２第５項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額 エ　法第８１条の２第１０項第２号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額 オ カ　}　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ ⑵　当該年度におけるアからエまでに掲げる額の合算額 ア ～ ウ　}　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ エ　その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第９条第１項の規定により読み替えられた法第７２条の３第１項及び第７２条の３の２第１項の規定による繰入金並び

＿＿＿＿は改正箇所

現　　行	改　　正　　案
用に係るものに限る。）を除く。）の額	に法第７５条の２第１項の国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等に係る療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額
（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率） 第１２条　一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 ⑴　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ ⑵　被保険者均等割　基礎賦課総額から前号の所得割総額を減じて得た額の100分の50に相当する額を国民健康保険法施行令第２９条の７第２項第２号の被保険者均等割総額として、当該被保険者均等割総額を当該年度の前年度及びその直前の２箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額 ⑶　世帯別平等割　アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額 ア　イ及びウに掲げる世帯以外の世帯　基礎賦課総額から第１号の所得割総額を減じて得た額の100分の50に相当する額を国民健康保険法施行令第２９条の７第２項第２号の世帯別平等割総額として、当該世帯別平等割総額を当該年度の前年度及びその直前の２箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定同一世帯所属者（法第６条第８号に該当する者であつて、被保険者の資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後５年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に２分の１を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後５年を経過する月の翌月から特定月以後８年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数	（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率） 第１２条　一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 ⑴　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ ⑵　被保険者均等割　基礎賦課総額から前号の所得割総額を減じて得た額の100分の55に相当する額を国民健康保険法施行令第２９条の７第２項第２号の被保険者均等割総額として、当該被保険者均等割総額を当該年度の前年度及びその直前の２箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額 ⑶　世帯別平等割　アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額 ア　イ及びウに掲げる世帯以外の世帯　基礎賦課総額から第１号の所得割総額を減じて得た額の100分の45に相当する額を国民健康保険法施行令第２９条の７第２項第２号の世帯別平等割総額として、当該世帯別平等割総額を当該年度の前年度及びその直前の２箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定同一世帯所属者（法第６条第８号に該当する者であつて、被保険者の資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後５年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に２分の１を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後５年を経過する月の翌月から特定月以後８年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数

＿＿＿は改正箇所

現　　行	改　　正　　案
に４分の１を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額 イ ウ ２ ３　｝　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ （一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額） 第１２条の５の２　保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第１６条の２第４項の規定により読み替えて準用する同条第１項から第３項までの規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第１号に掲げる額の見込額から第２号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。 ⑴　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ ⑵　当該年度におけるア及びイに掲げる額の合算額 ア　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ イ　その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）のための収入（法附則第９条第１項の規定により読み替えられた法第７２条の３第１項の規定による繰入金を除く。）の額 （一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率） 第１２条の５の５　一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 ⑴　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－	に４分の１を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額 イ ウ ２ ３　｝　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ （一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額） 第１２条の５の２　保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第１６条の２第４項の規定により読み替えて準用する同条第１項から第３項まで<u>並びに第１６条の５第３項の規定により読み替えて準用する同条第１項及び第２項</u>の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第１号に掲げる額の見込額から第２号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。 ⑴　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ ⑵　当該年度におけるア及びイに掲げる額の合算額 ア　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ イ　その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）のための収入（法附則第９条第１項の規定により読み替えられた法第７２条の３第１項<u>及び第７２条の３の２第１項</u>の規定による繰入金を除く。）の額 （一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率） 第１２条の５の５　一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 ⑴　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－

＿＿＿は改正箇所

現　　行	改　　正　　案
⑵　被保険者均等割　後期高齢者支援金等賦課総額から前号の所得割総額を減じて得た額の100分の50に相当する額を国民健康保険法施行令第２９条の７第３項第２号の被保険者均等割総額として、当該被保険者均等割総額を当該年度の前年度及びその直前の２箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額 ⑶　世帯別平等割　アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額 ア　イ及びウに掲げる世帯以外の世帯　一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額から第１号の所得割総額を減じて得た額の100分の50に相当する額を国民健康保険法施行令第２９条の７第３項第２号の世帯別平等割総額として、当該世帯別平等割総額を当該年度の前年度及びその直前の２箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に２分の１を乗じて得た数と特定継続世帯の数に４分の１を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額 ２　イ　ウ　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ （介護納付金賦課額の保険料率） 第１２条の９　介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 ⑴　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ ⑵　被保険者均等割　介護納付金賦課総額から前号の所得割総額を減じて得た額の100分の78に相当する額を国民健康保険法施行令第２９条の７第４項第２号の被保険者均等割総額として、当該被保険者均等割総額を当該年度の前年度及びその直前の２箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定	⑵　被保険者均等割　後期高齢者支援金等賦課総額から前号の所得割総額を減じて得た額の100分の55に相当する額を国民健康保険法施行令第２９条の７第３項第２号の被保険者均等割総額として、当該被保険者均等割総額を当該年度の前年度及びその直前の２箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額 ⑶　世帯別平等割　アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額 ア　イ及びウに掲げる世帯以外の世帯　一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額から第１号の所得割総額を減じて得た額の100分の45に相当する額を国民健康保険法施行令第２９条の７第３項第２号の世帯別平等割総額として、当該世帯別平等割総額を当該年度の前年度及びその直前の２箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に２分の１を乗じて得た数と特定継続世帯の数に４分の１を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額 ２　イ　ウ　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ （介護納付金賦課額の保険料率） 第１２条の９　介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 ⑴　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ ⑵　被保険者均等割　介護納付金賦課総額から前号の所得割総額を減じて得た額の100分の90に相当する額を国民健康保険法施行令第２９条の７第４項第２号の被保険者均等割総額として、当該被保険者均等割総額を当該年度の前年度及びその直前の２箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定

＿＿＿は改正箇所

現　　行	改　　正　　案
した数で除して得た額 ⑶　世帯別平等割　介護納付金賦課総額から第１号の所得割総額を減じて得た額の100分の22に相当する額を国民健康保険法施行令第２９条の７第４項第２号の世帯別平等割総額として、当該世帯別平等割総額を当該年度の前年度及びその直前の２箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の数等を勘案して算定した数で除して得た額 ２　　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ （保険料の減額） 第１６条の２　　－－－－－－－－－－略－－－－－－－－－－ （公的年金等に係る所得に係る保険料の算定の特例） 第１６条の４　　－－－－－－－－－－略－－－－－－－－－－	した数で除して得た額 ⑶　世帯別平等割　介護納付金賦課総額から第１号の所得割総額を減じて得た額の100分の10に相当する額を国民健康保険法施行令第２９条の７第４項第２号の世帯別平等割総額として、当該世帯別平等割総額を当該年度の前年度及びその直前の２箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の数等を勘案して算定した数で除して得た額 ２　　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ （低所得者の保険料の減額） 第１６条の２　　－－－－－－－－－－略－－－－－－－－－－ （公的年金等に係る所得に係る保険料の算定の特例） 第１６条の４　　－－－－－－－－－－略－－－－－－－－－－ （未就学児の被保険者均等割額の減額） 第１６条の５　当該年度において、その世帯に６歳に達する日以後の最初の３月３１日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第１２条又は第１２条の４の基礎賦課額の被保険者均等割額から、当該額に、それぞれ、10分の５を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）を控除して得た額とする。 ２　第１２条第３項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。 ３　前２項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第１項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第１２条又は第１２条の４」とあるのは「第１２条の５の５又は第１２条の５の８」と、第２項中「第１２条第３項」とあるのは「第１２条の５の５第２項の規定により準用する第１２条第３項」と読み替えるものとする。

＿＿＿は改正箇所

現　　行	改　　正　　案
	４　当該年度において、第１６条の２第１項の規定により保険料を減額する納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第１項の規定にかかわらず、第１号に掲げる額から第２号に掲げる額を控除して得た額とする。 ⑴　第１２条又は第１２条の４の基礎賦課額の被保険者均等割額から、当該額に第１６条の２第１項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）を控除して得た額 ⑵　第１号に掲げる額に、それぞれ、10分の５を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、これを切り上げた額） ５　第１２条第３項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。 ６　前２項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第４項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第１２条又は第１２条の４」とあるのは「第１２条の５の５又は第１２条の５の８」と、第５項中「第１２条第３項」とあるのは「第１２条の５の５第２項の規定により準用する第１２条第３項」と読み替えるものとする。

議案第１０号参考資料
健康医療部国民健康保険課

写

３吹健国第２４５７号
令和４年１月１７日
（２０２２年）

吹田市国民健康保険運営協議会
会長　足立　泰美様

吹田市長　後藤　圭

吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について（諮問）

標記のことについて、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、吹田市国民健康保険条例の一部を改正し、併せてその他規定整備を行いたいため、別紙条例改正内容について御審議くださいますよう諮問いたします。

別紙
令和3年度（2021年度）第2回
吹田市国民健康保険運営協議会資料

吹田市国民健康保険条例の一部改正について

1　概要

国民健康保険広域化及び国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、吹田市国民健康保険条例を一部改正し、併せてその他規定整備をするものです。

2　改正内容

(1)　保険料率

均等割と平等割の比率の変更

現行　　医療分・後期支援金分　25：25　　介護分　39：11

改正（案）医療分・後期支援金分　27.5：22.5　　介護分　45：5

（6年間で医療分・後期支援金分 30：20、介護分 50：0 に移行）

年度別賦課割合一覧表（予定）

医療分、後期支援金分

	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
被保険者均等割	15	17.5	20	22.5	25	27.5	30
世帯別平等割	35	32.5	30	27.5	25	22.5	20

介護分

	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
被保険者均等割	15	21	27	33	39	45	50
世帯別平等割	35	29	23	17	11	5	0

(2)　国民健康保険料の賦課限度額の引上げ

ア　変更点

＜限度額の引上げ＞

医療分　　63万円→65万円

後期高齢者医療支援金等　　19万円→20万円

介護納付金　　17万円　据置き

合計　99万円→102万円（3万円の引上げ）

イ　改正に伴う影響

(ｱ)　一定以上の所得層の保険料が引上げられる要因となります。

1人世帯　給与所得約705万円（給与収入約900万円）以上

2人世帯　給与所得約680万円（給与収入約875万円）以上

の世帯で限度額に到達します。

※　対象世帯数：約 930 世帯（国保世帯約 43,900 世帯のうち 2.1%）

(イ)　7割軽減及び、限度額世帯以外（中間所得者層）の保険料が抑制される要因となります

※　対象世帯数：約 30,770 世帯（国保世帯約 43,900 世帯のうち 70.1%）

(3)　子どもに係る均等割保険料の軽減措置の導入

条例に基づき保険料は、均等割・平等割（応益分）と所得割（応能分）に応じて設定されています。所得が一定基準以下の世帯（低所得世帯）に対しては、条例に基づき均等割・平等割（応益分）の保険料をそれぞれ7割・5割・2割を軽減する措置があります。

ア　見直しの趣旨

子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国・地方の取組みとして、子どもの均等割保険料を軽減します。

イ　軽減の内容

全世帯の未就学児を対象とし、当該未就学児に係る均等割保険料について、その5割を軽減します。

7割軽減の場合は残りの3割の半分を減額することから 8.5 割軽減となります。

（7割軽減→8.5 割、5割軽減→7.5 割、2割軽減→6割、軽減なし→5割）

ウ　改正に伴う影響

対象は全世帯の未就学児となり、約 1,080 世帯、約 1,430 人です。

影響額は約 1,480 万円となります。

エ　国・地方の負担割合

国1／2、府1／4、市1／4

オ　施行期日

令和4年(2022 年) 4月1日

写

令和４年１月２０日
（2022年）

吹田市長　後藤　圭二　様

吹田市国民健康保険運営協議会
会長　　足立　泰美

吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)について（答申）

令和４年１月１７日付け、当協議会に諮問された標記のことについて、慎重に審議した結果、吹田市国民健康保険条例施行規則第２条第１項の規定により、次のとおり答申する。

記

吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について、原案どおり改正することを了承する。

議案第１１号参考資料
健康医療部保健医療室

吹田市保健所事務手数料条例現行・改正案対照表

＿＿＿＿は改正箇所

現　　行	改　　正　　案
（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく事務に係る手数料） 第１６条～７　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ ８　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和３６年政令第１１号。以下この条において「令」という。）第１条の５第１項、第５条第１項、第１２条第１項又は第４５条第１項の許可証の書換え交付の申請をしようとする者は、申請１件につき2,000円の手数料を納めなければならない。 ９　令第１条の６第１項、第６条第１項、第１３条第１項又は第４６条第１項の許可証の再交付の申請をしようとする者は、許可証１通につき2,900円の手数料を納めなければならない。	（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく事務に係る手数料） 第１６条～７　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ ８　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和３６年政令第１１号。以下この条において「令」という。）第２条の３第１項、第５条第１項、第１２条第１項又は第４５条第１項の許可証の書換え交付の申請をしようとする者は、申請１件につき2,000円の手数料を納めなければならない。 ９　令第２条の４第１項、第６条第１項、第１３条第１項又は第４６条第１項の許可証の再交付の申請をしようとする者は、許可証１通につき2,900円の手数料を納めなければならない。

議案第１２号参考資料
都市計画部資産経営室

吹田市土地開発基金条例現行・改正案対照表

＿＿＿＿は改正箇所

現　　行	改　　正　　案
（基金の額） 第２条　基金の額は、1,050,000,000円とする。 ２ ３ ｝　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－	（基金の額） 第２条　基金の額は、1,330,000,000円とする。 ２ ３ ｝　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－

議案第１３号参考資料
都市計画部都市計画室

千里ニュータウン地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例現行・改正案対照表

＿＿＿＿は改正箇所

現　　行	改　　正　　案
（適用区域） 第３条　この条例は、千里ニュータウン地区計画の区域のうち、次に掲げる地区整備計画の区域内に適用する。 ⑴～⑶　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ ⑷　藤白台１丁目に係る地区整備計画（以下「藤白台１丁目地区整備計画」という。） ⑸　藤白台２丁目に係る地区整備計画（以下「藤白台２丁目地区整備計画」という。） ⑹　藤白台３丁目に係る次に掲げる地区整備計画 ア～ウ　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ ⑺　藤白台４丁目に係る地区整備計画（以下「藤白台４丁目地区整備計画」という。） ⑻　高野台１丁目に係る次に掲げる地区整備計画 ア、イ　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ ⑼　高野台４丁目に係る次に掲げる地区整備計画 ア、イ　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ ⑽　青山台１丁目に係る地区整備計画（以下「青山台１丁目地区整備計画」とい	（適用区域） 第３条　この条例は、千里ニュータウン地区計画の区域のうち、次に掲げる地区整備計画の区域内に適用する。 ⑴～⑶　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ ⑷　津雲台６丁目に係る地区整備計画（以下「津雲台６丁目地区整備計画」という。） ⑸　藤白台１丁目に係る地区整備計画（以下「藤白台１丁目地区整備計画」という。） ⑹　藤白台２丁目に係る地区整備計画（以下「藤白台２丁目地区整備計画」という。） ⑺　藤白台３丁目に係る次に掲げる地区整備計画 ア～ウ　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ ⑻　藤白台４丁目に係る地区整備計画（以下「藤白台４丁目地区整備計画」という。） ⑼　高野台１丁目に係る次に掲げる地区整備計画 ア、イ　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ ⑽　高野台４丁目に係る次に掲げる地区整備計画 ア　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－

＿＿＿は改正箇所

現　　行	改　　正　　案
う。） ア イ　}　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ ⑽　青山台１丁目に係る地区整備計画（以下「青山台１丁目地区整備計画」という。） ⑾　青山台２丁目に係る次に掲げる地区整備計画 ア イ　}　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ ⑿　青山台３丁目に係る地区整備計画（以下「青山台３丁目地区整備計画」という。） ⒀　青山台４丁目に係る次に掲げる地区整備計画 ア ～ ウ　}　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ ⒁　佐竹台１丁目に係る次に掲げる地区整備計画 ア ～ エ　}　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ ⒂　佐竹台２丁目に係る次に掲げる地区整備計画 ア イ　}　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ ⒃　佐竹台５丁目及び６丁目に係る地区整備計画（以下「佐竹台５丁目及び６丁目地区整備計画」という。） ⒄　竹見台４丁目に係る次に掲げる地区整備計画 ア イ　}　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－	イ　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ ⑾　青山台１丁目に係る地区整備計画（以下「青山台１丁目地区整備計画」という。） ⑿　青山台２丁目に係る次に掲げる地区整備計画 ア イ　}　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ ⒀　青山台３丁目に係る地区整備計画（以下「青山台３丁目地区整備計画」という。） ⒁　青山台４丁目に係る次に掲げる地区整備計画 ア ～ ウ　}　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ ⒂　佐竹台１丁目に係る次に掲げる地区整備計画 ア ～ エ　}　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ ⒃　佐竹台２丁目に係る次に掲げる地区整備計画 ア イ　}　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ ⒄　佐竹台５丁目に係る次に掲げる地区整備計画 ア　第１地区に係る地区整備計画（以下「佐竹台５丁目第１地区整備計画」という。） イ　第２地区に係る地区整備計画（以下「佐竹台５丁目第２地区整備計画」という。） ⒅　佐竹台５丁目及び６丁目に係る地区整備計画（以下「佐竹台５丁目及び６丁目地区整備計画」という。）

＿＿＿は改正箇所

現　　行	改　　正　　案
⑱　桃山台２丁目に係る地区整備計画（以下「桃山台２丁目地区整備計画」という。） ⑲　桃山台５丁目に係る地区整備計画（以下「桃山台５丁目地区整備計画」という。） ⑳　古江台１丁目に係る地区整備計画（以下「古江台１丁目地区整備計画」という。） ㉑　古江台２丁目に係る地区整備計画（以下「古江台２丁目地区整備計画」という。） ㉒　古江台３丁目に係る地区整備計画（以下「古江台３丁目地区整備計画」という。） ㉓　古江台６丁目に係る地区整備計画（以下「古江台６丁目地区整備計画」という。）	⑲　竹見台４丁目に係る次に掲げる地区整備計画 ア イ　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ ⑳　桃山台２丁目に係る地区整備計画（以下「桃山台２丁目地区整備計画」という。） ㉑　桃山台５丁目に係る地区整備計画（以下「桃山台５丁目地区整備計画」という。） ㉒　古江台１丁目に係る地区整備計画（以下「古江台１丁目地区整備計画」という。） ㉓　古江台２丁目に係る地区整備計画（以下「古江台２丁目地区整備計画」という。） ㉔　古江台３丁目に係る地区整備計画（以下「古江台３丁目地区整備計画」という。） ㉕　古江台６丁目に係る地区整備計画（以下「古江台６丁目地区整備計画」という。）
（建築物の用途の制限） 第４条　次の各号に掲げる地区整備計画の区域内においては、当該各号に定める建築物を建築してはならない。 ⑴　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ ⑵　津雲台３丁目第１地区整備計画、津雲台３丁目第２地区整備計画、藤白台１丁目地区整備計画、藤白台３丁目第１地区整備計画（Ａ地区に係る部分に限る。）、藤白台３丁目第２地区整備計画、藤白台３丁目第３地区整備計画、高野台１丁目第１地区整備計画、高野台１丁目第２地区整備計画、高野台４丁目第２地区整備計画、青山台１丁目地区整備計画、青山台２丁目第１地区整備計画、青山台２丁目第２地区整備計画、佐竹台１丁目第１地区整備計画、佐竹台１丁目第２地区整備計画、佐竹台１丁目第３地区整備計画、佐竹台１丁目第４地区整備計	（建築物の用途の制限） 第４条　次の各号に掲げる地区整備計画の区域内においては、当該各号に定める建築物を建築してはならない。 ⑴　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ ⑵　津雲台３丁目第１地区整備計画、津雲台３丁目第２地区整備計画、津雲台６丁目地区整備計画、藤白台１丁目地区整備計画、藤白台３丁目第１地区整備計画（Ａ地区に係る部分に限る。）、藤白台３丁目第２地区整備計画、藤白台３丁目第３地区整備計画、高野台１丁目第１地区整備計画、高野台１丁目第２地区整備計画、高野台４丁目第２地区整備計画、青山台１丁目地区整備計画、青山台２丁目第１地区整備計画、青山台２丁目第２地区整備計画、佐竹台１丁目第１地区整備計画、佐竹台１丁目第２地区整備計画、佐竹台１丁目第３地区整備計画、佐竹

＿＿＿は改正箇所

現　　行	改　　正　　案
画、佐竹台２丁目第１地区整備計画、佐竹台２丁目第２地区整備計画、竹見台４丁目第１地区整備計画、竹見台４丁目第２地区整備計画、桃山台５丁目地区整備計画及び古江台３丁目地区整備計画　次に掲げる建築物以外の建築物 ア～ク ⑶～⑽ ―――――――略――――――― ⑾　佐竹台５丁目及び６丁目地区整備計画　次に掲げる建築物以外の建築物 ア～エ ―――――――略――――――― ⑿　桃山台２丁目地区整備計画　次に掲げる建築物 ア～イ ―――――――略――――――― ⒀　古江台１丁目地区整備計画　次に掲げる建築物以外の建築物 ア～オ ―――――――略――――――― ⒁　古江台２丁目地区整備計画　次に掲げる建築物以外の建築物 ア～エ ―――――――略――――――― ⒂　古江台６丁目地区整備計画　次に掲げる建築物以外の建築物 ア　―――――――略―――――――	台１丁目第４地区整備計画、佐竹台２丁目第１地区整備計画、佐竹台２丁目第２地区整備計画、竹見台４丁目第１地区整備計画、竹見台４丁目第２地区整備計画、桃山台５丁目地区整備計画及び古江台３丁目地区整備計画　次に掲げる建築物以外の建築物 ア～ク ⑶～⑽ ―――――――略――――――― ⑾　佐竹台５丁目第１地区整備計画　次に掲げる建築物以外の建築物 ア　第２号アからキまでに掲げる建築物 イ　老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの ウ　ア又はイに掲げる建築物に付随するもの（令第１３０条の５に定めるものを除く。） ⑿　佐竹台５丁目第２地区整備計画　次に掲げる建築物以外の建築物 ア　第２号ウからカまでに掲げる建築物 イ　第８号アからウまでに掲げる建築物 ウ　ア又はイに掲げる建築物に付随するもの（令第１３０条の５に定めるものを除く。） ⒀　佐竹台５丁目及び６丁目地区整備計画　次に掲げる建築物以外の建築物 ア～エ ―――――――略――――――― ⒁　桃山台２丁目地区整備計画　次に掲げる建築物 ア　―――――――略―――――――

＿＿＿は改正箇所

現　　行	改　　正　　案
イ　第８号ア又はイに掲げる建築物 ウ　第１１号イに掲げる建築物 エ　公民館 オ　アからエまでに掲げる建築物に附属するもの（令第１３０条の５に定めるものを除く。）	イ　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ ⑮　古江台１丁目地区整備計画　次に掲げる建築物以外の建築物 ア～オ　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ ⑯　古江台２丁目地区整備計画　次に掲げる建築物以外の建築物 ア～エ　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ ⑰　古江台６丁目地区整備計画　次に掲げる建築物以外の建築物 ア　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ イ　第８号アからウまでに掲げる建築物 ウ　公民館 エ　アからウまでに掲げる建築物に附属するもの（令第１３０条の５に定めるものを除く。）
（容積率の制限） 第５条　次の各号に掲げる地区整備計画の区域内においては、容積率は、当該各号に定めるところによらなければならない。 ⑴　津雲台３丁目第１地区整備計画、津雲台５丁目第２地区整備計画、藤白台１丁目地区整備計画、藤白台３丁目第１地区整備計画、藤白台３丁目第３地区整備計画、高野台１丁目第１地区整備計画、高野台１丁目第２地区整備計画、高野台４丁目第２地区整備計画、青山台１丁目地区整備計画、青山台２丁目第１地区整備計画、青山台２丁目第２地区整備計画、佐竹台１丁目第１地区整備計画、佐竹台１丁目第２地区整備計画、佐竹台１丁目第３地区整備計画、佐竹台１丁目第４地区整備計画、佐竹台２丁目第１地区整備計画、佐竹台２丁目第２地区整備計画、竹見台４丁目第１地区整備計画、竹見台４丁目第２地区整備計画、桃山台５丁目	（容積率の制限） 第５条　次の各号に掲げる地区整備計画の区域内においては、容積率は、当該各号に定めるところによらなければならない。 ⑴　津雲台３丁目第１地区整備計画、津雲台５丁目第２地区整備計画、津雲台６丁目地区整備計画、藤白台１丁目地区整備計画、藤白台３丁目第１地区整備計画、藤白台３丁目第３地区整備計画、高野台１丁目第１地区整備計画、高野台１丁目第２地区整備計画、高野台４丁目第２地区整備計画、青山台１丁目地区整備計画、青山台２丁目第１地区整備計画、青山台２丁目第２地区整備計画、佐竹台１丁目第１地区整備計画、佐竹台１丁目第２地区整備計画、佐竹台１丁目第３地区整備計画、佐竹台１丁目第４地区整備計画、佐竹台２丁目第１地区整備計画、佐竹台２丁目第２地区整備計画、佐竹台５丁目第１地区整備計画、竹見台４丁目第

＿＿＿は改正箇所

現　　行	改　　正　　案
地区整備計画及び古江台３丁目地区整備計画　住宅の用途に供する部分の容積率は、10分の15を超えてはならないこと。ただし、地区整備計画に定める場合にあっては、この限りでない。	１地区整備計画、竹見台４丁目第２地区整備計画、桃山台５丁目地区整備計画及び古江台３丁目地区整備計画　住宅の用途に供する部分の容積率は、10分の15を超えてはならないこと。ただし、地区整備計画に定める場合にあっては、この限りでない。
⑵　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－	⑵　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－
⑶　古江台６丁目地区整備計画　10分の15を超えてはならないこと。	⑶　佐竹台５丁目第２地区整備計画　10分の10を超えてはならないこと。 ⑷　古江台６丁目地区整備計画　10分の15を超えてはならないこと。
（建蔽率の最高限度） 第６条　次の各号に掲げる地区整備計画の区域内においては、建蔽率は、当該各号に定めるところによらなければならない。	（建蔽率の最高限度） 第６条　次の各号に掲げる地区整備計画の区域内においては、建蔽率は、当該各号に定めるところによらなければならない。
⑴ ⑵　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－	⑴ ⑵　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－
⑶　藤白台３丁目第１地区整備計画、高野台４丁目第２地区整備計画及び竹見台４丁目第１地区整備計画　10分の５を超えないこと。	⑶　藤白台３丁目第１地区整備計画、高野台４丁目第２地区整備計画、佐竹台５丁目第２地区整備計画及び竹見台４丁目第１地区整備計画　10分の５を超えないこと。
２　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－	２　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－
（建築物の敷地面積の最低限度） 第７条　次の各号に掲げる地区整備計画の区域内においては、建築物の敷地面積は、当該各号に定める面積以上でなければならない。	（建築物の敷地面積の最低限度） 第７条　次の各号に掲げる地区整備計画の区域内においては、建築物の敷地面積は、当該各号に定める面積以上でなければならない。
⑴ ⑵　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－	⑴ ⑵　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－
⑶　古江台６丁目地区整備計画　150平方メートル	⑶　佐竹台５丁目第２地区整備計画及び古江台６丁目地区整備計画　150平方メートル ２　佐竹台５丁目第２地区整備計画の区域内における第４条第２号カに掲げる建築物の敷地については、前項の規定は、適用しない。
（壁面の位置の制限）	（壁面の位置の制限）

＿＿＿は改正箇所

現　　行	改　　正　　案
第８条　次に掲げる地区整備計画の区域内においては、建築物の壁又はこれに代わる柱は、それぞれの地区整備計画の計画図に示す壁面の位置の制限に反して建築してはならない。ただし、高野台４丁目第１地区整備計画の区域内におけるバス停留所の上屋については、この限りでない。 ⑴～⑼　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ ⑽　竹見台４丁目第１地区整備計画 ⑾　古江台６丁目地区整備計画 ２　次の各号に掲げる地区整備計画の区域内においては、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、当該各号に定めるところによらなければならない。 ⑴　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ ⑵　津雲台３丁目第２地区整備計画、高野台１丁目第２地区整備計画、高野台４丁目第２地区整備計画、青山台１丁目地区整備計画、青山台２丁目第２地区整備計画及び竹見台４丁目第２地区整備計画　３メートル以上であること。 ⑶　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ ⑷　青山台２丁目第１地区整備計画　敷地面積が5,000平方メートルを超える場合は、３メートル以上であること。 ⑸　佐竹台１丁目第１地区整備計画及び佐竹台２丁目第１地区整備計画　道路に面する部分にあっては５メートル以上、その他の部分にあっては３メートル以上であること。 ３　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－	第８条　次に掲げる地区整備計画の区域内においては、建築物の壁又はこれに代わる柱は、それぞれの地区整備計画の計画図に示す壁面の位置の制限に反して建築してはならない。ただし、高野台４丁目第１地区整備計画の区域内におけるバス停留所の上屋については、この限りでない。 ⑴～⑼　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ ⑽　佐竹台５丁目第１地区整備計画 ⑾　佐竹台５丁目第２地区整備計画 ⑿　竹見台４丁目第１地区整備計画 ⒀　古江台６丁目地区整備計画 ２　次の各号に掲げる地区整備計画の区域内においては、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、当該各号に定めるところによらなければならない。 ⑴　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ ⑵　津雲台３丁目第２地区整備計画、高野台１丁目第２地区整備計画、高野台４丁目第２地区整備計画、青山台１丁目地区整備計画、青山台２丁目第２地区整備計画、佐竹台５丁目第１地区整備計画及び竹見台４丁目第２地区整備計画　３メートル以上であること。 ⑶　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ ⑷　津雲台６丁目地区整備計画及び青山台２丁目第１地区整備計画　敷地面積が5,000平方メートルを超える場合は、３メートル以上であること。 ⑸　佐竹台１丁目第１地区整備計画及び佐竹台２丁目第１地区整備計画　道路に面する部分にあっては５メートル以上、その他の部分にあっては３メートル以上であること。 ⑹　佐竹台５丁目第２地区整備計画　１メートル以上であること。

＿＿＿＿は改正箇所

現　　行	改　　正　　案
（建築物の高さの最高限度） 第９条　次の各号に掲げる地区整備計画の区域内においては、建築物の高さは、当該各号に定める高さを超えてはならない。 ⑴　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ ⑵　藤白台１丁目地区整備計画、藤白台３丁目第１地区整備計画、高野台４丁目第１地区整備計画及び竹見台４丁目第１地区整備計画　当該地区整備計画の計画図に示す建築物の高さの限度 ⑶　藤白台２丁目地区整備計画　25メートル（軒の高さにあっては20メートル、6.4メートル道路に面する建築物にあっては当該道路の反対側の境界線からの水平距離が20メートルの範囲内においては10メートル） ⑷　高野台４丁目第２地区整備計画、青山台２丁目第２地区整備計画及び古江台３丁目地区整備計画　25メートル ⑸～⑻　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ ⑼　佐竹台５丁目及び６丁目地区整備計画並びに古江台６丁目地区整備計画　10メートル（軒の高さにあっては、７メートル） ⑽　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ ２　前項の規定の適用については、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の８分の１以内である場合においては、その部分の高さは、12メートル（津雲台５丁目第１地区整備計画、藤白台４丁目地区整備計画、青山台３丁目地区整備計画、青山台４丁目第１地区整備計画、青山台４丁目第２地区整備計画、青山台４丁目第３地区整備計画、佐竹台５丁目及び６丁目地区整備計画並びに古江台６丁目地区整備計画の区域内にあっては、５メートル）までは、当該建築物の高さに算入しない。	３　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ （建築物の高さの最高限度） 第９条　次の各号に掲げる地区整備計画の区域内においては、建築物の高さは、当該各号に定める高さを超えてはならない。 ⑴　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ ⑵　津雲台６丁目地区整備計画、高野台４丁目第２地区整備計画、青山台２丁目第２地区整備計画及び古江台３丁目地区整備計画　25メートル ⑶　藤白台１丁目地区整備計画、藤白台３丁目第１地区整備計画、高野台４丁目第１地区整備計画、佐竹台５丁目第１地区整備計画及び竹見台４丁目第１地区整備計画　当該地区整備計画の計画図に示す建築物の高さの限度 ⑷　藤白台２丁目地区整備計画　25メートル（軒の高さにあっては20メートル、6.4メートル道路に面する建築物にあっては当該道路の反対側の境界線からの水平距離が20メートルの範囲内においては10メートル） ⑸～⑻　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ ⑼　佐竹台５丁目第２地区整備計画、佐竹台５丁目及び６丁目地区整備計画並びに古江台６丁目地区整備計画　10メートル（軒の高さにあっては、７メートル） ⑽　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ ２　前項の規定の適用については、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の８分の１以内である場合においては、その部分の高さは、12メートル（津雲台５丁目第１地区整備計画、藤白台４丁目地区整備計画、青山台３丁目地区整備計画、青山台４丁目第１地区整備計画、青山台４丁目第２地区整備計画、青山台４丁目第３地区整備計画、佐竹台５丁目第２地区整備計画、佐竹台５丁目及び６丁目地区整備計画並びに古江台６丁目地区整備計画の区域内にあっては、５メートル）までは、

＿＿＿は改正箇所

現　　行	改　　正　　案
	当該建築物の高さに算入しない。
（垣又は柵の構造の制限） 第１１条　第３条各号（第１号、第２号イ、第３号ア、第１８号、第２０号及び第２１号を除く。）に掲げる地区整備計画の区域内においては、道路に面する垣又は柵で建築物に附属するものは、ネットフェンス、鉄柵等の視界を遮らないもの又は生け垣でなければならない。ただし、佐竹台１丁目第４地区整備計画の区域内の住戸又は住室の専用庭に設置するもの及び青山台４丁目第２地区整備計画の区域内における高さ60センチメートル以下の部分については、この限りでない。	（垣又は柵の構造の制限） 第１１条　第３条各号（第１号、第２号イ、第３号ア、第２０号、第２２号及び第２３号を除く。）に掲げる地区整備計画の区域内においては、道路に面する垣又は柵で建築物に附属するものは、ネットフェンス、鉄柵等の視界を遮らないもの又は生け垣でなければならない。ただし、佐竹台１丁目第４地区整備計画の区域内の住戸又は住室の専用庭に設置するもの及び青山台４丁目第２地区整備計画の区域内における高さ60センチメートル以下の部分については、この限りでない。
（公益上必要な建築物等の特例） 第１３条　市長が、公益上必要な建築物で用途上若しくは構造上やむを得ないと認めて許可したもの又は次の各号に掲げる地区整備計画の区域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて許可した建築物については、当該各号に掲げる規定の全部又は一部は、適用しない。 ⑴～⑷　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ ⑸　藤白台１丁目地区整備計画及び藤白台３丁目第１地区整備計画　第４条、第５条、第６条第１項、第８条第１項及び第２項、第９条並びに第１１条本文の規定 ⑹　藤白台２丁目地区整備計画　第４条、第５条、第６条第１項、第７条、第８条第１項、第９条、第１０条及び第１１条本文の規定 ⑺　藤白台３丁目第２地区整備計画　第４条、第６条第１項、第８条第２項及び第１１条本文の規定 ⑻　藤白台４丁目地区整備計画及び青山台４丁目第１地区整備計画　第４条、第７条、第９条及び第１１条本文の規定	（公益上必要な建築物等の特例） 第１３条　市長が、公益上必要な建築物で用途上若しくは構造上やむを得ないと認めて許可したもの又は次の各号に掲げる地区整備計画の区域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて許可した建築物については、当該各号に掲げる規定の全部又は一部は、適用しない。 ⑴～⑷　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ ⑸　津雲台６丁目地区整備計画、青山台２丁目第２地区整備計画、竹見台４丁目第２地区整備計画及び桃山台５丁目地区整備計画　第４条、第５条、第８条第２項、第９条及び第１１条本文の規定 ⑹　藤白台１丁目地区整備計画及び藤白台３丁目第１地区整備計画　第４条、第５条、第６条第１項、第８条第１項及び第２項、第９条並びに第１１条本文の規定 ⑺　藤白台２丁目地区整備計画　第４条、第５条、第６条第１項、第７条、第８条第１項、第９条、第１０条及び第１１条本文の規定 ⑻　藤白台３丁目第２地区整備計画　第４条、第６条第１項、第８条第２項及び第

＿＿＿は改正箇所

現　　行	改　　正　　案
⑼　高野台１丁目第２地区整備計画及び青山台１丁目地区整備計画　第４条、第５条、第８条第２項及び第１１条本文の規定 ⑽　高野台４丁目第１地区整備計画　第４条、第６条、第８条第１項、第９条及び第１１条本文の規定 ⑾　高野台４丁目第２地区整備計画、佐竹台１丁目第１地区整備計画、佐竹台１丁目第２地区整備計画、佐竹台１丁目第３地区整備計画及び佐竹台２丁目第１地区整備計画　第４条、第５条、第６条第１項、第８条第２項、第９条及び第１１条本文の規定 ⑿　青山台２丁目第１地区整備計画　第４条、第５条、第８条第１項及び第２項並びに第１１条本文の規定 ⒀　青山台２丁目第２地区整備計画、竹見台４丁目第２地区整備計画及び桃山台５丁目地区整備計画　第４条、第５条、第８条第２項、第９条及び第１１条本文の規定 ⒁　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ ⒂　竹見台４丁目第１地区整備計画　第４条、第５条、第６条第１項、第８条第１項、第９条及び第１１条本文の規定 ⒃　古江台３丁目地区整備計画　第４条、第５条、第９条及び第１１条本文の規定 ２～５　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ （一の敷地とみなすこと等による制限の緩和） 第１４条　次の各号に掲げる地区整備計画の区域において、法第８６条第１項若しく	１１条本文の規定 ⑼　藤白台４丁目地区整備計画及び青山台４丁目第１地区整備計画　第４条、第７条、第９条及び第１１条本文の規定 ⑽　高野台１丁目第２地区整備計画及び青山台１丁目地区整備計画　第４条、第５条、第８条第２項及び第１１条本文の規定 ⑾　高野台４丁目第１地区整備計画　第４条、第６条、第８条第１項、第９条及び第１１条本文の規定 ⑿　高野台４丁目第２地区整備計画、佐竹台１丁目第１地区整備計画、佐竹台１丁目第２地区整備計画、佐竹台１丁目第３地区整備計画及び佐竹台２丁目第１地区整備計画　第４条、第５条、第６条第１項、第８条第２項、第９条及び第１１条本文の規定 ⒀　青山台２丁目第１地区整備計画　第４条、第５条、第８条第１項及び第２項並びに第１１条本文の規定 ⒁　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ ⒂　佐竹台５丁目第１地区整備計画　第４条、第５条、第８条第１項及び第２項、第９条並びに第１１条本文の規定 ⒃　佐竹台５丁目第２地区整備計画　第４条、第５条、第６条第１項、第７条、第８条第１項及び第２項、第９条並びに第１１条本文の規定 ⒄　竹見台４丁目第１地区整備計画　第４条、第５条、第６条第１項、第８条第１項、第９条及び第１１条本文の規定 ⒅　古江台３丁目地区整備計画　第４条、第５条、第９条及び第１１条本文の規定 ２～５　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ （一の敷地とみなすこと等による制限の緩和） 第１４条　次の各号に掲げる地区整備計画の区域において、法第８６条第１項若しく

＿＿＿＿は改正箇所

現　　行	改　　正　　案
は第２項又は第８６条の２第１項の規定により市長がその１又は２以上の構えを成す建築物（以下この条において「１又は２以上の建築物」という。）の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めたものに対し、当該各号に掲げる規定を適用する場合においては、当該１又は２以上の建築物は、一の敷地内にあるものとみなす。	は第２項又は第８６条の２第１項の規定により市長がその１又は２以上の構えを成す建築物（以下この条において「１又は２以上の建築物」という。）の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めたものに対し、当該各号に掲げる規定を適用する場合においては、当該１又は２以上の建築物は、一の敷地内にあるものとみなす。
⑴～⑶　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－	⑴～⑶　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－
⑷　藤白台２丁目地区整備計画　第５条、第６条第１項、第７条及び第１０条の規定	⑷　津雲台６丁目地区整備計画、高野台１丁目第２地区整備計画、青山台１丁目地区整備計画、青山台２丁目第２地区整備計画、竹見台４丁目第２地区整備計画及び桃山台５丁目地区整備計画　第５条及び第８条第２項の規定
⑸　藤白台３丁目第２地区整備計画　第６条第１項及び第８条第２項の規定	⑸　藤白台２丁目地区整備計画　第５条、第６条第１項、第７条及び第１０条の規定
⑹　高野台１丁目第２地区整備計画、青山台１丁目地区整備計画、青山台２丁目第２地区整備計画、竹見台４丁目第２地区整備計画及び桃山台５丁目地区整備計画　第５条及び第８条第２項の規定	⑹　藤白台３丁目第２地区整備計画　第６条第１項及び第８条第２項の規定
⑺～⑻　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－	⑺～⑻　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－
⑼　竹見台４丁目第１地区整備計画　第５条、第６条第１項及び第８条第１項の規定	⑼　佐竹台５丁目第１地区整備計画　第５条並びに第８条第１項及び第２項の規定
２　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－	⑽　竹見台４丁目第１地区整備計画　第５条、第６条第１項及び第８条第１項の規定
	２　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－

位　置　図

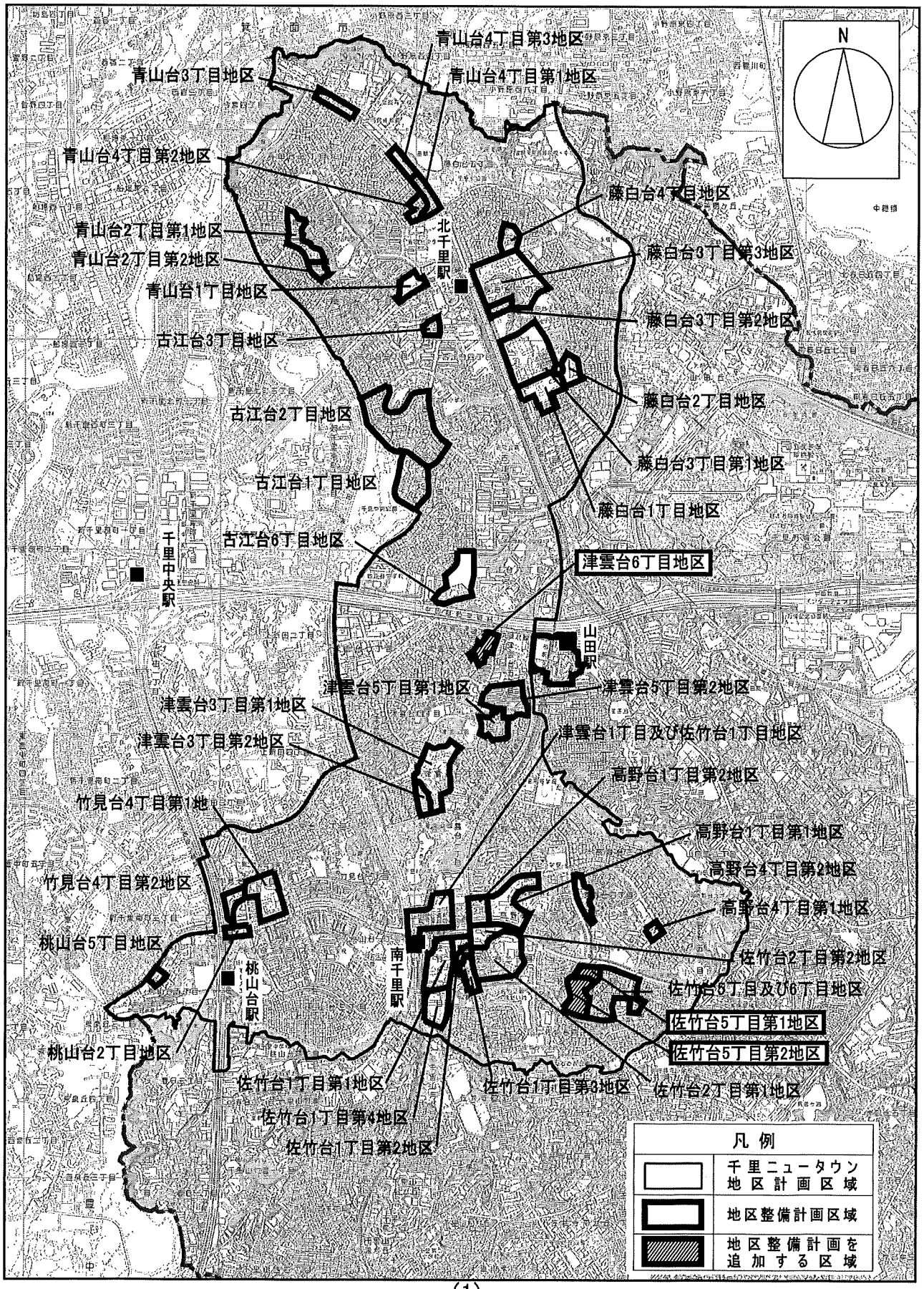
N
青山台4丁目第3地区
青山台3丁目地区
青山台4丁目第1地区
青山台4丁目第2地区
藤白台4丁目地区
青山台2丁目第1地区
北千里駅
藤白台3丁目第3地区
青山台2丁目第2地区
青山台1丁目地区
藤白台3丁目第2地区
古江台3丁目地区
藤白台2丁目地区
古江台2丁目地区
藤白台3丁目第1地区
古江台1丁目地区
藤白台1丁目地区
千里中央駅
古江台6丁目地区
津雲台6丁目地区
山田駅
津雲台5丁目第1地区
津雲台5丁目第2地区
津雲台3丁目第1地区
津雲台1丁目及び佐竹台1丁目地区
津雲台3丁目第2地区
高野台1丁目第2地区
竹見台4丁目第1地
高野台1丁目第1地区
高野台4丁目第2地区
竹見台4丁目第2地区
高野台4丁目第1地区
桃山台5丁目地区
佐竹台2丁目第2地区
南千里駅
桃山台駅
佐竹台6丁目及び6丁目地区
佐竹台5丁目第1地区
佐竹台5丁目第2地区
桃山台2丁目地区
佐竹台1丁目第1地区
佐竹台1丁目第3地区
佐竹台2丁目第1地区
佐竹台1丁目第4地区
佐竹台1丁目第2地区
凡例
千里ニュータウン地区計画区域
地区整備計画区域
地区整備計画を追加する区域

(1)

計　画　図

(2)

計　画　図

N
S=1/1,500
a
b
c
佐竹台5丁目第1地区
佐竹台5丁目第2地区
佐竹台5丁目及び6丁目地区
凡例
地区整備計画を追加する区域（佐竹台5丁目第1地区）
地区整備計画区域
壁面の位置の制限
（地区整備計画区域境界線(a-c)からの距離が10.0m）
高さの最高限度10.0 m
（地区整備計画区域境界線(a-c)からの距離が20 m未満の範囲）
高さの最高限度20.0 m
（地区整備計画区域境界線(a-c)からの距離が20 m以上25 m未満の範囲）
高さの最高限度25.0 m
（地区整備計画区域境界線(a-c)からの距離が25 m以上の範囲）

(3)

計　画　図

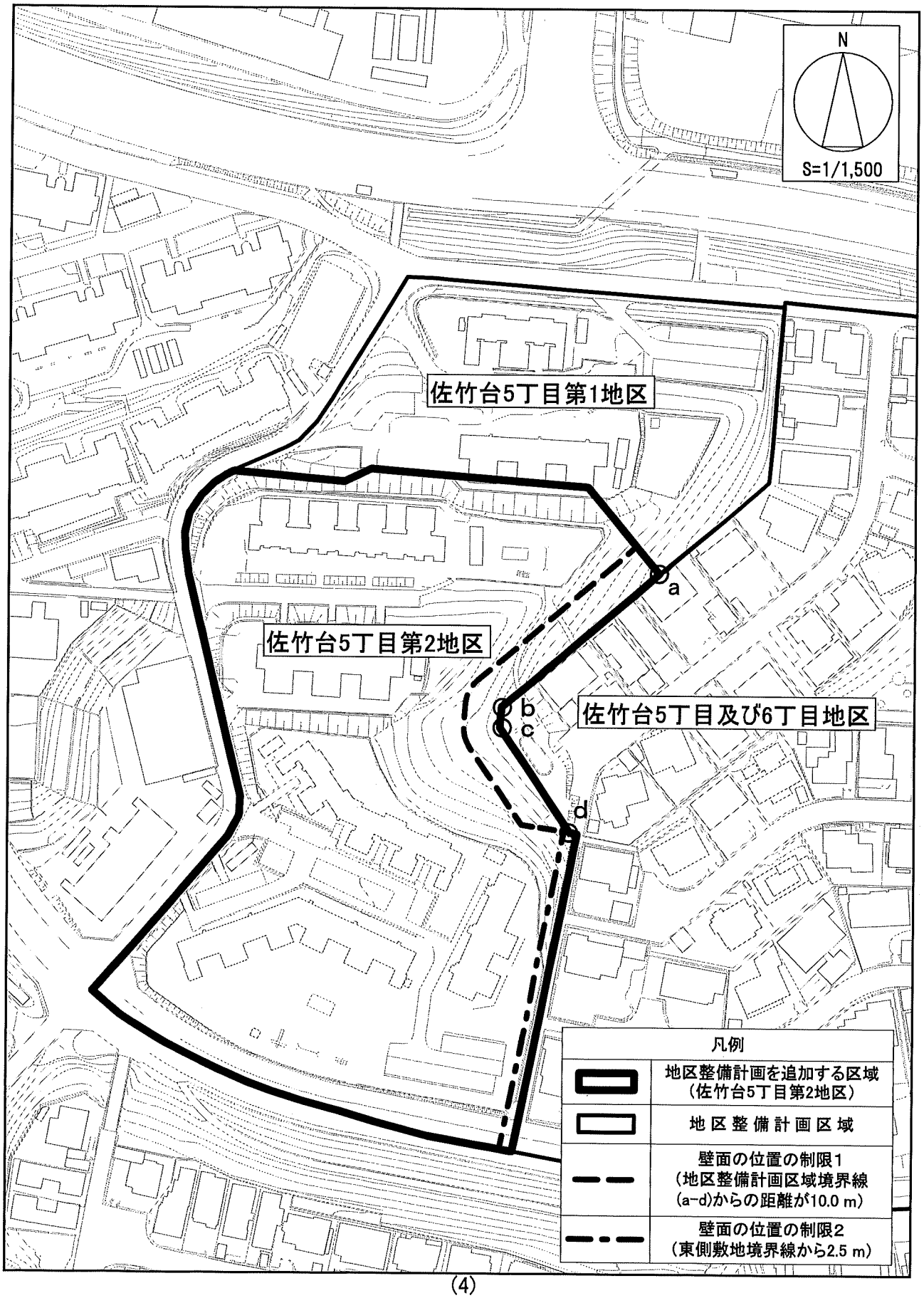
N
S=1/1,500
佐竹台5丁目第1地区
佐竹台5丁目第2地区
佐竹台5丁目及び6丁目地区
a
b
c
d
凡例
地区整備計画を追加する区域
（佐竹台5丁目第2地区）
地区整備計画区域
壁面の位置の制限1
（地区整備計画区域境界線
(a-d)からの距離が10.0 m）
壁面の位置の制限2
（東側敷地境界線から2.5 m）

議案第１４号参考資料
消防本部総務予防室

吹田市消防団条例現行・改正案対照表

＿＿＿＿は改正箇所

現　　行	改　　正　　案
（給与） 第１４条　団員には、次の手当を支給する。 ⑴　月手当又は年手当 ⑵　出場手当 ⑶　訓練手当 ⑷　警戒手当 ⑸　技術手当 ２　月手当及び年手当は、次の各号に掲げる階級の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。 ⑴　団長　月額18,700円 ⑵　副団長　月額13,400円 ⑶　分団長　年額60,400円 ⑷　副分団長　年額46,300円 ⑸　部長　年額33,400円 ⑹　班長　年額28,300円 ⑺　団員　年額23,700円 ３　出場手当は、災害現場に出場した団員に、１回につき4,600円を支給する。 ４　訓練手当は、訓練に従事した団員に、１日につき2,800円を支給する。 ５　警戒手当は、警戒活動に従事した団員に、１日につき2,800円を支給する。 ６　技術手当は、機関員である団員に、次の各号に掲げる装備の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。 ⑴　消防ポンプ自動車　１台につき月額2,900円 ⑵　小型動力ポンプ　１台につき月額1,450円	（報酬） 第１４条　団員には、次の報酬を支給する。 ⑴　月額報酬又は年額報酬 ⑵　出動報酬 ⑶　技術報酬 ２　月額報酬及び年額報酬は、次の各号に掲げる階級の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。 ⑴　団長　月額18,700円 ⑵　副団長　月額13,400円 ⑶　分団長　年額73,200円 ⑷　副分団長　年額59,100円 ⑸　部長　年額46,200円 ⑹　班長　年額41,100円 ⑺　団員　年額36,500円 ３　出動報酬は、次の各号に掲げる出動の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。 ⑴　災害出動　１回につき、次に掲げる出動の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア　４時間以内の出動　4,800円 イ　４時間を超え８時間以内の出動　8,000円 ウ　８時間を超える出動　8,000円に８時間を超える４時間までごとに4,000円を加算した額 ⑵　警戒出動　１日につき3,500円 ⑶　訓練出動　１日につき3,500円

＿＿＿＿は改正箇所

現　　行	改　　正　　案
	4　技術報酬は、機関員である団員に、次の各号に掲げる装備の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。 ⑴　消防ポンプ自動車　１台につき年額36,300円 ⑵　小型動力ポンプ　１台につき年額18,200円

議案第 14 号参考資料

消防本部　総務予防室

吹田市消防団条例の一部改正について

【条例改正の背景】

平成 25 年 12 月に公布・施行された消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成 25 年法律第 110 号）に基づき、令和 3 年 4 月 13 日付け消防地第 171 号にて消防庁長官から「消防団員の報酬等の基準の策定等について」が発出され、各市町村においては、必要な条例改正及び予算措置を行い、条例については、令和4年3月末日までに改正し、同年4月1日から施行するよう示されています。

本市消防団においても当該助言に沿うよう、消防団員の報酬の改定等を行い、消防団員の士気向上、消防団員の確保、ひいては、地域防災力の充実強化に繋げるものです。

【条例改正の内容】

1　団長、副団長の月手当は、月額報酬としますが、支給額は現行のままとします。

分団長以下の年手当は、年額報酬とし、一番下位の階級である「団員」の支給額を国の定める標準額に合わせ 36,500 円とします。「団員」の支給額を 12,800 円増額するため、「分団長」までの上位の階級の者についても、それぞれ 12,800 円を増額します。

階　級	改正前支給額	改正後支給額	増　額
分団長	60,400 円	73,200 円	12,800 円
副分団長	46,300 円	59,100 円	12,800 円
部　長	33,400 円	46,200 円	12,800 円
班　長	28,300 円	41,100 円	12,800 円
団　員	23,700 円	36,500 円	12,800 円

2　出場手当、訓練手当及び警戒手当については、出動報酬とし、各種の出動報酬は、次のとおりとします。

（1）　災害出動の出動報酬は、出動時間に応じて支給することとし、支給額は、1回につき、4 時間以内の出動にあっては 4,800 円、4 時間を超え 8 時間以内の出動にあっては 8,000 円、8 時間を超える出動にあっては 8,000 円に 8 時間を超える 4 時間までごとに 4,000 円を加算した額とします。

（2）　訓練出動の出動報酬は、1日につき、3,500 円を支給します。

（3）　警戒出動の出動報酬は、1日につき、3,500 円を支給します。

区　分	改正前支給額	改正後支給額
出動報酬（災害出動）	1回につき　4,600 円	※上記2（1）　参照
出動報酬（訓練出動）	1日につき　2,800 円	1日につき　3,500 円
出動報酬（警戒出動）	1日につき　2,800 円	1日につき　3,500 円

3　技術手当については、技術報酬とし、支給額を増額した上で月額支給を年額支給に変更します。

区　分	改正前支給額	改正後支給額
消防ポンプ自動車	1台につき　2,900 円／月	1台につき　36,300 円／年
小型動力ポンプ	1台につき　1,450 円／月	1台につき　18,200 円／年

議案第１５号参考資料

消防本部総務予防室

吹田市消防保安事務手数料条例現行・改正案対照表

＿＿＿＿は改正箇所

現行		改正案	
別表第３		別表第３	
１　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下この表において「法」という。）第３条第１項の登録の申請に対する審査	－－－－－略－－－－－	１　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下この表において「法」という。）第３条第１項の登録の申請に対する審査	－－－－－略－－－－－
∫		∫	
６　法第３３条第１項の認可の申請に対する審査		６　法第３３条第１項の認可の申請に対する審査	
７　法第３５条の６第１項の認定の申請に対する審査	次の各号に掲げる申請者が販売契約を締結している一般消費者等の数の区分に応じ、当該各号に定める額 ⑴ ⑵ } －－－－－略－－－－－ ⑶　10,000戸以上　110,000円	７　法第３５条の６第１項の認定の申請に対する審査	次の各号に掲げる申請者が販売契約を締結している一般消費者等の数の区分に応じ、当該各号に定める額 ⑴ ⑵ } －－－－－略－－－－－ ⑶　10,000戸以上　98,000円
８　法第３６条第１項の許可の申請に対する審査	－－－－－略－－－－－	８　法第３６条第１項の許可の申請に対する審査	－－－－－略－－－－－
９　法第３７条の２第１項の許可の申請に対する審査	17,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額	９　法第３７条の２第１項の許可の申請に対する審査	15,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額
10　法第３７条の３第１項の完成検査	－－－－－略－－－－－	10　法第３７条の３第１項の完成検査	－－－－－略－－－－－
∫		∫	
14　法第３７条の６第１項の保安検査		14　法第３７条の６第１項の保安検査	

佐竹千里山駅線道路改良工事請負契約の一部変更について

（款）土木費　（項）道路橋梁費　（目）道路新設改良費
［債務負担行為　令和２年度～令和４年度　447,431,000 円］

＜工事請負契約の変更内容＞
契約金額
変更前　金 383,873,600 円（税込）
変更後　金 391,636,300 円（税込）　　【7,762,700 円増】
工事期間
変更前　令和元年(2019 年)10 月９日から令和４年(2022 年)６月３０日まで
変更後　令和元年(2019 年)10 月９日から令和４年(2022 年)８月３１日まで

１　契約金額の変更

＜主な変更内容＞

（１）排水構造物の変更
排水構造物の施工に際し、測量及び試験掘削を行った結果、現設計で予定している縁石付き側溝（工場製作品）等の排水構造物が既存のガス管及び下水道施設と干渉することが判明したことから、排水構造物の構造及び位置を見直したことによる増加【約 3.4 百万円増額】

（2）仮設道路路面の仕様変更
安全性及び施工性を考慮し、仮設道路路面の仕様を砕石舗装に見直したことによる増加【約 2.6 百万円増額】

（3）その他
排水構造物の変更及び仮設道路路面の仕様変更に伴う施工量増加による交通誘導整理員の増加等の仮設工の増加【約 1.7 百万円増額】

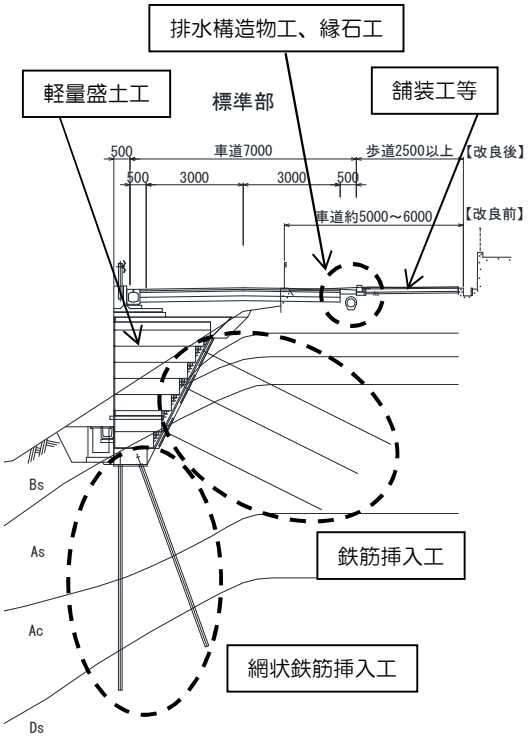

＜参考：標準断面図＞

２　工事期間の変更

本工事に伴い必要となる他企業実施の電柱移設工事及び電線通信線移設工事に遅れが生じていること並びに工事内容の見直しによる設計内容の変更に伴い施工量の増加が見込まれることから、工期内での完成が困難となり、完成時期を令和４年(2022 年)８月３１日に変更するものです。

議案第１９号参考資料
土木部公園みどり室

桃山公園指定管理者候補者団体概要

1　指定管理者候補者

団体名称等	グリーンホスピタルサプライ桃山公園 （代表者）　吹田市春日３丁目 20 番８号 グリーンホスピタルサプライ株式会社 代表取締役　城守　淳

2　構成団体概要

（１）代表者

名　　称	グリーンホスピタルサプライ株式会社
設立年月日	平成 21 年（2009 年）５月 14 日
団体の目的及び事業	１　病院等医療施設の建設に関する企画と設計監理の業務 ２　病院等医療施設の経営コンサルタント業務 ３　医療用機器、動物用医療用機器、医療用消耗品、事務用機器、理化学機器、計量器の輸出入、販売、保守、管理及び修理 ４　レントゲン用フィルム、レントゲン用薬品、レントゲン用処理機器の販売 ５　医薬品、試薬及び医薬部外品の輸入並びに販売 ６　医療用附帯設備の施工 ７　不動産の売買、賃貸借、管理及びその仲介代理 ８　各種動産のリース、賃貸借及び保守管理 ９　損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業及び生命保険の募集に関する業務 １０　病、医院用建物及び付属設備の設計、施工、工事監理業務 １１　建築工事業 １２　内装仕上工事業 １３　管工事業 １４　電気工事業 １５　ガラス工事業 １６　機械器具設置工事業 １７　建具工事業

団体の目的及び事業	１８　医療用ガス配管設備の設計、施工、保守、管理及び医療用ガスの販売 １９　放射線障害防護設備の設計、施工 ２０　メディカルコンサルタント業務 ２１　教育事業に関する企画、調査、運営、受託、並びに経営コンサルタント ２２　労働者派遣事業 ２３　金銭の貸付、為替取引、債務の保証及び債権の売買等の金融業 ２４　福祉用具、介護用品の販売及び賃貸 ２５　宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業 ２６　調剤薬局の経営 ２７　医薬品、医薬部外品、衛生材料及び日用雑貨品の販売 ２８　有料老人ホームの経営 ２９　食料品、衣料品、日用雑貨品、家庭用品及び化粧品の販売 ３０　飲食店の経営 ３１　介護保険法による訪問介護及び介護予防訪問介護の居宅サービス事業 ３２　介護保険法による訪問看護及び介護予防訪問看護の居宅サービス事業 ３３　介護保険法による通所介護及び介護予防通所介護の居宅サービス事業 ３４　介護保険法による認知症対応型共同生活介護の居宅サービス事業 ３５　介護保険法による特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の居宅サービス事業 ３６　介護保険法による福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の居宅サービス事業 ３７　介護保険法による短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の居宅サービス事業 ３８　介護保険法による居宅介護支援及び介護予防支援事業 ３９　託児所及び保育所の経営 ４０　特許、実用新案、意匠、商標等知的財産権及びその他無体財産権の企画、立案、研究開発、取得、保有、運用、売買、仲介、賃貸借、管理、使用許諾 ４１　各種医用画像による読影の技術指導及び専門医による読影診断レポート返信業務 ４２　画像診断のための医学及び放射線領域におけるコンサルタント業務全般 ４３　画像診断のための医学及び放射線治療領域の装置・機器の選定及びシステム並びに環境整備業務 ４４　画像診断のための医学及び放射線治療領域における医療機関の研究会開催のサポート業務 ４５　画像診断のための医学及び放射線治療領域における医療機関の国際協力及び共同研究のサポート業務

（２）

団体の目的及び事業	４６　画像診断のための医学を用いた新たな診断･治療手技の開発サポート業務 ４７　医療機関に関する事務代行業務 ４８　医療機関の設備機器類の賃貸、管理、リース並びに保守代行業 ４９　健康診断受診者募集に関する事務代行業 ５０　動物病院の経営 ５１　ペット専用ホテルの経営及びペットの洗毛刈込み ５２　ペットショップの経営 ５３　ペット用品及びペットフードの卸売及び販売 ５４　動物用医療用具、医療用消耗品、医薬品の卸売及び販売 ５５　弁当・折詰・会席料理等の仕出業 ５６　各事業所に対する給食及び給食管理業 ５７　レストラン及び喫茶店経営 ５８　食品の加工及び販売 ５９　ガス溶断機器の製造及び販売 ６０　鉄鋼加工機械の製造及び販売 ６１　鋼材加工用コンピューターソフトの開発及び販売 ６２　医療機器の製造、輸入及び販売 ６３　医療設備機器の製造、輸入及び販売 ６４　病院厨房設備機器、残渣処理機器の製造及び販売 ６５　高圧ガスの販売 ６６　医療機器の保守点検及び滅菌又は消毒 ６７　病院給食用管理コンピューターソフトの開発及び販売 ６８　診療材料運用管理システムの構築及び販売 ６９　医療施設の空間デザイン構築及び販売 ７０　保健福祉設備機器の製造及び販売 ７１　電子計算機及びその関連機器･通信装置及び計量器の情報処理業務並びに販売保守サービス業 ７２　電子計算機による計算サービス業 ７３　電子計算機及びその関連機器･通信装置の導入及び運営のコンサルタント業 ７４　電子計算機及びその関連機器・通信装置のソフトウェアの企画、開発、販売、保守 ７５　廃棄物処理機器の製造、販売、メンテナンス ７６　病院、手術室の清掃、消毒及び環境測定業務 ７７　病院の害虫駆除業務 ７８　医療施設の警備、安全管理業務 ７９　文房具、事務用品及び各種印刷物の販売

団体の目的及び事業	８０　広告代理業務 ８１　経営、経理及び労務等の事務代行及びコンサルタント業務 ８２　以上各号に附帯関連する一切の業務
役員	取締役８名（うち代表取締役２名）、監査役１名、会計監査人１団体

（２）構成員

名　　称	日本パナユーズ株式会社
設立年月日	平成 27 年（2015 年）10 月 15 日
団体の目的及び事業	１　ビル、工場、倉庫、学校、病院、港湾、船舶及び要人の警備その他セキュリティに関する一切の事業 ２　会社の信用、人事等の調査に関する一切の事業 ３　ビル管理及びメンテナンス、サービスに関する一切の事業 ４　公園、駐車場等公共施設の管理に関する事業 ５　損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務 ６　宅地建物の売買、斡旋及び代理に関する事業 ７　労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業 ８　消防施設工事業及び消防施設保守管理業 ９　電気工事業、管工事業及び機械器具設置工事業 １０　身体上又は精神上の障害者に対する入浴、排泄、食事その他の介護及び介護に関する指導業 １１　情報提供サービス業 １２　警備業に関する講師の受託業務 １３　一般事務、受付業務に関する請負、受託業務 １４　駐車場の設備及び機械、器具の販売、賃貸、リース、管理、保守に関する業務 １５　防犯、防災、救急に関する機器及びシステムの開発、販売、賃貸、リースに関する業務 １６　犯罪を抑止する学術に関する研究開発、普及啓発、情報交換、国際交流、人材育成、その他この法人の目的を達成するために必要な事業 １７　インターネットを介した機器販売に関する業務 １８　古物商に関する業務 １９　医療関連会社に対する紹介業務 ２０　データを利用したデータ解析業務 ２１　コールセンター業務 ２２　人工知能（ＡＩ）に関する業務 ２３　海外でのセキュリティに関する業務 ２４　海外での機器販売に関する業務 ２５　前各号に関連する一切の事業
役員	取締役５名（うち代表取締役１名）、監査役１名

（３）構成員

名　　称	シップヘルスケアフード株式会社
設立年月日	昭和 57 年（1982 年）３月 11 日
団体の目的及び事業	１　弁当・折詰・会席料理等の仕出業 ２　各種事業所に対する給食及び給食管理業 ３　レストラン及び喫茶店経営 ４　食品材料の加工及び販売 ５　労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業、特定労働者派遣事業 ６　コンビニエンスストアの運営 ７　食品の卸売及び小売 ８　食器・厨房機器・厨房用備品の販売 ９　給食運営コンサルタント業務 １０　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービス事業 １１　農作物の生産、加工、貯蔵、運搬、販売、作業委託に関する事業 １２　前各号に附帯関連する一切の事業
役員	取締役３名（うち代表取締役１名）、監査役１名

（４）構成員

名　　称	川西造園株式会社
設立年月日	平成 24 年（2012 年）12 月 13 日
団体の目的及び事業	１　造園工事業 ２　土木工事業 ３　上記各号に付帯する一切の業務
役員	取締役２名（うち代表取締役１名）

（５）構成員

名　　称	株式会社堀田工務店
設立年月日	昭和 40 年（1965 年）11 月 20 日
団体の目的及び事業	１　土木工事業 ２　建築工事業 ３　舗装工事業 ４　とび、土工工事業 ５　鋼構造物工事業 ６　造園工事業 ７　管工事業 ８　土木、建築の設計、監理業 ９　水道施設工事業 １０　不動産の売買、仲介、賃貸、管理 １１　各種建築資材の販売 １２　建設機械器具賃貸業 １３　内装仕上工事業 １４　塗装工事業 １５　解体工事業 １６　上記各号に付帯する一切の事業
役員	取締役４名（うち代表取締役２名）、監査役１名

（６）構成員

名　　称	パラカ株式会社
設立年月日	平成９年（1997 年）８月 22 日
団体の目的及び事業	１　駐車場の運営及び管理業務 ２　駐車場用機械・設備・装置の製造、販売業務 ３　駐車場用機械・設備・装置のレンタル及びリース業務 ４　駐車場経営のフランチャイズチェーンシステムの本部業務 ５　駐車場の運営、管理に関するコンサルティング ６　資産運用と資金調達に関するコンサルティング ７　特定目的会社、特別目的会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社）及び不動産投資信託に対する出資並びに出資持分の売買、仲介及び管理 ８　不動産の所有、賃貸借、売買及び管理 ９　信託受益権の取得、保有及び売却 １０　金銭の貸付及び金銭消費貸借契約の媒介、保証 １１　有価証券の取得、保有及び売却 １２　投資助言・代理業 １３　損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務 １４　宅地建物取引業 １５　自動車への充電サービス １６　太陽光・風力・地熱等再生可能エネルギーの供給に関する事業 １７　前各号に附帯する一切の業務
役員	取締役４名（うち代表取締役１名）、監査役３名、会計監査人１団体

桃山公園指定管理者候補者選定の概要

1　施設の名称及び所在地

名　称：桃山公園　所在地：吹田市桃山台２丁目 10 番

2　指定管理者候補者

グリーンホスピタルサプライ桃山公園

（代表者）　吹田市春日３丁目 20 番８号
グリーンホスピタルサプライ株式会社
代表取締役　城守　淳

（構成員）　大阪市西区阿波座２丁目４番 23 号西本町大五ビル２階
日本パナユーズ株式会社
代表取締役　西門　賢治

（構成員）　吹田市春日４丁目 13 番 15 号
シップヘルスケアフード株式会社
代表取締役　山下　雅史

（構成員）　吹田市春日１丁目８番３号
川西造園株式会社
代表取締役　川西　秀次

（構成員）　吹田市山手町４丁目４番５号
株式会社堀田工務店
代表取締役　堀田　稔

（構成員）　東京都港区愛宕２丁目５番１号
パラカ株式会社
代表取締役　内藤　亨

3　指定の期間

令和４年（2022 年）７月１日から令和 24 年（2042 年）３月 31 日まで

4　管理経費の提案額

年　度	収支計画書による支出額	募集要項に示す上限額
令和４年度（2022 年度）	13,887,000 円	13,893,000 円
令和５年度（2023 年度）～令和 24 年度（2042 年度）の各年度	18,516,000 円	18,524,000 円
合　計	365,691,000 円	365,849,000 円

なお、各年度の指定管理委託料の額は、予算の範囲内で、市と指定管理者が締結する年度協定書で定めるものとします。

5　募集及び選定経過の概要

（１）募集の経過

募集要項等の公表　令和３年（2021 年）９月７日

現地説明会　　令和３年（2021 年）９月 15 日（８団体）

応募書類の受付　　令和３年（2021 年）10 月 21 日から 11 月４日まで（１団体）

（２）選定の経過

第１回選定委員会　令和３年（2021 年）６月 18 日

第２回選定委員会　令和３年（2021 年）７月 13 日

第３回選定委員会　令和３年（2021 年）12 月７日

6　選定委員会委員

（敬称略）

	氏　名	役職等
委員長	増田　昇	ＬＡまちづくり研究所　所長 ／大阪府立大学　名誉教授
副委員長	澤木　昌典	大阪大学　大学院工学研究科 環境エネルギー工学専攻　都市環境デザイン学領域　教授
委員	梶木　典子	神戸女子大学　家政学部　教授
委員	上田　萌子	大阪府立大学　大学院　生命環境科学研究科　助教
委員	大内　将弘	近畿税理士会吹田支部　税務支援対策委員会　委員 ／大内会計事務所　税理士

7　選定の概要

（１）選定方法

応募資格を満たしていることを確認した上で、書類、プレゼンテーション及びヒアリング審査を行い、各委員が選定基準に従って評価を行いました。委員の過半数が整備関係及び管理関係ともに 100 点満点中 60 点以上の評価をしている応募者について、委員による意見交換を行い、指定管理者候補者及び設置等予定者を選定しました。

（２）選定結果及び理由

グリーンホスピタルサプライ桃山公園は、委員の全員が整備関係及び管理関係ともに 60 点以上の評価点をつけ、かつ、桃山公園の再整備案は適切であり、管理運営についても確実に行うことができると評価されたため、指定管理者候補者として選定しました。

なお、応募者が１者のため、次点となる者はありません。

（３）評価点集計表

（指定管理者候補者）グリーンホスピタルサプライ桃山公園

整備関係

分類		選定基準・評価項目	様式	配点		評価点数 A委員	B委員	C委員	D委員	E委員
全体計画	実施方針	① ・本公園の特性や利用実態、課題、可能性を的確に分析し、事業の目的やコンセプトをふまえた提案となっているか	Ⅱ-3	20	5	5	4	4	4	3
		② ・事業の実施方針にふさわしい施設配置計画となっているか	Ⅱ-4		5	5	4	4	3	4
		③ ・計画段階で地域の意向を十分にくみ取り、将来的に地域の誇りとなるような公園づくりのプロセスとなっているか（既存樹木を極力活用しながら、自然環境や景観に配慮した具体的な提案となっているか、収益施設の営業時間等、周辺の居住環境に配慮した具体的な提案となっているか）	Ⅱ-5		10	9	7	8	7	7
	実施体制	④ ・事業を実施するための実行力があり、実績を兼ね備えた実施体制を整えているか	Ⅱ-6	15	5	4	3	3	4	3
		⑤ ・社会情勢の変化等、不測の事態発生時のリスク管理等が計画されているか	Ⅱ-7		5	4	4	3	4	3
		⑥ ・事業スケジュールが具体的で、無理なく適切に設定されているか	Ⅱ-8		2	2	2	2	2	2
		⑦ ・初期投資にかかる資金調達計画及び管理運営にあたり事業継続にかかる収支計画が適切であるか	Ⅱ-9 Ⅱ-10		3	3	3	3	2	2
整備・管理運営計画	施設の整備計画	⑧ ・バリアフリー等に配慮し、子どもから高齢者まで幅広い世代に加え、障がい者や外国人など、多様な人々が安心・安全に利用できる施設の提案となっているか ・一時避難地の機能が効果的に発揮できる提案となっているか	Ⅱ-11	35	5	5	3	4	3	3
		⑨ ・既存樹木を極力活用しながら、自然環境や景観に配慮した具体的な提案となっているか			10	10	9	8	7	7
		⑩ ・誰もが自由かつ快適に利用できる質の高い空間づくりや、公園及び周辺地区に新たな価値や文化を生み出す多様なアクティビティを誘発する機能やデザインとなっているか			10	7	6	7	6	7
		⑪ ・駐車場に関して、課題に対する調査手法や解決策が提案されているか、また、既存樹木を極力活用しながら、自然環境や景観に配慮した具体的な提案となっているか	Ⅱ-12		10	8	8	8	6	7
	施設の管理運営計画	⑫ ・各施設が独立することなく、相乗効果を発揮するような計画となっているか	Ⅱ-13	15	10	9	7	8	7	6
		⑬ ・全ての公園利用者の満足度向上につながる提案となっているか（安心・安全を確保するとともに営業時間や照明計画など、利便性や快適性に配慮した管理計画となっているか）			5	4	3	4	3	3
価格提案	使用料及び整備費	⑭ ・公募対象公園施設の使用料の増額及び特定公園施設の整備にかかる本市負担が低減されているか 【公募対象公園施設の使用料の増額及び特定公園施設の整備に係る本市負担の低減】 a ：公募対象公園施設の使用料 提案額（管理）（㎡単価 ）-4,000 円 b ：公募対象公園施設の使用料 提案額（新設 土地）（㎡単価）-2,000 円 c ：公募対象公園施設の使用料 提案額（新設 水面 ※建物設置除く）（㎡単価）-15 円 d ：117,000 千円－特定公園施設整備に対する本市負担額 a の額 / a の最高提案額・・・ a’（ b ， c ， d についても同様に算出し、それぞれ b’， c ’， d ’） （a’+b ’＋ c ’＋ d ’）/4 × 10 点＝提案額評点（小数点以下は切り上げ） ※提案の無い項目については 0 で計算を行う。	Ⅱ-14	15	10	3	3	3	3	3
	売上還元	⑮ ・公募対象公園施設の売上に応じた公園への還元策が提案されているか			5	3	3	3	3	2
小計				100		81	69	72	64	62
６０点未満と評価した委員数						0				

管理関係

分類			選定基準・評価項目	様式	配点		評価点数				
							A委員	B委員	C委員	D委員	E委員
全体計画	管理運営方針	①	・事業の目的やコンセプト、管理運営方針を十分に理解しているか	Ⅲ-4	10	5	5	4	4	4	3
		②	・すべての利用者が平等に利用できるための配慮がなされているか	Ⅲ-5		5	3	3	4	3	3
	実施体制	③	・公園の管理運営を円滑かつ適切に遂行することが可能な管理運営体制となっているか	Ⅲ-6	20	5	4	5	4	4	3
		④	・個人情報保護、防犯や防災、事故防止等、利用者の安全確保策及び事故発生時、災害時その他緊急時の危機管理体制が十分にとられているか（所内研修など、PDCAの取組みを行う体制となっているか）	Ⅲ-7		5	4	4	4	3	4
		⑤	・法人等の経営状況（財務基盤）が安定しているか	Ⅲ-8		10	7	8	7	7	8
管理運営業務	維持管理	⑥	・既存樹木や、池の水質管理など自然環境や景観に配慮し、あらゆる世代の利用者にとって居心地のよい空間となる取組が提案されているか	Ⅲ-9	50	20	15	18	14	12	12
	運営管理	⑦	・公園を活用し、多様なテーマを取り上げたプログラムを計画しているか ・子育て世代、若い世代、働き盛り世代、高齢者などあらゆる世代の憩いの場所となる内容になっているか ・年間を通じた利用者の増加や満足度の向上に繋がる提案がなされているか ・社会潮流を見ながら適切に対応できる具体的な提案がなされているか	Ⅲ-10		10	7	6	7	5	6
	安全対策	⑧	・安全の確保等、回避しなければならない事象（リスク）を具体的に認識したうえで、回避するための具体的な対策が提案されているか	Ⅲ-11		5	5	5	4	3	4
	市民協働	⑨	・協議会の運営等の市民や住民団体との協働による取組が具体的に提案されているか（市民活動の誘発や人材発掘にかかる内容が記載されているか）	Ⅲ-12		10	8	8	7	7	7
	自主事業	⑩	・公園の目的に合った自主事業の提案がなされているか	Ⅲ-13		5	5	4	3	3	3
実績等	実績	⑪	・類似施設の管理の実績があるか	Ⅲ-14	10	5	5	5	5	5	5
	地元配慮	⑫	・構成団体に、地域活性化に資する地元企業等が含まれているか	Ⅲ-15		5	5	5	5	5	5
価格提案	指定管理料	⑬	・市の指定管理料の積算額と指定期間における指定管理料の提案額を比較し、削減率に応じて付与	Ⅲ-16	10	10	0	0	0	0	0
小計					100		73	75	68	61	63
６０点未満と評価した委員数							0				
合計					200		154	144	140	125	125
委員ごとの順位							1	1	1	1	1
１位と順位付けした委員数							5				
２位と順位付けした委員数							0				
順位の合計							5				
選定結果							指定管理者候補者				

議案第２０号参考資料
土木部公園みどり室
地域教育部中央図書館

江坂公園及び吹田市立江坂図書館指定管理者候補者団体概要

1　指定管理者候補者

団体名称等	グリーンホスピタルサプライ江坂公園 （代表者）　吹田市春日３丁目 20 番８号 グリーンホスピタルサプライ株式会社 代表取締役　城守　淳

2　構成団体概要

（１）代表者

名　　称	グリーンホスピタルサプライ株式会社
設立年月日	平成 21 年（2009 年）５月 14 日
団体の目的及び事業	１　病院等医療施設の建設に関する企画と設計監理の業務 ２　病院等医療施設の経営コンサルタント業務 ３　医療用機器、動物用医療用機器、医療用消耗品、事務用機器、理化学機器、計量器の輸出入、販売、保守、管理及び修理 ４　レントゲン用フィルム、レントゲン用薬品、レントゲン用処理機器の販売 ５　医薬品、試薬及び医薬部外品の輸入並びに販売 ６　医療用附帯設備の施工 ７　不動産の売買、賃貸借、管理及びその仲介代理 ８　各種動産のリース、賃貸借及び保守管理 ９　損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業及び生命保険の募集に関する業務 １０　病、医院用建物及び付属設備の設計、施工、工事監理業務 １１　建築工事業 １２　内装仕上工事業 １３　管工事業 １４　電気工事業 １５　ガラス工事業 １６　機械器具設置工事業 １７　建具工事業

団体の目的及び事業	１８　医療用ガス配管設備の設計、施工、保守、管理及び医療用ガスの販売 １９　放射線障害防護設備の設計、施工 ２０　メディカルコンサルタント業務 ２１　教育事業に関する企画、調査、運営、受託、並びに経営コンサルタント ２２　労働者派遣事業 ２３　金銭の貸付、為替取引、債務の保証及び債権の売買等の金融業 ２４　福祉用具、介護用品の販売及び賃貸 ２５　宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業 ２６　調剤薬局の経営 ２７　医薬品、医薬部外品、衛生材料及び日用雑貨品の販売 ２８　有料老人ホームの経営 ２９　食料品、衣料品、日用雑貨品、家庭用品及び化粧品の販売 ３０　飲食店の経営 ３１　介護保険法による訪問介護及び介護予防訪問介護の居宅サービス事業 ３２　介護保険法による訪問看護及び介護予防訪問看護の居宅サービス事業 ３３　介護保険法による通所介護及び介護予防通所介護の居宅サービス事業 ３４　介護保険法による認知症対応型共同生活介護の居宅サービス事業 ３５　介護保険法による特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の居宅サービス事業 ３６　介護保険法による福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の居宅サービス事業 ３７　介護保険法による短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の居宅サービス事業 ３８　介護保険法による居宅介護支援及び介護予防支援事業 ３９　託児所及び保育所の経営 ４０　特許、実用新案、意匠、商標等知的財産権及びその他無体財産権の企画、立案、研究開発、取得、保有、運用、売買、仲介、賃貸借、管理、使用許諾 ４１　各種医用画像による読影の技術指導及び専門医による読影診断レポート返信業務 ４２　画像診断のための医学及び放射線領域におけるコンサルタント業務全般 ４３　画像診断のための医学及び放射線治療領域の装置・機器の選定及びシステム並びに環境整備業務 ４４　画像診断のための医学及び放射線治療領域における医療機関の研究会開催のサポート業務 ４５　画像診断のための医学及び放射線治療領域における医療機関の国際協力及び共同研究のサポート業務

（２）

団体の目的及び事業	４６　画像診断のための医学を用いた新たな診断･治療手技の開発サポート業務 ４７　医療機関に関する事務代行業務 ４８　医療機関の設備機器類の賃貸、管理、リース並びに保守代行業 ４９　健康診断受診者募集に関する事務代行業 ５０　動物病院の経営 ５１　ペット専用ホテルの経営及びペットの洗毛刈込み ５２　ペットショップの経営 ５３　ペット用品及びペットフードの卸売及び販売 ５４　動物用医療用具、医療用消耗品、医薬品の卸売及び販売 ５５　弁当・折詰・会席料理等の仕出業 ５６　各事業所に対する給食及び給食管理業 ５７　レストラン及び喫茶店経営 ５８　食品の加工及び販売 ５９　ガス溶断機器の製造及び販売 ６０　鉄鋼加工機械の製造及び販売 ６１　鋼材加工用コンピューターソフトの開発及び販売 ６２　医療機器の製造、輸入及び販売 ６３　医療設備機器の製造、輸入及び販売 ６４　病院厨房設備機器、残渣処理機器の製造及び販売 ６５　高圧ガスの販売 ６６　医療機器の保守点検及び滅菌又は消毒 ６７　病院給食用管理コンピューターソフトの開発及び販売 ６８　診療材料運用管理システムの構築及び販売 ６９　医療施設の空間デザイン構築及び販売 ７０　保健福祉設備機器の製造及び販売 ７１　電子計算機及びその関連機器･通信装置及び計量器の情報処理業務並びに販売保守サービス業 ７２　電子計算機による計算サービス業 ７３　電子計算機及びその関連機器･通信装置の導入及び運営のコンサルタント業 ７４　電子計算機及びその関連機器・通信装置のソフトウェアの企画、開発、販売、保守 ７５　廃棄物処理機器の製造、販売、メンテナンス ７６　病院、手術室の清掃、消毒及び環境測定業務 ７７　病院の害虫駆除業務 ７８　医療施設の警備、安全管理業務 ７９　文房具、事務用品及び各種印刷物の販売

（３）

団体の目的及び事業	８０　広告代理業務 ８１　経営、経理及び労務等の事務代行及びコンサルタント業務 ８２　以上各号に附帯関連する一切の業務
役員	取締役８名（うち代表取締役２名)、監査役１名、会計監査人１団体

（２）構成員

名　　称	日本パナユーズ株式会社
設立年月日	平成 27 年（2015 年）10 月 15 日
団体の目的及び事業	１　ビル、工場、倉庫、学校、病院、港湾、船舶及び要人の警備その他セキュリティに関する一切の事業 ２　会社の信用、人事等の調査に関する一切の事業 ３　ビル管理及びメンテナンス、サービスに関する一切の事業 ４　公園、駐車場等公共施設の管理に関する事業 ５　損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務 ６　宅地建物の売買、斡旋及び代理に関する事業 ７　労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業 ８　消防施設工事業及び消防施設保守管理業 ９　電気工事業、管工事業及び機械器具設置工事業 １０　身体上又は精神上の障害者に対する入浴、排泄、食事その他の介護及び介護に関する指導業 １１　情報提供サービス業 １２　警備業に関する講師の受託業務 １３　一般事務、受付業務に関する請負、受託業務 １４　駐車場の設備及び機械、器具の販売、賃貸、リース、管理、保守に関する業務 １５　防犯、防災、救急に関する機器及びシステムの開発、販売、賃貸、リースに関する業務 １６　犯罪を抑止する学術に関する研究開発、普及啓発、情報交換、国際交流、人材育成、その他この法人の目的を達成するために必要な事業 １７　インターネットを介した機器販売に関する業務 １８　古物商に関する業務 １９　医療関連会社に対する紹介業務 ２０　データを利用したデータ解析業務 ２１　コールセンター業務 ２２　人工知能（ＡＩ）に関する業務 ２３　海外でのセキュリティに関する業務 ２４　海外での機器販売に関する業務 ２５　前各号に関連する一切の事業
役員	取締役５名（うち代表取締役１名）、監査役１名

（３）構成員

名　　称	シップヘルスケアフード株式会社
設立年月日	昭和 57 年（1982 年）３月 11 日
団体の目的及び事業	１　弁当・折詰・会席料理等の仕出業 ２　各種事業所に対する給食及び給食管理業 ３　レストラン及び喫茶店経営 ４　食品材料の加工及び販売 ５　労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業、特定労働者派遣事業 ６　コンビニエンスストアの運営 ７　食品の卸売及び小売 ８　食器・厨房機器・厨房用備品の販売 ９　給食運営コンサルタント業務 １０　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービス事業 １１　農作物の生産、加工、貯蔵、運搬、販売、作業委託に関する事業 １２　前各号に附帯関連する一切の事業
役員	取締役３名（うち代表取締役１名）、監査役１名

（４）構成員

名　　称	川西造園株式会社
設立年月日	平成 24 年（2012 年）12 月 13 日
団体の目的及び事業	１　造園工事業 ２　土木工事業 ３　上記各号に付帯する一切の業務
役員	取締役２名（うち代表取締役１名）

（５）構成員

名　　称	株式会社堀田工務店
設立年月日	昭和 40 年（1965 年）11 月 20 日
団体の目的及び事業	１　土木工事業 ２　建築工事業 ３　舗装工事業 ４　とび、土工工事業 ５　鋼構造物工事業 ６　造園工事業 ７　管工事業 ８　土木、建築の設計、監理業 ９　水道施設工事業 １０　不動産の売買、仲介、賃貸、管理 １１　各種建築資材の販売 １２　建設機械器具賃貸業 １３　内装仕上工事業 １４　塗装工事業 １５　解体工事業 １６　上記各号に付帯する一切の事業
役員	取締役４名（うち代表取締役２名）、監査役１名

江坂公園及び吹田市立江坂図書館指定管理者候補者選定の概要

1　施設の名称及び所在地

名　称：江坂公園　　所在地：吹田市江坂町１丁目 19 番１号

名　称：吹田市立江坂図書館　所在地：吹田市江坂町１丁目 19 番１号

2　指定管理者候補者

グリーンホスピタルサプライ江坂公園

（代表者）　吹田市春日３丁目 20 番８号
グリーンホスピタルサプライ株式会社
代表取締役　城守　淳

（構成員）　大阪市西区阿波座２丁目４番 23 号西本町大五ビル２階
日本パナユーズ株式会社
代表取締役　西門　賢治

（構成員）　吹田市春日４丁目 13 番 15 号
シップヘルスケアフード株式会社
代表取締役　山下　雅史

（構成員）　吹田市春日１丁目８番３号
川西造園株式会社
代表取締役　川西　秀次

（構成員）　吹田市山手町４丁目４番５号
株式会社堀田工務店
代表取締役　堀田　稔

3　指定の期間

令和４年（2022 年）７月１日から令和 24 年（2042 年）３月 31 日まで

4　管理経費の提案額

年　度	収支計画書による支出額	募集要項に示す上限額
令和４年度（2022 年度）	53,350,000 円	53,369,000 円
令和５年度（2023 年度）～令和 24 年度（2042 年度）の各年度	71,150,000 円	71,159,000 円
合　計	1,405,200,000 円	1,405,390,000 円

なお、各年度の指定管理委託料の額は、予算の範囲内で、市と指定管理者が締結する年度協定書で定めるものとします。

5　募集及び選定経過の概要

（1）募集の経過

ア　当初募集

募集要項等の公表　令和３年（2021 年）８月 16 日

現地説明会　　令和３年（2021 年）８月 31 日及び９月１日（21 団体）

応募書類の受付　　令和３年（2021 年）10 月 21 日から 11 月４日まで（１団体）

※募集要項の失格事由に該当したため選定の対象から除外

イ　再募集

募集要項等の公表　令和３年（2021 年）11 月 25 日

現地説明会　　令和３年（2021 年）12 月３日（５団体）

応募書類の受付　　令和３年（2021 年）12 月 17 日から 12 月 24 日まで（１団体）

（2）選定の経過

第１回選定委員会　令和３年（2021 年）６月 18 日

第２回選定委員会　令和３年（2021 年）７月 13 日

第３回選定委員会　令和４年（2022 年）１月 12 日

6　選定委員会委員

（敬称略）

	氏　名	役職等
委員長	増田　昇	ＬＡまちづくり研究所　所長 ／大阪府立大学　名誉教授
副委員長	澤木　昌典	大阪大学　大学院工学研究科 環境エネルギー工学専攻　都市環境デザイン学領域　教授
委員	渡邊　智山	関西大学　文学部　総合人文学科　教育文化専修　教授
委員	梶木　典子	神戸女子大学　家政学部　教授
委員	大内　将弘	近畿税理士会吹田支部　税務支援対策委員会　委員 ／大内会計事務所　税理士

7　選定の概要

（1）選定方法

応募資格を満たしていることを確認した上で、書類、プレゼンテーション及びヒアリング審査を行い、各委員が選定基準に従って評価を行いました。委員の過半数が整備関係及び管理関係ともに 100 点満点中 60 点以上の評価をしている応募者について、委員による意見交換を行い、指定管理者候補者及び設置等予定者を選定しました。

（2）選定結果及び理由

グリーンホスピタルサプライ江坂公園は、委員の全員が整備関係及び管理関係ともに 60 点以上の評価点をつけ、かつ、江坂公園及び吹田市立江坂図書館の再整備案は適切であり、管理運営についても確実に行うことができると評価されたため、指定管理者候補者として選定しました。

なお、応募者が 1 者のため、次点となる者はありません。

（３）評価点集計表

（指定管理者候補者）グリーンホスピタルサプライ江坂公園

整備関係

分類		選定基準・評価項目	様式	配点		評価点数 A委員	B委員	C委員	D委員	E委員
全体計画	実施方針	① ・本公園の特性や利用実態、課題、可能性を的確に分析し、事業の目的やコンセプトをふまえた提案となっているか	Ⅱ-3	20	5	5	4	4	4	4
		② ・事業の実施方針にふさわしい施設配置計画となっているか	Ⅱ-4		5	5	4	5	4	4
		③ ・計画段階で地域の意向を十分にくみ取り、将来的に地域の誇りとなるような公園及び図書館づくりのプロセスとなっているか（既存樹木を極力活用しながら、自然環境や景観に配慮した具体的な提案となっているか、図書館サービスに配慮した具体的な提案となっているか、収益施設の営業時間等、周辺の居住環境に配慮した具体的な提案となっているか）	Ⅱ-5		10	8	7	8	8	8
	実施体制	④ ・事業を実施するための実行力があり、実績を兼ね備えた実施体制を整えているか	Ⅱ-6	15	5	4	4	4	5	3
		⑤ ・社会情勢の変化等、不測の事態発生時のリスク管理等が計画されているか	Ⅱ-7		5	3	3	3	4	3
		⑥ ・事業スケジュールが具体的で、無理なく適切に設定されているか	Ⅱ-8		2	2	2	2	2	2
		⑦ ・初期投資にかかる資金調達計画及び管理運営にあたり事業継続にかかる収支計画が適切であるか	Ⅱ-9 Ⅱ-10		3	2	3	2	2	2
整備・管理運営計画	施設の整備計画	⑧ ・バリアフリー等に配慮し、子どもから高齢者まで幅広い世代に加え、障がい者や外国人など、多様な人々が安心・安全に利用できる施設の提案となっているか ・一時避難地の機能が効果的に発揮できる提案となっているか	Ⅱ-11	35	5	4	3	5	3	3
		⑨ ・既存樹木を極力活用しながら、自然環境や景観に配慮した具体的な提案となっているか			5	3	3	5	3	4
		⑩ ・誰もが自由かつ快適に利用できる質の高い空間づくりや、図書館利用を促す空間設計となっているか。公園及び周辺地区に新たな価値や文化を生み出す多様なアクティビティを誘発する機能やデザインとなっているか			25	22	19	15	18	19
	施設の管理運営計画	⑪ ・各施設が独立することなく、相乗効果を発揮するような計画となっているか	Ⅱ-12	15	10	8	7	5	8	7
		⑫ ・全ての公園利用者の満足度向上につながる提案となっているか（安心・安全を確保するとともに営業時間や照明計画など、利便性や快適性に配慮した管理計画となっているか）			5	4	3	4	4	3
価格提案	使用料及び整備費	⑬ ・公募対象公園施設の使用料の増額及び特定公園施設の整備にかかる本市負担が低減されているか 【公募対象公園施設の使用料の増額及び特定公園施設の整備に係る本市負担の低減】 a ：公募対象公園施設の使用料 提案額（管理）（㎡単価 ）-4,000 円 b ：公募対象公園施設の使用料 提案額（新設 土地）（㎡単価）-2,000 円 c ：公募対象公園施設の使用料 提案額（新設 水面 ※建物設置除く）（㎡単価）-15 円 d ：307,000 千円－特定公園施設整備に対する本市負担額 a の額 ／a の最高提案額・・・ a’（ b ， c， d についても同様に算出し、それぞれ b’， c ’， d ’） （a’＋b ’＋c ’＋d ’）/4 × 10 点＝提案額評点（小数点以下は切り上げ） ※提案の無い項目については 0 で計算を行う。	Ⅱ-13	15	10	0	0	0	0	0
	売上還元	⑭ ・公募対象公園施設の売上に応じた公園への還元策が提案されているか			5	4	4	3	3	3
小計				100		74	66	65	68	65
６０点未満と評価した委員数						0				

管理関係

分類			選定基準・評価項目	様式	配点		評価点数				
							A委員	B委員	C委員	D委員	E委員
全体計画	管理運営方針	①	・公園及び図書館の目的やコンセプト、管理運営方針を十分に理解しているか	Ⅲ-5	10	5	5	4	4	4	4
		②	・すべての利用者が平等に利用できるための配慮がなされているか	Ⅲ-6		5	5	4	4	3	4
	実施体制	③	・公園及び図書館の管理運営を円滑かつ適切に遂行することが可能な管理運営体制となっているか	Ⅲ-7 Ⅲ-8 Ⅲ-9	20	5	4	3	4	4	3
		④	・個人情報保護、防犯や防災、事故防止等、利用者の安全確保策及び事故発生時、災害時その他緊急時の危機管理体制が十分にとられているか（所内研修など、PDCA の取組みを行う体制となっているか）	Ⅲ-10		5	4	4	3	5	3
		⑤	・法人等の経営状況（財務基盤）が安定しているか	Ⅲ-11		10	8	7	7	8	7
管理運営業務	維持管理	⑥	・既存樹木など自然環境や景観に配慮し、あらゆる世代の利用者にとって居心地のよい空間となる取組が提案されているか	Ⅲ-12	50	20	14	16	14	12	15
	運営管理	⑦	・公園及び図書館を活用し、多様なテーマを取り上げたプログラムを計画しているか ・子育て世代、若い世代、働き盛り世代、高齢者などあらゆる世代の憩いの場所となる内容になっているか ・年間を通じた利用者の増加や満足度の向上に繋がる提案がなされているか ・社会潮流を見ながら適切に対応できる具体的な提案がなされているか	Ⅲ-13		10	8	8	8	7	7
	安全対策	⑧	・安全の確保等、回避しなければならない事象（リスク）を具体的に認識したうえで、回避するための具体的な対策が提案されているか	Ⅲ-14		5	4	4	3	3	3
	市民協働	⑨	・協議会の運営等の市民や住民団体との協働による取組が具体的に提案されているか（市民活動の誘発や人材発掘にかかる内容が記載されているか）	Ⅲ-15		10	7	7	10	7	7
	自主事業	⑩	・公園及び図書館の目的に合った自主事業の提案がなされているか	Ⅲ-16		5	4	4	4	3	3
実績等	実績	⑪	・類似施設の管理の実績があるか	Ⅲ-17	10	5	3	3	3	3	3
	地元配慮	⑫	・構成団体に、地域活性化に資する地元企業等が含まれているか	Ⅲ-18		5	5	5	5	5	5
価格提案	指定管理料	⑬	・市の指定管理料の積算額と指定期間における指定管理料の提案額を比較し、削減率に応じて付与	Ⅲ-19	10	10	0	0	0	0	0
小計					100		71	69	69	64	64
６０点未満と評価した委員数							0				
合計					200		145	135	134	132	129
委員ごとの順位							1	1	1	1	1
１位を獲得した委員数							5				
２位を獲得した委員数							0				
順位の合計							5				
選定結果							指定管理者候補者				

議案第２１号参考資料
児童部子育て政策室
地域教育部まなびの支援課
地域教育部中央図書館

吹田市立北千里児童センター、吹田市北千里地区公民館及び吹田市立北千里図書館の指定管理者候補者団体概要

１　指定管理者候補者

団体名称等	ＴＲＣ北千里共同事業体 （代表者）　東京都文京区大塚３丁目１番１号 株式会社図書館流通センター 代表取締役　細川　博史

２　構成団体概要

（１）代表者

名　　称	株式会社図書館流通センター
設立年月日	昭和５４年（１９７９年）１２月２０日
団体の目的及び事業	１　書籍及び雑誌の販売 ２　書籍の情報収集及び情報検索･受発注用機械可読データの作成及び販売 ３　ビデオ、ＣＤ、ＤＶＤ等の視聴覚資料の販売 ４　書籍の分類・整理並びに加工 ５　一般労働者派遣事業 ６　事務用家具、事務用スチール用品、事務用機器、調度品、什器、文房具の販売 ７　視聴覚機器の販売 ８　図書館管理運営業務の受託及び代行業 ９　図書館の設計・運営管理・システムに関するコンサルタント業務 10　地方自治法による指定管理者制度に基づく公共施設管理 11　建築物の維持管理に関する業務 12　インターネットを利用した情報提供及び物品販売並びにこれらに関する技術のコンサルティング業務 13　書籍、雑誌その他印刷物の企画、制作、輸出、輸入及び販売 14　コンピュータソフトウェア､ビデオソフト及びコンパクトディスクの輸出、輸入及び販売並びにレンタルリース 15　コンピュータ周辺機器の輸出、輸入及び販売 16　コンピュータ、その周辺機器、関連機器及びそのソフトウェアの利用に関するサービスの提供並びにコンサルティング業務 17　コンピュータ・システムの開発、設計、製作、販売、リース、賃貸及び管理

	18　コンピュータソフトウェアの企画、開発及びその受託 19　書籍、雑誌その他印刷物の輸出、輸入及び販売並びにコンピュータソフトウェアの販売に関するコンサルティング業務 20　情報提供サービス業及び情報処理サービス業 21　広告代理店業及び広告の仲介 22　不動産賃貸業及び管理業 23　前各号に付帯関連する一切の事業
役　　員	取締役１４名（うち代表取締役３名）、監査役４名

（２）構成員

名　　称	社会福祉法人光聖会
設立年月日	平成１７年（２００５年）１２月２１日
団体の目的及び事業	この法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。 第二種社会福祉事業 １　保育所の経営 ２　小規模保育事業の経営 ３　放課後児童健全育成事業 ４　一時預かり事業 ５　幼保連携型認定こども園の経営 ６　病児保育事業 この法人は、社会福祉法第２６条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の事業を行う。 公益を目的とする事業 １　企業主導型保育事業
役　　員	理事長１名、理事５名、監事２名

（３）構成員

名　　称	株式会社長谷工コミュニティ
設立年月日	昭和５３年（１９７８年）９月７日
団体の目的及び事業	１　不動産の維持、管理業務 ２　不動産の売買、賃貸及びこれらの媒体、代理業務 ３　土木・建設工事並びに建物の付帯施設・建物の内外装及び建物の補修工事の企画、設計、工事請負、工事監理及びこれらのコンサルタント業務 ４　建物用機械・資材の販売及び賃貸借 ５　建物・工事作業所等の警備保障業務

	６　家具・厨房機器・風呂・照明器具・家庭用電気器具・住宅用各種警報器具等住宅用備品の製造、販売及び仲介業務 ７　建物管理事業会社への出資 ８　損害保険代理業務 ９　各種情報提供、各種生活支援サービスの運営、取次ぎ及び斡旋業務 10　住宅設備、家具、家庭用電気製品、自動車、食料、日用雑貨、酒類等の販売及び取次ぎ並びにリース、レンタル業 11　カーシェアリングの企画、運営業務 12　食料品・飲料・酒類等の販売、飲食店の運営業務 13　上記各号に付帯する一切の事業
役　　員	取締役１０名（うち代表取締役１名）、監査役２名

吹田市立北千里児童センター、吹田市北千里地区公民館及び吹田市立北千里図書館
指定管理者候補者選定の概要

1　施設の名称及び所在地

（名　称）　吹田市立北千里児童センター
吹田市北千里地区公民館
吹田市立北千里図書館

（所在地）　吹田市古江台３丁目８番

2　指定管理者候補者

ＴＲＣ北千里共同事業体

（代表者）　東京都文京区大塚３丁目１番１号
株式会社図書館流通センター
代表取締役　細川　博史

（構成員）　大阪市天王寺区夕陽丘町２番１８号
社会福祉法人光聖会
理事長　秋田　光哉

（構成員）　東京都港区芝２丁目６番１号
株式会社長谷工コミュニティ
代表取締役社長　三田部　芳信

3　指定の期間

令和４年（2022 年）８月１日から令和９年（2027 年）３月３１日まで

4　管理経費の提案額

年　度	管理経費の提案額
令和４年度（2022 年度）	６７，９６９，０００円
令和５年度（2023 年度）	１０８，８３４，０００円
令和６年度（2024 年度）	１０８，８３４，０００円
令和７年度（2025 年度）	１０８，８３４，０００円
令和８年度（2026 年度）	１０８，８３４，０００円
合　計	５０３，３０５，０００円

管理経費は市が指定管理委託料として支出します。

なお、指定管理委託料の額は、年度ごとの予算の範囲内で市と指定管理者が協議し、双方で締結する年度協定書で定めるものとします。

5　募集及び選定経過の概要

（1）募集の経過

募集要項等の公表　　令和３年（2021 年）８月２日

説明会　　令和３年（2021 年）８月６日　（１７団体）

提出書類の受付　　令和３年（2021 年）１０月１８日～１０月２９日　（６団体）

（2）選定の経過

第１回選定委員会　　令和３年（2021 年）７月２０日

第２回選定委員会　　令和３年（2021 年）１２月７日・１０日

6　選定委員会委員　　（敬称略）

	氏名	役職等
委員長	瀬戸口　誠	梅花女子大学 文化表現学部 情報メディア学科 教授
副委員長	宮里　慶子	千里金蘭大学 生活科学部 児童教育学科 准教授
委　員	岡田　千あき	大阪大学大学院 人間科学研究科 准教授
委　員	植田　真一郎	吹田市ＰＴＡ協議会 会長
委　員	木下　敦史	近畿税理士会 吹田支部 幹事

7　選定の概要

（1）選定方法

選定委員会において､募集要項に定める応募資格を満たしていることを確認したうえで、応募者からの提案内容について書類審査及びプレゼンテーション審査を実施し、選定基準に基づき各委員が評価を行いました。

選定にあたっては、各委員が評価点の合計点による順位付けを行い、１位と順位付けした委員数が多い者を上位とし、１位と順位付けした委員数で決定できない場合は、同数となった者について、２位と順位付けした委員数が多い者を上位とし、指定管理者候補者及び次点者を決定しました。

なお、各委員の評価点数の合計の平均点が１００点満点中、６０点に満たない場合は、指定管理者候補者及び次点者に選定しないこととしました。

（２）選定結果

選定委員 団体名	ア	イ	ウ	エ	オ
ＴＲＣ北千里共同事業体 （指定管理者候補者）	74.45 点	77.45 点	76.45 点	67.45 点	75.45 点
	２位	１位	１位	３位	２位
応募者Ａ （次点者）	72.45 点	74.45 点	65.45 点	69.45 点	76.45 点
	４位	３位	３位	１位	１位
応募者Ｂ	81.53 点	66.53 点	56.53 点	45.53 点	63.53 点
	１位	４位	４位	４位	４位
応募者Ｃ	73.45 点	76.45 点	67.45 点	68.45 点	69.45 点
	３位	２位	２位	２位	３位
応募者Ｄ	62.51 点	53.51 点	50.51 点	44.51 点	38.51 点
	５位	５位	５位	５位	５位
応募者Ｅ	55 点	39 点	26 点	22 点	32 点
	６位	６位	６位	６位	６位

（３）評価点集計表

ア　ＴＲＣ北千里共同事業体（指定管理者候補者）

分類	選定基準・評価項目	配点	委員	ア	イ	ウ	エ	オ
市民の平等利用の確保	公の施設として、運営理念・運営方針や取組等が適切である。 ・公の施設として設置目的を理解した運営理念・運営方針となっている。 ・すべての利用者が平等に利用できるための配慮がなされている。 ・個人情報の保護対策など、情報セキュリティの確保策が組織的に対応できている。	10	10	8	8	8	8	8
施設の効用を最大限に発揮するものであること	児童センター業務について、各事業計画が具体的であり、サービス・管理運営の水準が高く、実現可能かつ持続可能な内容となっている。	45	5	4	4	4	3	4
	公民館業務について、各事業計画が具体的であり、サービス・管理運営の水準が高く、実現可能かつ持続可能な内容となっているか。		5	3	3	3	3	3
	図書館業務について、各事業計画が具体的であり、サービス・管理運営の水準が高く、実現可能かつ持続可能な内容となっているか。		5	3	4	4	3	4
	各機能を活用し、あらゆる世代の人々が出会い、つながり、交流する滞在型施設としての取組や管理運営体制が具体的で実現可能な内容となっている。		10	8	8	8	6	6
	あらゆる世代の人々が参加しやすく、魅力的な自主事業が提案されている。		10	8	8	8	4	8
	社会情勢や利用者ニーズへの対応策及び諸室のフレキシブルな活用案が具体的に示されている。		5	4	3	4	4	3
	地域住民や近隣の施設（大学や千里北地区センター等）との協働による取組が提案されている。		5	4	4	4	2	4
施設の管理運営の安定性	施設の維持管理について、方針や作業計画が具体的で実現可能な内容となっている。	30	10	6	8	6	6	8
	有資格者を適切に配置しており、職員の職務、職責が明確になっている。また、職員の研修体制も確保されている。		10	6	8	8	8	8
	自然災害や事故等の有事に備え、十分な危機管理体制が確立されている。		5	4	3	3	4	3
	法人等の経営状況（財政基盤）が安定している。		5	3	4	4	4	4
収支計画	自主事業も含めた提案内容と整合性が取れており、実現可能な計画となっている。	5	5	4	3	3	3	3
類似施設の事業実績	児童館、公民館及び公立図書館のうち、いずれか 1 つの事業実績がある 1 点 【加点項目】 上記の事業実績のある施設のうち1つ以上の所在地が吹田である 2点	5	5	5	5	5	5	5
見積額	評価基準点 5点×応募者中最低見積額 ／提案見積額	5	5	4.45	4.45	4.45	4.45	4.45
合計点		100		74.45	77.45	76.45	67.45	75.45
委員ごとの順位				2	1	1	3	2

イ　応募者Ａ（次点者）

分類	選定基準・評価項目	配点		ア	イ	ウ	エ	オ
市民の平等利用の確保	公の施設として、運営理念・運営方針や取組等が適切である。 ・公の施設として設置目的を理解した運営理念・運営方針となっている。 ・すべての利用者が平等に利用できるための配慮がなされている。 ・個人情報の保護対策など、情報セキュリティの確保策が組織的に対応できている。	10	10	8	8	6	8	8
施設の効用を最大限に発揮するものであること	児童センター業務について、各事業計画が具体的であり、サービス・管理運営の水準が高く、実現可能かつ持続可能な内容となっている。	45	5	3	4	4	3	4
	公民館業務について、各事業計画が具体的であり、サービス・管理運営の水準が高く、実現可能かつ持続可能な内容となっているか。		5	4	4	3	3	4
	図書館業務について、各事業計画が具体的であり、サービス・管理運営の水準が高く、実現可能かつ持続可能な内容となっているか。		5	4	3	3	3	4
	各機能を活用し、あらゆる世代の人々が出会い、つながり、交流する滞在型施設としての取組や管理運営体制が具体的で実現可能な内容となっている。		10	6	8	6	6	6
	あらゆる世代の人々が参加しやすく、魅力的な自主事業が提案されている。		10	8	6	6	6	8
	社会情勢や利用者ニーズへの対応策及び諸室のフレキシブルな活用案が具体的に示されている。		5	3	4	4	4	4
	地域住民や近隣の施設（大学や千里北地区センター等）との協働による取組が提案されている。		5	4	4	3	3	3
施設の管理運営の安定性	施設の維持管理について、方針や作業計画が具体的で実現可能な内容となっている。	30	10	8	8	6	6	8
	有資格者を適切に配置しており、職員の職務、職責が明確になっている。また、職員の研修体制も確保されている。		10	6	6	6	8	8
	自然災害や事故等の有事に備え、十分な危機管理体制が確立されている。		5	4	4	4	4	4
	法人等の経営状況（財政基盤）が安定している。		5	4	4	4	5	4
収支計画	自主事業も含めた提案内容と整合性が取れており、実現可能な計画となっている。	5	5	3	4	3	3	4
類似施設の事業実績	児童館、公民館及び公立図書館のうち、いずれか 1 つの事業実績がある 1 点 【加点項目】 上記の事業実績のある施設のうち1つ以上の所在地が吹田である 2点	5	5	3	3	3	3	3
見積額	評価基準点 5点×応募者中最低見積額 ／提案見積額	5	5	4.45	4.45	4.45	4.45	4.45
合計点		100		72.45	74.45	65.45	69.45	76.45
委員ごとの順位				4	3	3	1	1

ウ　応募者Ｂ

分類	選定基準・評価項目	配点		ア	イ	ウ	エ	オ
市民の平等利用の確保	公の施設として、運営理念・運営方針や取組等が適切である。 ・公の施設として設置目的を理解した運営理念・運営方針となっている。 ・すべての利用者が平等に利用できるための配慮がなされている。 ・個人情報の保護対策など、情報セキュリティの確保策が組織的に対応できている。	10	10	8	6	6	6	8
施設の効用を最大限に発揮するものであること	児童センター業務について、各事業計画が具体的であり、サービス・管理運営の水準が高く、実現可能かつ持続可能な内容となっている。	45	5	4	3	2	2	3
	公民館業務について、各事業計画が具体的であり、サービス・管理運営の水準が高く、実現可能かつ持続可能な内容となっているか。		5	4	3	3	3	4
	図書館業務について、各事業計画が具体的であり、サービス・管理運営の水準が高く、実現可能かつ持続可能な内容となっているか。		5	4	3	2	2	3
	各機能を活用し、あらゆる世代の人々が出会い、つながり、交流する滞在型施設としての取組や管理運営体制が具体的で実現可能な内容となっている。		10	10	8	6	4	6
	あらゆる世代の人々が参加しやすく、魅力的な自主事業が提案されている。		10	8	6	6	4	4
	社会情勢や利用者ニーズへの対応策及び諸室のフレキシブルな活用案が具体的に示されている。		5	5	3	3	2	3
	地域住民や近隣の施設（大学や千里北地区センター等）との協働による取組が提案されている。		5	4	3	3	2	2
施設の管理運営の安定性	施設の維持管理について、方針や作業計画が具体的で実現可能な内容となっている。	30	10	8	6	6	4	8
	有資格者を適切に配置しており、職員の職務、職責が明確になっている。また、職員の研修体制も確保されている。		10	6	8	4	4	6
	自然災害や事故等の有事に備え、十分な危機管理体制が確立されている。		5	5	4	3	2	4
	法人等の経営状況（財政基盤）が安定している。		5	4	3	2	1	2
収支計画	自主事業も含めた提案内容と整合性が取れており、実現可能な計画となっている。	5	5	4	3	3	2	3
類似施設の事業実績	児童館、公民館及び公立図書館のうち、いずれか 1 つの事業実績がある 1 点 【加点項目】 上記の事業実績のある施設のうち1つ以上の所在地が吹田である 2点	5	5	3	3	3	3	3
見積額	評価基準点 5点×応募者中最低見積額 ／提案見積額	5	5	4.53	4.53	4.53	4.53	4.53
合計点		100		81.53	66.53	56.53	45.53	63.53
委員ごとの順位				1	4	4	4	4

エ　応募者Ｃ

分類	選定基準・評価項目	配点		委員 ア	イ	ウ	エ	オ
市民の平等利用の確保	公の施設として、運営理念・運営方針や取組等が適切である。 ・公の施設として設置目的を理解した運営理念・運営方針となっている。 ・すべての利用者が平等に利用できるための配慮がなされている。 ・個人情報の保護対策など、情報セキュリティの確保策が組織的に対応できている。	10	10	8	8	8	8	8
施設の効用を最大限に発揮するものであること	児童センター業務について、各事業計画が具体的であり、サービス・管理運営の水準が高く、実現可能かつ持続可能な内容となっている。	45	5	3	4	4	4	4
	公民館業務について、各事業計画が具体的であり、サービス・管理運営の水準が高く、実現可能かつ持続可能な内容となっているか。		5	4	3	3	3	3
	図書館業務について、各事業計画が具体的であり、サービス・管理運営の水準が高く、実現可能かつ持続可能な内容となっているか。		5	4	4	3	4	3
	各機能を活用し、あらゆる世代の人々が出会い、つながり、交流する滞在型施設としての取組や管理運営体制が具体的で実現可能な内容となっている。		10	8	8	8	6	8
	あらゆる世代の人々が参加しやすく、魅力的な自主事業が提案されている。		10	8	8	6	6	6
	社会情勢や利用者ニーズへの対応策及び諸室のフレキシブルな活用案が具体的に示されている。		5	3	3	4	3	3
	地域住民や近隣の施設（大学や千里北地区センター等）との協働による取組が提案されている。		5	3	4	4	3	4
施設の管理運営の安定性	施設の維持管理について、方針や作業計画が具体的で実現可能な内容となっている。	30	10	6	8	6	6	8
	有資格者を適切に配置しており、職員の職務、職責が明確になっている。また、職員の研修体制も確保されている。		10	8	8	4	6	4
	自然災害や事故等の有事に備え、十分な危機管理体制が確立されている。		5	4	3	3	4	4
	法人等の経営状況（財政基盤）が安定している。		5	4	4	4	5	4
収支計画	自主事業も含めた提案内容と整合性が取れており、実現可能な計画となっている。	5	5	3	4	3	3	3
類似施設の事業実績	児童館、公民館及び公立図書館のうち、いずれか 1 つの事業実績がある 1 点 【加点項目】 上記の事業実績のある施設のうち1つ以上の所在地が吹田である 2点	5	5	3	3	3	3	3
見積額	評価基準点 5点×応募者中最低見積額 ／提案見積額	5	5	4.45	4.45	4.45	4.45	4.45
合計点		100		73.45	76.45	67.45	68.45	69.45
委員ごとの順位				3	2	2	2	3

オ　応募者Ｄ

分類	選定基準・評価項目	配点		委員 ア	イ	ウ	エ	オ
市民の平等利用の確保	公の施設として、運営理念・運営方針や取組等が適切である。 ・公の施設として設置目的を理解した運営理念・運営方針となっている。 ・すべての利用者が平等に利用できるための配慮がなされている。 ・個人情報の保護対策など、情報セキュリティの確保策が組織的に対応できている。	10	10	6	6	4	4	4
施設の効用を最大限に発揮するものであること	児童センター業務について、各事業計画が具体的であり、サービス・管理運営の水準が高く、実現可能かつ持続可能な内容となっている。	45	5	3	3	3	3	3
	公民館業務について、各事業計画が具体的であり、サービス・管理運営の水準が高く、実現可能かつ持続可能な内容となっているか。		5	3	2	2	2	2
	図書館業務について、各事業計画が具体的であり、サービス・管理運営の水準が高く、実現可能かつ持続可能な内容となっているか。		5	3	3	2	2	2
	各機能を活用し、あらゆる世代の人々が出会い、つながり、交流する滞在型施設としての取組や管理運営体制が具体的で実現可能な内容となっている。		10	8	6	4	4	2
	あらゆる世代の人々が参加しやすく、魅力的な自主事業が提案されている。		10	6	4	6	4	4
	社会情勢や利用者ニーズへの対応策及び諸室のフレキシブルな活用案が具体的に示されている。		5	3	3	2	2	1
	地域住民や近隣の施設（大学や千里北地区センター等）との協働による取組が提案されている。		5	2	2	3	2	0
施設の管理運営の安定性	施設の維持管理について、方針や作業計画が具体的で実現可能な内容となっている。	30	10	6	6	4	4	4
	有資格者を適切に配置しており、職員の職務、職責が明確になっている。また、職員の研修体制も確保されている。		10	6	4	6	4	2
	自然災害や事故等の有事に備え、十分な危機管理体制が確立されている。		5	3	2	3	2	2
	法人等の経営状況（財政基盤）が安定している。		5	3	2	1	1	2
収支計画	自主事業も含めた提案内容と整合性が取れており、実現可能な計画となっている。	5	5	3	3	3	3	3
類似施設の事業実績	児童館、公民館及び公立図書館のうち、いずれか 1 つの事業実績がある 1 点 【加点項目】 上記の事業実績のある施設のうち1つ以上の所在地が吹田である 2点	5	5	3	3	3	3	3
見積額	評価基準点 5点×応募者中最低見積額 ／提案見積額	5	5	4.51	4.51	4.51	4.51	4.51
合計点		100		62.51	53.51	50.51	44.51	38.51
委員ごとの順位				5	5	5	5	5

カ　応募者Ｅ

分類	選定基準・評価項目	配点	委員	ア	イ	ウ	エ	オ
市民の平等利用の確保	公の施設として、運営理念・運営方針や取組等が適切である。 ・公の施設として設置目的を理解した運営理念・運営方針となっている。 ・すべての利用者が平等に利用できるための配慮がなされている。 ・個人情報の保護対策など、情報セキュリティの確保策が組織的に対応できている。	10	10	6	4	2	2	6
施設の効用を最大限に発揮するものであること	児童センター業務について、各事業計画が具体的であり、サービス・管理運営の水準が高く、実現可能かつ持続可能な内容となっている。	45	5	3	2	0	1	2
	公民館業務について、各事業計画が具体的であり、サービス・管理運営の水準が高く、実現可能かつ持続可能な内容となっているか。		5	3	1	1	1	2
	図書館業務について、各事業計画が具体的であり、サービス・管理運営の水準が高く、実現可能かつ持続可能な内容となっているか。		5	3	1	0	1	1
	各機能を活用し、あらゆる世代の人々が出会い、つながり、交流する滞在型施設としての取組や管理運営体制が具体的で実現可能な内容となっている。		10	4	4	4	2	4
	あらゆる世代の人々が参加しやすく、魅力的な自主事業が提案されている。		10	6	4	2	2	2
	社会情勢や利用者ニーズへの対応策及び諸室のフレキシブルな活用案が具体的に示されている。		5	3	2	1	1	1
	地域住民や近隣の施設（大学や千里北地区センター等）との協働による取組が提案されている。		5	3	2	2	1	1
施設の管理運営の安定性	施設の維持管理について、方針や作業計画が具体的で実現可能な内容となっている。	30	10	6	4	2	2	4
	有資格者を適切に配置しており、職員の職務、職責が明確になっている。また、職員の研修体制も確保されている。		10	4	4	2	2	0
	自然災害や事故等の有事に備え、十分な危機管理体制が確立されている。		5	3	2	2	1	1
	法人等の経営状況（財政基盤）が安定している。		5	3	2	1	0	1
収支計画	自主事業も含めた提案内容と整合性が取れており、実現可能な計画となっている。	5	5	3	2	2	1	2
類似施設の事業実績	児童館、公民館及び公立図書館のうち、いずれか 1 つの事業実績がある 1 点 【加点項目】 上記の事業実績のある施設のうち1つ以上の所在地が吹田である 2点	5	5	0	0	0	0	0
見積額	評価基準点 5点×応募者中最低見積額 ／提案見積額	5	5	5	5	5	5	5
合計点		100		55	39	26	22	32
委員ごとの順位				6	6	6	6	6

議案第２２号参考資料
行政経営部企画財政室

履　歴　書

氏　　名　　小　室　　将　雄
（こむろ　まさお）

最終学歴　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・卒業

保有資格　　公認会計士

資格取得年月日　日本公認会計士協会名簿登録年月日
　　平成１６年（2004 年）４月２１日

＜経歴＞

平成１０年（1998 年）１０月
　　監査法人トーマツ（現　有限責任監査法人トーマツ）入社

平成２６年（2014 年）　７月
　　有限責任監査法人トーマツ　パートナー就任　現在に至る

＜包括外部監査人としての実績＞

和歌山市包括外部監査人（平成２９年度（2017 年度）～令和元年度（2019 年度））

吹田市包括外部監査人　（令和２年度（2020 年度）～令和３年度（2021 年度））

（※個人情報保護のため一部をマスキングしています。）

令和４年度吹田市包括外部監査人候補者選定の概要

１　契約の名称

包括外部監査契約

２　委託候補者

小室　将雄（公認会計士）

３　契約期間

令和４年（2022 年）４月１日から令和５年（2023 年）３月 31 日まで

４　契約金額

１２，１００，０００円を上限とする額

５　吹田市外部監査人選定委員会における選定経過

（１）第１回選定委員会（令和３年 11 月 22 日）

選定基準を決定

（２）第２回選定委員会（令和３年 12 月 14 日～12 月 20 日）

選定審査を実施（※書面開催）

６　選定委員会の構成員

	氏名	役職等
委員長	今峰　みちの	行政経営部長
委員	小西　義人	総務部長
委員	岩田　恵	会計管理者
委員	山下　栄治	教育委員会事務局 学校教育部長
委員	稲田　勲	監査委員事務局長

７　選定基準及び審査結果

（１）考え方

令和２年度包括外部監査業務に係るプロポーザル（令和元年度実施）において、地方自治法で同一の者との契約締結が認められている３年間（令和２年度～令和４年度）を見通して選定審査を行っているため、選定委員会において以下の考え方に基づき、審査を実施することとしました。

ア　令和３年度の監査業務の履行状況の適正性が確認できた場合、令和３年度の監査人を候補者として選定する。

イ　令和元年度に実施したプロポーザル実施要領の審査基準を基本に、令和３年度の監査結果（案）、監査の実施状況等を踏まえ、適否を決定する。

（２）審査の手順

監査の履行状況やテーマの選定理由及び令和３年度監査結果（案）に対して、≪審査基準≫に示す審査項目についての審査の視点を踏まえ、同一人（小室将雄氏）を令和４年度の包括外部監査人候補者とすることについて、「適切である」又は「適切でない」の評価を行うこととしました。

（３）選定基準

過半数の委員が「適切である」とした場合、令和４年度の包括外部監査人候補者とすることとしました。

≪審査基準≫

審査区分	審査項目	審査の視点	【参考】選定審査時に選定委員へ提示した情報
Ⅰ　監査の履行状況	(1)実施体制及び運営	ア　監査テーマに即した実施体制となっているか。 また、監査の実施体制について、経営性や合規性等、多様な視点から監査を実施するため、監査人と補助者の職種がバランス良く構成されているか。	・監査テーマ ・補助者の構成 ・補助者の構成についての監査人からのコメント
		イ　監査委員との協議、担当課との打ち合わせ等、円滑な業務運営を行っているか。	・事務局からの状況報告
	(2)監査の実施状況	監査実施における各過程で、適切な時期、必要な日数、人数及び作業内容による監査を実施しているか。	・監査の実施スケジュール ・事務局からの状況報告
	(3)コミュニケーション	監査対象部局等と適切なコミュニケーションがとれているか。	・事務局からの状況報告

審査区分	審査項目	審査の視点	【参考】 選定審査時に選定委員へ提示した情報
2　テーマの選定理由及び監査結果（案）	(1)テーマの選定及び監査結果	ア　監査テーマ及びその選定理由が、現在の吹田市の状況に照らして適切なものか。	・「令和３年度包括外部監査テーマに関する監査人の考え」 ・「令和３年度包括外部監査契約に基づく監査の実施について（通知）」
		イ　客観的な監査結果となっているか。	・監査結果（案）
		ウ　監査結果について、改善への取組につながりやすい取りまとめとなっているか。	・監査結果（案）
	(2)知識・見識	財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し、優れた識見を有すると認められるか。	・監査結果（案）

（４）審査結果

審査の結果、全ての委員が「適切である」としたことから、令和３年度の包括外部監査人である小室将雄氏を令和４年度の包括外部監査人候補者として選定しました。

写

3行企第１０１８号
令和３年１２月２２日
（2021年）

吹田市監査委員　橋　本　敏　子様
吹田市監査委員　谷　　義　孝様
吹田市監査委員　橋　本　　潤様
吹田市監査委員　柿　原　真　生様

吹田市長　後藤　圭二

包括外部監査契約に関する意見について（照会）

令和４年度の包括外部監査契約の締結に当たり、下記のとおり、令和４年２月定例会に提案したいので、地方自治法第２５２条の３６第１項の規定に基づき、監査委員の意見を求めます。

記

１　契約の目的
　包括外部監査人の監査を受けるとともに、監査に関する報告書の提出を受けること

２　契約の始期
　令和４年４月１日

３　予算額
　１２，３００，０００円

４　費用の支払方法
　監査に関する報告書の受領後に一括で支払い

５　契約の相手方
　氏名　小室　将雄
　住所　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　資格　公認会計士
　経歴　別添 履歴書のとおり

（※個人情報保護のため一部をマスキングしています。）

（5）

写

3 監 第 4 2 6 号
令和３年12月27日
（2021年）

吹田市長　後　藤　圭　二　様

吹田市監査委員　橋　本　敏　行
吹田市監査委員　谷　　義　孝
吹田市監査委員　橋　本　　潤
吹田市監査委員　柿　原　真　生

包括外部監査契約に関する意見について（回答）

令和３年12月22日付け３行企第1018号で照会のありました令和４年度の包括外部監査契約に関する監査委員の意見について、下記のとおり回答いたします。

記

本件契約を締結することに異議はありません。

議案第２３号参考資料
健康医療部健康まちづくり室

地方独立行政法人市立吹田市民病院第３期中期計画の認可について

１　根拠条文（地方独立行政法人法）

（中期計画）

第二十六条　地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

２　中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

二　業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

三　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

四　短期借入金の限度額

四の二　出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

五　前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

六　剰余金の使途

七　その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

３　設立団体の長は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

４　地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

２　中期目標のポイントに対する中期計画での取組内容（要約）

（１）本市の特殊性を踏まえた変化する医療需要への対応

在宅医療等の医療需要の増加に対応するため、市が構築する地域包括ケアシステムの一翼を担っていく。地域医療支援病院として、登録医制度、地域の医療機関との情報共有システムや地域連携パスの活用により、病病・病診連携をより活性化させる。また、関係機関と円滑に連携した退院支援を行い、在宅療養者の急変時にはスムーズな受入れを行っていくなど、在宅医療の後方支援を積極的に行っていく。

【第２の４　本市の地域包括ケアシステムの構築に貢献する地域完結型医療の体制づくり】

（２）新興感染症等への備え・対応

平時から関係機関と連携体制を確保し、職員や地域に対して予防講座を実施するとともに、院内感染対策マニュアルの改定、院内環境の整備、必要な医療材料の備蓄を図る。

また、新興感染症等の発生時には、新型コロナウイルス感染症拡大時に患者等受入医療機関として対応した経験を生かし、関係機関と連携・協力し、一般の医療提供体制を確保しながら感染症医療に適切に対応する。

【第２の２（５）　感染症医療】

（３）国立循環器病研究センターとの連携・北大阪健康医療都市（健都）への貢献

患者の疾患等に応じた国循との役割分担を引き続き行う。また、相互で往診を行い、連携を進める。国循が進めるデータヘルスの取組に対して協力していく。

【第２の５　健都における総合病院としての役割】

＜※関連記載＞

地域医療機関との情報共有システムの活用等により、病病・病診連携をより一層活性化。

【第２の４（１）　地域の医療機関（かかりつけ医）との機能分担・連携】

（４）経営改善の推進

医療の安定かつ継続的な提供のため、病院経営管理士等の職員確保や、法人採用職員の管理職育成を行う。また、経営コンサルタントや公認会計士の助言等も取り入れるなど、あらゆる経営改善を実施する。

【第４の１　経営基盤の確立】

＜※関連記載＞

・第３期中期計画期間の早期に AI ツールを導入し、診療報酬請求業務の効率化を図ることに加え、ICT を活用した業務改善ツールの積極的な導入を検討。

・各診療科で目標を設定し、理事長以下幹部職員による診療科別ヒアリングを実施し、目標達成に向けて取組を進めるとともに、複数診療科にまたがるような課題等については、各種院内委員会のほか必要に応じてプロジェクトチームを設置し原因の分析と解決方法を検討。

【第３の１　効果的・効率的な業務運営】

地方独立行政法人市立吹田市民病院　第３期中期目標・第３期中期計画（案）対応表

第３期中期目標	第３期中期計画（案）
前文 地方独立行政法人市立吹田市民病院（以下「法人」という。）は、自主・自立的かつ効率的な運営を行いながら、救急医療、小児医療・周産期医療、災害医療及び高度医療などの政策医療をはじめとして、地域に必要な医療を継続して提供する重要な役割を担ってきた。 第２期中期目標期間の平成３０年（2018 年）１２月に本市片山町から北大阪健康医療都市（以下「健都」という。）に移転した法人は、翌年７月に同じく健都に移転した国立循環器病研究センターとの機能分担･連携を推進しながら、病院機能の更なる向上に努めてきた。 団塊の世代が全て７５歳以上となる令和７年（2025 年)が目前に迫る中、増加･多様化する医療ニーズに応じた切れ目のない医療提供体制の構築を目指す大阪府地域医療構想の趣旨に沿うとともに、団塊の世代が８５歳以上となる令和１７年（2035 年）も見据え、地域の中核病院として、本市や豊能医療圏における将来的な医療需要の変化に応えていく必要がある。 そうした中で、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、地域における在宅医療（介護との連携含む。）の重要性は一層高まっており、近隣病院や地域の診療所の支援、連携を更に推進していかなければならない。 また、新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症の発生時や、近年頻発している災害の発生時においても、関係機関と連携しながら医療の提供を維持するなど、災害医療協力病院としての役割を担うことが求められている。 法人が医療環境への変化に対応しながら、これらの取組を確実に実施し、今後、生産年齢人口の減少が加速していく中でも、地域の中核病院としての役割を果たすためには、安定的・効率的な病院運営が必要不可欠である。そのためには、地方独立行政法人の特性を生かしながら、経営基盤の確立に向けた更なる経営改善に、不断の努力をもって取り組まなければならない。	**前文** 地方独立行政法人市立吹田市民病院（以下「法人」という。）は、地方独立行政法人制度の特長である自主性・自律性を最大限に発揮して、「市民とともに心ある医療を」の基本理念に基づき、救急医療、小児医療・周産期医療、災害医療及び高度医療などの政策医療をはじめ、地域の中核病院として、より良質な医療の提供に努めてきた。また、第 2 期中期計画の期間では、北大阪健康医療都市（以下「健都」という。）において、国立循環器病研究センターと機能分担・連携を推進しながら病院機能の更なる向上に努めてきた。 医療を取り巻く環境としては、団塊の世代が全て 75 歳以上となる令和 7 年(2025 年)が迫る状況にあるため、増加・多様化する医療ニーズに応じた切れ目のない医療提供体制の構築を目指す大阪府地域医療構想の趣旨に沿うとともに、団塊の世代が 85 歳以上となる令和 17 年（2035 年）における、在宅医療（介護との連携を含む。）を含めた将来的な医療需要に対応していく必要がある。 これらを踏まえ、引き続き急性期機能を担う病院として良質な医療を提供するとともに、地域の病院や診療所との連携を深めて、在宅医療（介護との連携を含む。）への支援を進め、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活が営むことができることを目指した地域包括ケアシステムの一翼を担う。 加えて、新型コロナウイルス感染症拡大状況において市立病院として果たすべき役割の重要性を改めて認識されたことを踏まえ、今後新興感染症や近年頻発している災害の発生時においても、関係機関と連携しながら医療の提供を維持するなど、災害医療協力病院としての求められる役割を果たしていく必要がある。 このような当院に求められる役割を将来にわたって継続していくためには、安定した経営基盤の確立が不可欠であるため、不断の努力をもってあらゆる経営改善を図り、持続可能な病院経営を目指していくことも必要となる。

以上の考えに基づき、引き続き、「市民とともに心ある医療を」の基本理念の下、達成すべき業務運営の基本方針として、第３期中期目標を定める。 **第１　中期目標期間** 令和４年（2022 年）４月１日から令和８年（2026 年）３月３１日までの４年間とする。 **第２　市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項** **１　大阪府地域医療構想を踏まえて果たすべき役割** 高齢化の進展等に伴う疾病構造の多様化に対応し、患者の状態像に応じて適切な医療が提供できるよう、様々な医療機関との機能分担・連携を推進すること。 大阪府地域医療構想に係る豊能医療・病床懇話会などでの協議の内容や、他の医療機関の病床転換の状況等を踏まえつつ、将来の医療需要に対して不足が見込まれている医療機能のニーズへの対応を検討すること。 これにあたっては、数多くの病院が近接するとともに、今後も人口が増加するという本市及び豊能医療圏の特殊性も踏まえながら、病院機能の在り方などについて検討すること。	法人の基本理念のもと、全職員が一丸となり、その使命の達成に向けて全力で取り組み、引き続き患者や地域に信頼される病院を目指し、業務運営の基本方針である第３期中期計画を以下のとおり定める。 **第１　中期計画の期間** 令和４年（2022 年）４月１日から令和８年（2026 年）３月 31 日までの４年間とする。 **第２　市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置** **１　大阪府地域医療構想を踏まえて果たすべき役割** **（１）大阪府地域医療構想の概要** 当院が位置する豊能構想区域は、国立循環器病研究センター、大阪大学医学部附属病院、市立病院４施設など、国公立及び公的な大規模病院が多く存在するという特徴を有する。 本構想区域内の各病院及び有床診療所から報告された病床機能報告制度の報告数と、２０２５年の必要病床数を比較すると、急性期機能は需給が均衡しているが、依然、回復期機能は不足している。地域の限られた医療資源を有効活用し、必要なサービスを引き続き確保できるよう、病床機能の分化及び連携を推進していく必要がある。 また、豊能構想区域における在宅医療等医療需要についても今後増加が見込まれている。その需要に対応するため、吹田市（以下「市」という。）が構築する地域包括ケアシステムの一翼を担うことで、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりに寄与することが求められている。 **（２）当院が果たすべき役割** ア　基本的な考え方 当院は、これまで地域の中核病院として、急性期医療の提供を中心に役割を果たしてきた。また、隣接する国立循環器病研究センターとの連携を図る中で、複合的疾患及び合併症を持った患者を受け入れるなど、総合病院として急性期医療への需要がより高まっている。

	そうした状況のもと、当院は地域の医療機関との機能分担・連携を図りつつ、地域の診療所や民間病院等では対応できない入院・手術を中心とした急性期医療を提供し、総合病院としてより多様な医療需要に対応していく。それに加えて、数多くの病院が近接するとともに、今後も人口が増加するという本市及び豊能医療圏の特殊性も踏まえ、不足する回復期機能への対応を図るとともに、高齢化の進展に伴い求められる在宅医療への支援を積極的に行っていく。 イ　不足する病床機能への対応 今後見込まれる医療機能のニーズや大阪府地域医療構想に係る豊能医療・病床懇話会等における議論の内容、民間の医療機関における転換の状況、当院の経営状況などを踏まえ、病床機能の転換について検討し、医療機能の見直しにあたっては市民の理解が得られるよう取組を行う。 ウ　在宅医療への支援 在宅医療の充実に向けた支援として、在宅医療に係る関係機関との円滑な連携による退院支援を行う。また、在宅療養者の病状が急変した際の一時的な受入れを行うなどの在宅医療の後方支援を積極的に行うとともに、在宅療養後方支援病院の施設基準取得などの検討を行う。あわせて、医療・介護・福祉のサービスが切れ目なく提供されるよう、地域医療ネットワークの連携を強化する。
2　市立病院として担うべき医療 **（1）総論** 地域医療の中核であるべき市立病院として、地域で不足する医療を補い、必要とされる医療を切れ目なく提供できるよう、地域の医療機関との機能分担・連携を推進すること。また、地域包括ケアシステムの充実に向け、地域の関係機関との連携を強化すること。	**2　市立病院として担うべき医療** **（1）総論** 当院は地域医療の中核的な役割を果たすために、地域の医療機関だけでは対応が困難な症例に対して、良質かつ高度な医療を提供する。特に、高齢化の進展に伴い今後増加が想定される疾患のうち、がん疾患、整形外科系疾患及び呼吸器系疾患への対応については重点的に取り組む。 また、大阪府医療計画においては５疾病（がん、脳血管疾患、心血管疾患、糖尿病、精神疾患）４事業（救急医療、災害医療、周産期医療、小児医療）及び在宅医療の推進が求められている。地域医療支援病院として他の医療機関との連携の下、質の高い医療を提供するとともに、次期医療計画での「新興感染症等の感染拡大時における医療」の追加が予

定されている感染症医療も含めて、不採算医療をはじめとした政策医療についても市立病院として実施することでその役割を果たす。

さらに、在宅医療の充実に向けて、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるよう、吹田市が構築する地域包括ケアシステムの一翼を担い、介護・福祉関係機関との情報共有や調整を十分に図ることで、適切な退院支援や在宅療養者の急変時の受入れ等を行う。

（２）救急医療

ア　二次救急医療機関として、地域の医療機関との機能分担・連携の下、２４時間３６５日、円滑な受入れが行えるよう、救急応需体制の維持・確保を図ること。

（２）救急医療

ア　二次救急医療機関としての円滑な救急応需体制の維持・確保

（ア）二次救急医療機関として、地域の医療機関及び三次救急医療機関との連携及び役割分担の下、２４時間３６５日の受入体制を引き続き確保することにより、地域で必要とされる救急医療を提供する。

（イ）救急病床を含め必要な病床を常時確保し、二次救急病院として入院の受入れを適切に行う。

（ウ）受け入れた救急患者について迅速に適切な診療科で対応するため、救急科部長を中心に円滑な受入れを進める。

【目標指標】

項目	令和２年度実績	令和７年度目標
時間外救急車搬送受入率	68.8%	80.0%
救急車搬送受入件数	2,917 件	4,280 件
（時間内）	1,138 件	1,400 件
（時間外）	1,779 件	2,880 件

【関連指標（※）】

項目	令和２年度実績
救急搬送入院件数	1,013 件

（※）目標指標以外の事業評価における重要な数値（以下同様）

イ　初期救急医療については、かかりつけ医定着を促進するなど地域の医療環境を踏まえた機能分担・連携を推進すること。

イ　初期救急医療における機能分担・連携

地域の医療機関との連携推進やかかりつけ医定着の促進について、ホームページや広報誌等での情報発信を通じ啓発を行うことで、初期救急

医療における機能分担を図る。

（３）小児医療・周産期医療

ア　小児救急医療について、豊能広域こども急病センターや地域の診療所と連携しながら、二次救急医療機関としての役割を果たすこと。

（３）小児医療・周産期医療

ア　小児医療

小児救急医療については、他の公立病院等とともに、豊能広域こども急病センターの後送病院として、輪番制による豊能医療圏全体の二次救急受入れの役割を担うほか、地域の診療所と連携し、入院機能など地域に必要とされる役割を果たす。

【関連指標】

項目	令和２年度実績
小児科患者数（入院）	4,345 人
小児科患者数（外来）	9,164 人
小児救急搬送患者数	273 人
うち小児救急入院患者数	188 人

イ　産科医等の人材確保に努め、より安全な周産期医療を提供すること。また、大阪府周産期緊急医療体制の参加病院として、二次救急医療機関としての役割を果たすこと。

イ　周産期医療

産科医等の人材確保に努め、周産期緊急医療体制の参加病院として通常分娩に加え、合併症をもった妊婦など中程度のリスクのある分娩までを対応し、安心安全な周産期医療体制を確保する。

【関連指標】

項目	令和２年度実績
分娩件数	293 件
うち産科合併症や既往をもった妊婦分娩件数	100 件

（４）災害医療

ア　吹田市地域防災計画に基づき、市の災害医療センターとして大規模な災害や事故の発生に備え、災害時の医療体制や医薬品等の確保体制を整備すること。

（４）災害医療

ア　災害時の医療体制の整備

（ア）災害時の医療活動を迅速かつ適切に対応できるよう、災害対策訓練を実施するとともに、院外で開催される災害対策訓練及び災害医療研

修へ積極的に参加する。

（イ）災害発生時に備え、設備の点検や物資の確保を進めるとともに市の防災計画の見直しに合わせるなど、必要に応じて当院の業務継続計画（BCP）やマニュアルの見直しを行う。

【関連指標】

項目	令和２年度実績
災害訓練回数	２回
災害訓練参加人数	122 人
災害医療院外研修参加回数	１回

イ　災害時においては、地域の医療機関と連携し、適切な医療を提供するとともに市と連携し、市の災害医療センターとして、市域の医療機関の中心的役割を果たすこと。

イ　市及び地域の医療機関との連携体制

災害時には、地域の医療機関と連携し、適切な医療を提供するとともに、災害状況により可能である場合は、現地医療救護班の派遣等の医療救護活動を実施する。

（５）感染症医療

新興感染症等の感染拡大に備え、平時から関係機関との連携体制の確保等を図るとともに、職員や地域に対して予防講座を行うなど啓発活動を行うこと。また、新興感染症等の発生時には、市の求めに応じつつ、関係機関と連携・協力し、一般の医療提供体制への影響を最小限にしながら、感染症医療における中心的な役割を果たすこと。

（５）感染症医療

新興感染症等の感染拡大に備え、平時から関係機関との連携体制の確保等を図るとともに、職員や地域に対して予防講座を実施する。また、院内感染対策マニュアルの改定、感染症患者の受入れに必要な院内環境の整備及び感染対策に必要な医療材料の備蓄を図る。

新興感染症等の発生時には、新型コロナウイルス感染症拡大時に重点拠点医療機関として対応した経験を生かし、関係機関と連携・協力し、一般の医療提供体制を確保しながら感染症医療に適切に対応する。

【関連指標】

項目	令和２年度実績
職員や施設等に対する予防講座開催回数	19 回

（６）がん医療

ア　大阪府がん診療拠点病院として、集学的治療や地域連携パスを推進す

（６）がん医療

ア　大阪府がん診療拠点病院としてのがん診療体制の整備

るとともに、相談支援を充実し、積極的な情報提供に努めること。

（ア）大阪府がん診療拠点病院として、検査によるがん診断から手術、放射線治療、化学療法などを組み合わせた集学的治療を推進する。

（イ）地域連携パスの連携医療機関を拡充し、パスの推進に取り組むことで、がん診療の質の向上に貢献する。

（ウ）多職種からなる体制の下、がんのリハビリテーションの推進、がん患者に対する相談支援、症状緩和に向けた緩和ケアの介入及び情報提供などを積極的に実施し、緩和ケアの充実を図る。

【目標指標】

項目	令和２年度実績	令和７年度目標
がん入院患者件数	2,487 件	2,630 件
外来化学療法件数	3,322 件	3,520 件
放射線治療患者数	235 人	250 人
がん手術件数	813 件	860 件
がん診療地域連携パス実施件数	18 件	40 件

【関連指標】

項目	令和２年度実績
がん患者リハビリテーション単位数（※）	2,294 単位
がん相談件数	772 件
緩和ケアチーム介入件数	147 件

（※）単位数とは、20 分を１単位とするリハビリテーションの実施数（以下同様）

イ　本市が実施する各種がん検診に積極的に協力するなど、がん予防医療の取組に努めること。

イ　がん予防医療の取組

（ア）市が実施する各種がん検診に積極的に協力し、がん予防医療に取り組む。

（イ）病院だよりにがん検診の案内を定期的に掲載する。また、ホームページ上に当院のがん診療に関する情報を掲載することなどにより、市民向けのがん予防の啓発に取り組む。

【関連指標】

項目	令和２年度実績
がん検診受診者数	1,403 人

（７）リハビリテーション医療

急性期から回復期までの患者の状態像に応じたリハビリテーションを手厚く行い、早期の在宅復帰を支援すること。

（７）リハビリテーション医療

ア　回復期リハビリテーション病棟を活用した在宅復帰への支援

整形外科術後早期や脳出血、脳梗塞発症早期といった急性期のリハビリテーション医療とともに、回復期リハビリテーション病棟（４５床）を活用した回復期のリハビリテーション医療を実施することで、ADL（日常生活動作）の向上により、在宅復帰を支援する。

イ　高齢者の増加に伴う疾患への対応

高齢化に伴い増加することが想定される、がん患者へのリハビリテーション医療や呼吸器系疾患のリハビリテーション医療に取り組む。

【目標指標】

項目	令和２年度実績	令和７年度目標
回復期リハビリテーション病棟病床利用率	75.1%	95.0%
回復期リハビリテーション病棟在宅復帰率	86.7%	80.0%

【関連指標】

項目	令和２年度実績
早期リハビリテーション単位数	54,646 単位
総リハビリテーション実施単位数	137,938 単位
がん患者リハビリテーション単位数（再掲）	2,294 単位
呼吸器リハビリテーション単位数	2,515 単位
脳血管疾患等リハビリテーション単位数	75,521 単位
運動器リハビリテーション単位数	50,056 単位
廃用症候群リハビリテーション単位数	7,552 単位

（８）難病に関する医療

難病指定医療機関として、難病患者に対する医療を行い、患者・家族を支援すること。

３　安心安全で患者満足度の高い医療の提供

（１）安心安全な医療の提供

ア　安心安全な医療を提供するため、医療の安全管理を確保する体制を整備すること。

イ　医療事故や院内感染の発生防止に取り組むなど、医療安全対策を徹底し、定期的に関連する研修等を行い、安全管理の意識向上を図ること。

（８）難病に関する医療

難病指定医療機関及び大阪府難病医療協力病院として、患者が安心して療養を継続できるよう、難病に関する専門的治療を提供するとともに、保健所等の関係機関と連携・協力し、難病患者への支援に取り組む。

【関連指標】

項目	令和２年度実績
臨床調査個人票作成数	128 件
保健所等が開催する相談会等への協力・参加件数	0 件

３　安心安全で患者満足度の高い医療の提供

（１）安心安全な医療の提供

ア　医療の安全管理体制の確保

（ア）医療安全管理委員会において、インシデント発生状況の分析とアクシデント発生予防を検討し、医療安全対策に取り組む。

（イ）院内感染対策委員会において、院内感染発生状況の分析や感染予防対策に取り組む。

【関連指標】

項目	令和２年度実績
医療安全管理委員会開催回数	12 回
インシデント・アクシデント報告のうち医師が行った割合	2.9%
症例検討会開催回数	1 回

イ　医療安全対策の徹底

（ア）公益財団法人日本医療機能評価機構による病院機能評価結果を活用し、安心安全で質の高い医療を効率的に提供するための業務改善を継続的に取り組む。

（イ）全職員を対象に医療安全に関する情報の提供を行うほか、医療安全・感染管理に関する研修の実施や院外での研修への積極的な参加によ

り、医療事故や感染症に対する意識の向上を図り、医療安全対策を徹底する。

【関連指標】

項目	令和２年度実績
医療安全・感染管理に関する研修開催回数	30 回
医療安全関係院外研修参加件数	9 件

（２）チーム医療の充実

医療の質と安全性を高めるため、医師、看護師及びコメディカルスタッフなど多職種･多診療科間で編成したチーム医療の更なる充実を図ること。

（２）チーム医療の充実

ア　チーム医療の仕組みを活用した質の高い診療・ケアの提供

医療の質と安全性を高めるため、認知症ケアチームや栄養サポートチームをはじめとした各専門チームの介入など、多職種協働による円滑で質の高い診療・ケアを提供する。

イ　チーム医療の質の向上

多職種からなる専門性の高いスタッフによるミーティングやラウンド等を通じて、課題の把握及び解決に努め、チーム医療の質の向上を図る。

【関連指標】

項目	令和２年度実績
認知症ケアチーム介入件数	425 件
栄養サポートチーム介入件数	1,127 件

（３）コンプライアンスの徹底

ア　医療法をはじめとする関係法令を遵守のうえ､行動規範と倫理に基づく適正な病院運営を行うこと。

イ　全ての職員が個人情報を保護することの重要性を認識し､その管理を徹底すること。また、情報セキュリティ対策を確実に実施すること。

（３）コンプライアンスの徹底

ア　内部統制体制の整備

関係法令遵守について周知し職員の意識向上に努めるとともに、監事や会計監査人による監査結果等を活用し、業務の適正化を図る。

イ　個人情報管理の徹底

個人情報の取扱いや漏洩防止を目的とした研修や、マイナンバーカードの取扱いに関する研修の実施などにより、職員の意識向上を図る。また、情報セキュリティポリシーに基づいたセキュリティ対策を行うなど、個人情報保護の徹底を図る。

（4）患者サービスの向上

ア　患者が利用しやすい病院を目指すため、職員の接遇向上、院内の快適性向上及び待ち時間の短縮など、患者の視点に立ったサービスの向上に取り組むとともに、その結果を定量的に把握するよう努めること。

イ　インフォームド・コンセント、セカンド・オピニオンの充実など患者に寄り添った良質な医療を提供することにより市民に信頼され、選ばれる病院を目指すこと。

ウ　ボランティアの受入れを推進し、病棟など多様な分野へのボランティア活動の拡充を図ること。

（4）患者サービスの向上

ア　患者の視点に立ったサービスの提供

（ア）患者アンケートや声の箱などに寄せられた意見を活用し患者ニーズの的確な把握に努め、患者サービスの向上に取り組む。

（イ）障がいの有無など患者や家族の事情に寄り添った丁寧な接遇を心掛けるとともに、接遇に関する研修を実施し、質の向上を図る。

（ウ）かかりつけ医との機能分担・連携の推進の観点から外来診療の紹介制の拡大を検討するとともに引き続きかかりつけ医への逆紹介を推進することで待ち時間の短縮に繋げる。

【関連指標】

項目	令和２年度実績
声の箱投書件数	84 件
患者満足度調査結果	－

イ　患者に寄り添ったサービスの提供

説明手順に沿った標準的でわかりやすく質の高いインフォームド・コンセントを実施するとともに、セカンド・オピニオンを積極的に推進し、患者に選ばれる病院を目指す。

【関連指標】

項目	令和２年度実績
セカンド・オピニオン対応件数	3 件

ウ　院内ボランティア活動への支援

ボランティアの積極的な受入れに引き続き努めるとともに、ボランティアが活動しやすい環境の整備などにより、患者の療養環境の向上を図る。

【関連指標】

項目	令和２年度実績
ボランティア登録人数	60 人

4　本市の地域包括ケアシステムの構築に貢献する地域完結型医療の体制づくり

（1）地域の医療機関（かかりつけ医等）との機能分担・連携

ア　地域医療支援病院として、患者の状態像に応じた医療を効果的・効率的に提供するため、紹介・逆紹介の徹底や在宅医療の支援など、地域の医療機関との機能分担を図りつつ、連携を更に推進すること。

イ　かかりつけ医の役割や、その必要性について啓発を行うなど、かかりつけ医定着に向けた取組を継続すること。

4　本市の地域包括ケアシステムの構築に貢献する地域完結型医療の体制づくり

（1）地域の医療機関（かかりつけ医等）との機能分担・連携

ア　紹介・逆紹介の徹底及び在宅医療の支援

（ア）地域医療支援病院として、登録医制度、地域の医療機関との情報共有システムや地域連携パスの活用により、病病・病診連携をより一層活性化させ、紹介患者をスムーズに受け入れるとともに、急性期を脱した患者については早期に逆紹介を行う。

（イ）在宅療養者が急変し入院が必要となった際にはスムーズな受入れを行い、治療後はすみやかに在宅へ移行するよう地域の関係機関と連携を図る。

【目標指標】

項目	令和２年度実績	令和７年度目標
紹介件数	17,286 件	20,610 件
逆紹介件数	12,287 件	16,060 件
紹介率	70.7%	73.0%
逆紹介率	65.0%	67.0%
地域連携パス実施件数	126 件	125 件

【関連指標】

項目	令和２年度実績
登録医数	338 件

イ　かかりつけ医定着に関する啓発

市民公開講座の開催やホームページ、広報誌など、様々な機会をとらえてかかりつけ医の役割やその必要性に関する啓発を行い、また、院内に設置しているかかりつけ医マップや、診療時間等を記した「かかりつけ医パンフレット」を活用し、かかりつけ医定着に向けた取組を継続する。

（２）在宅医療の充実に向けた支援

ア　地域医療支援病院として、在宅医療に係る関係機関との連携を強化し、入院患者が円滑に在宅療養に移行できるような退院支援を行うこと。

イ　在宅療養者の病状が急変した際には、関係機関等の求めに応じて一時的な受入れを行うなど、在宅医療の後方支援を積極的に担うこと。また、在宅療養後方支援病院の施設基準取得に向けて検討を進めること。

ウ　地域医療ネットワークの連携を強化し、切れ目のない医療・介護・福祉サービスが提供できるよう、地域の医療水準の向上に努めること。

（２）在宅医療の充実に向けた支援

ア　退院支援

（ア）在宅医療の充実に向けて、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるよう、診療所や訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所などの在宅医療及び介護・福祉関係機関と情報共有や調整を十分に図り、円滑な退院支援を行う。

（イ）主治医、看護師、リハビリ医療従事者など、患者に関わる全ての職種の役割分担の下、退院時に入院患者の在宅医療への移行が円滑に進むよう入院前から面談を実施し、多職種カンファレンスなどを行いながら、チーム医療として患者・家族の意向に沿った退院支援を行う。

【関連指標】

項目	令和２年度実績
退院支援件数	2,964 件
医療相談件数	11,112 件
介護支援連携件数	86 件

イ　在宅療養者の急変時の受入れ

今後さらに増加することが見込まれる在宅医療ニーズに対応するため、在宅療養者の病状が急変した際には、積極的に円滑な受入れを実施することで、在宅医療の後方支援を図るとともに、在宅療養後方支援病院の施設基準取得の検討を行う。

【関連指標】

項目	令和２年度実績
当日入院件数（紹介）	1,287 件

ウ　地域医療ネットワークの連携強化

切れ目のない医療・介護・福祉サービスが提供できるよう地域の診療所や訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所などと専門領域での症例検討や意見交換を行うことで地域医療ネットワークの連携強化を図

り、地域の医療水準の向上に努める。

【関連指標】

項目	令和２年度実績
地域医療ネットワーク会合開催数	０回

（３）地域医療への貢献等

地域の医療従事者を対象に研修会を開催するなど、地域医療に携わる医療従事者を支援すること。

（３）地域医療への貢献等

地域の医療従事者を対象とした研修を開催するとともに、地域の診療所等を支援するために施設や設備等の共同利用を推進することで、地域医療の質の向上を図る。

【目標指標】

項目	令和２年度実績	令和７年度目標
地域の医療従事者へ向けた研修会開催回数	６回	24 回
地域の医療従事者へ向けた研修会外部参加人数	86 人	360 人
共同利用を行った件数	3,105 件	3,900 件

（４）福祉保健施策への協力・連携

本市が実施する高齢者や障がい者（児）などへの福祉保健施策の実施に協力し、連携すること。

（４）福祉保健施策への協力・連携

ア　障がい者（児）歯科診療の実施

一般歯科医院に受診できない障がい者（児）に対しての歯科診療を引き続き行う。

【関連指標】

項目	令和２年度実績
障がい者歯科患者数	1,486 人

イ　小児科診療における協力・連携

小児科（小児神経専門医）医師によるこども発達支援センター（わかたけ園）への往診や装具の更新、また児童発達支援事業の療育相談や会

5　健都における総合病院としての役割

（1）国立循環器病研究センターとの機能分担・連携

国立循環器病研究センターと隣接した立地を生かした機能分担･連携を進め、相乗的な価値向上を図るとともに、医療の質の向上に努めること。また、機能分担・連携内容について市民や地域の医療関係者などの理解が進むよう取り組むこと。

健都で進んでいるデータヘルスの取組（本人同意のもとでの、地域関係者による、健康情報の健康増進等への活用をいう。）等に対して、健都の一員として積極的に協力すること。

議への参加を引き続き行う。

5　健都における総合病院としての役割

（1）国立循環器病研究センターとの機能分担・連携

ア　診療における連携

（ア）循環器系疾患に係る高度急性期の患者は国立循環器病研究センターにて受け入れ、高度急性期を脱した患者や複合的な疾患を有する患者については当院の総合病院としての機能を活かして受け入れるという役割分担を引き続き行う。

（イ）総合病院としての機能を活かし、当院から国立循環器病研究センターへ往診を行うとともに、当院での手術時に専門の医療を要する場合等には国立循環器病研究センターから往診してもらうといった、医師の連携を進める。

（ウ）リハビリテーションにおける同センターとの連携として、急性期脳血管障害患者の回復期リハビリテーション医療については、回復期リハビリテーション病棟において、リハビリテーションが必要な患者の当院への受入れを円滑に行う。

【関連指標】

項目	令和 2 年度実績
国立循環器病研究センターからの紹介件数	760 件
国立循環器病研究センターへの紹介件数	534 件

イ　その他の連携

（ア）医療従事者のスキルアップや連携推進のため、研修やカンファレンスへの相互出席等、交流を図る。

（イ）RI 検査、PET 検査、内視鏡検査など、医療機器の共同利用を行い、医療の効率化を図る。

（ウ）電子カルテの相互閲覧等、情報通信技術（ICT）を活用した連携を推進する。

（エ）国立循環器病研究センターが進めるデータヘルスの取組に対し、健

	都の一員として協力していく。 ウ　連携体制の周知 円滑な診療が図られるよう、総合病院としての当院の役割とともに、同センターとの機能分担や医療連携内容についても、ホームページ、広報誌等で市民や地域の診療所等に対して情報発信を行う。
（２）他の健都内事業者等との連携した予防医療等に関する取組 ア　健都２街区高齢者向けウェルネス住宅、健都イノベーションパーク進出企業及び駅前複合施設等と連携し、それぞれが実施する市民の健康寿命の延伸に寄与する取組を支援すること。また、健都レールサイド公園や健都ライブラリーで取り組まれる事業への支援を行うこと。 イ　各種健（検）診、健康づくり、介護予防に関する講座の開催を行うとともに、健都で構築が進む産学官民連携プラットフォームにおいて、市民の健康寿命の延伸に寄与する取組を実施すること。	**（２）他の健都内事業者等との連携した予防医療等に関する取組** ア　他の健都内事業者等との連携 健都に立地する市立病院として、健都２街区高齢者向けウェルネス住宅、健都イノベーションパーク進出企業、駅前複合施設など、健都内事業者や市が進める事業に医療や健康づくりの観点から助言を行うなどの支援及び協力を行う。また、こうした「健康・医療のまちづくり」への支援・協力のノウハウを活かし、健都内のみならず市民の健康寿命の延伸に向けた取組に寄与することで、市民全体の福祉と健康の増進に貢献する。 イ　予防医療等に関する取組 当院主催の公開講座などで健康啓発や検診、介護予防、生活習慣病・循環器病予防をはじめとした疾病予防に関する講演会を開催するとともに、健都で構築が進む産学官民連携プラットフォームにおいて、市民の健康寿命の延伸に寄与する取組を実施する。 【関連指標】 項目：市民公開講座開催回数 令和２年度実績：０回
第３　業務運営の改善及び効率化に関する事項 **１　効果的・効率的な業務運営** 地方独立行政法人制度の特徴を十分に生かして組織マネジメントを強化し、より一層効果的かつ効率的な業務運営を行うこと。組織マネジメントにあたっては、ＰＤＣＡサイクルによる目標管理の徹底により、法人の	**第３　業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置** **１　効果的・効率的な業務運営** ア　重点方針の共有及び目標達成に向けた取組 病院として目指すべきビジョンを明確化し、的確な病院運営及び効果的な医療を行うとともに、理事会や経営戦略会議において、毎月の収支報告、病院の経営分析、計画の進捗状況管理などにより、業務運営の改

目標を全職員が共有するとともに、職員が一丸となって、目標達成に向けて取り組むこと。また、業務効率化に寄与するデジタル技術の積極的な導入を検討すること。	善を継続的に行う。また、進捗に遅れが出ている場合は、原因の分析と解決方法の検討を行い、改めて目標達成の取組を行う。 イ　目標管理の徹底 各診療科で達成すべき目標を設定し、理事長以下幹部職員自らが診療科別ヒアリングを実施し、その達成に向けて取組を進める。また、取組の中で生じた複数診療科にまたがるような課題等については、各種院内委員会のほか必要に応じてプロジェクトチームを設置し原因の分析と解決方法の検討を行う。 ウ　経営改善に向けた取組 中期計画の達成に向けた取組への意識付けを図るために目標の進捗状況や経営状況について広く周知し、職員が一丸となって経営改善に取り組む。また、第３期中期計画期間の早期に人工知能（AI）ツールを導入し、診療報酬請求業務の効率化を図ることに加え、情報通信技術（ICT）を活用した業務改善ツールの積極的な導入の検討を行う。
２　働きやすい職場環境の整備 **（１）働き方改革の推進** 医師の時間外労働規制導入への対応を行うなど、職員の健康を守り一人一人が能力を最大限に発揮できるよう働き方改革を推進すること。	**２　働きやすい職場環境の整備** **（１）働き方改革の推進** 医師の時間外労働規制に向けて、時間外労働時間の短縮の意識付けや宿日直の許可の取得などの業務見直しを行い、医師労働時間短縮の取組を進め、職員が健康で働き続けることのできる環境を整備する。 【関連指標】 項目：令和２年度実績 平均時間外労働時間数（医師）：47 時間/月
（２）人材の確保・養成 ア　働きやすい環境の整備を図ることなどにより医療職の人材確保に努めること。また、安定した病院運営にも資するよう、専門性の高い職員の人材確保・養成に努めること。 イ　医師をはじめとした医療従事者の知識と技術等の質の向上に努め、研修や指導体制の充実を図ること。	**（２）人材の確保・養成** ア　人材の確保 院内保育の実施やワークライフバランス委員会の開催等、職員が働きやすい職場環境の整備に努める。また、安定した病院運営に資するために診療情報管理士等の専門性の高い職員の人材確保・育成に努める。 イ　医療従事者の質の向上と研修・指導体制の充実 （ア）職員の研修参加の支援を行うとともに、各種学会等の専門資格取得

への支援を引き続き行う。

（イ）医師臨床研修に係る協力施設等の拡充や第三者評価の活用等により研修プログラムの充実を図り、研修医にとって魅力ある病院を目指す。

【目標指標】

項目	令和２年度実績	令和７年度目標
助産師看護師離職率	3.0%	全国平均以下

【関連指標】

項目	令和２年度実績
認定看護師数	12 人
専門看護師数	1 人
認定等資格更新支援件数	91 件
医学生実習受入数	12 人

（３）人事給与制度

ア　職員の給与は、地方独立行政法人法に基づき、当該職員の勤務成績や法人の業務実績などを考慮したものとすること。

イ　職員の業績や能力を正当に評価し、職員の意欲を引き出す人事給与制度の運用を行うこと。

（３）人事給与制度

ア　職員給与の設定・運用

地方独立行政法人法に基づき、職員の給与は、当該職員の勤務成績、同一又は類似職種の職員給与、法人の業務実績などを考慮したうえで設定し、適切に運用する。

イ　人事評価制度の運用

職員の勤務成績や法人の業務実績に応じた、働きがいを実感でき、公平感のある人事給与制度とするため、職員のモチベーション向上により、質の高い医療サービスの提供につなげていく観点から、人事評価制度を令和４年度に試行、令和５年度に導入する。

第４　財務内容の改善に関する事項

１　経営基盤の確立

政策医療をはじめとした市立病院の役割を将来にわたって継続的に担うためには、安定した経営基盤を確立することが不可欠である。今後、少子高齢化をはじめとして、医療提供体制の変化や、感染症の流行など、病院経営を取り巻く環境が変化する中でも、迅速かつ柔軟な経営判断のも

第４　財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

１　経営基盤の確立

政策医療をはじめとした市立病院の役割を将来にわたって継続的に担うことができるよう、病院経営管理士等の資格を持った職員の確保を図るとともに、法人採用職員の管理職を育成する。PDCA サイクルの目標管理の確実な実行など、経営改善に向けた取組を実施することで、収益の確保と

と、市立病院の機能確保・向上に努めつつ、外部の有識者の助言等も取り入れるなど、あらゆる経営改善に取り組むこと。

2　収益の確保と費用の節減

（1）収益の確保

ア　診療報酬改定及び関係法令改正等に対して迅速に対応するとともに、経営分析に基づき数値目標を適切に設定するなど収益の確保に努めること。

費用の節減を図る。また、少子高齢化をはじめとして、医療提供体制の変化や、感染症の流行など、病院経営を取り巻く環境が変化する中で求められる医療を安定的かつ継続的に提供するとともに、収益の確保及び費用の節減並びに経営コンサルタントや公認会計士の助言等も取り入れるなどあらゆる経営改善の取組を実施することで経営基盤の確立を図る。救急医療などの政策医療や不採算医療については、市からの運営費負担金の下、確実に実施し、市立病院としての役割を果たす。

【目標指標】

項目	令和２年度実績	令和７年度目標
経常収支比率	102.5%	101.3%
医業収支比率	88.1%	96.9%

2　収益の確保と費用の節減

（1）収益の確保

ア　収益の確保

救急及び紹介患者を積極的に受け入れることで新入院患者の確保を図り、病床利用率及び診療単価の向上に努める。また、施設基準の取得など診療報酬の改定や関係法令の改正等に迅速かつ的確に対応し、収益の確保を図る。

【目標指標】

項目	令和２年度実績	令和７年度目標
病床利用率	78.3%	90.0%
入院患者数（１日当たり）	337.5 人	387.7 人
外来患者数（１日当たり）	833.9 人	900.0 人
入院診療単価	64,389 円	65,800 円
外来診療単価	18,873 円	18,600 円
新入院患者数	9,393 人	10,970 人
手術件数	3,607 件	4,000 件

【関連指標】

項目	令和２年度実績
平均在院日数	12.1 日

イ　未収金の発生予防・早期回収に向けて取組を推進すること。

イ　未収金の発生予防・早期回収

未収金発生予防対策として限度額適用認定証などを活用した窓口負担軽減に取り組むとともにスマート決済導入などを検討する。また、未収金発生時には未収金回収マニュアルに基づき適切な対応を行い、早期回収に努める。

（２）費用の節減

ア　限られた医療資源を最大限活用するため、主要な費用について、収益に見合った具体的な数値目標を設定するとともに、その達成を図るための取組を推進すること。

（２）費用の節減

ア　主要な費用の数値目標の設定

医療の質及び患者サービスの向上並びに医療安全の確保に配慮のうえ、収益に応じた給与費・経費・材料費の適正化を図る。

【目標指標】

項目	令和２年度実績	令和７年度目標
給与費比率	58.9%	53.9%
経費比率	15.8%	13.7%
材料費比率	27.2%	27.7%

イ　人員の適正配置や労働生産性の向上などにより、人件費・経費などの適正化を図ること。

イ　人件費・経費の適正化

（ア）医療の質及び患者サービスの向上並びに医療安全の確保に配慮のうえ、各部門の業務内容の見直しなどを行うことで、人員の適正配置や労働生産性の向上に努めるとともに職員の時間外勤務縮減などを図り、人件費の適正化を図る。

（イ）職員のコスト意識の普及啓発を行うことにより、消耗品等の経費節減や、節電・節水の徹底による光熱水費の削減を図る。

【目標指標】

項目	令和２年度実績	令和７年度目標
平均時間外労働時間数	13 時間/月	13 時間/月

ウ　医薬品の在庫管理の適正化や後発医薬品の積極的な採用促進などにより材料費の適正化を図ること。

第５　その他業務運営に関する重要事項

１　情報の提供

病院だよりやホームページ等により、受診内容や医療情報等の情報発信を積極的に行うこと。また、法人の経営状況について市民の理解を深められるよう、情報提供を適切に行うこと。

（全職員）		

ウ　材料費の適正化

後発医薬品の積極的採用を引き続き行うとともに、医薬品の在庫管理の適正化や医療材料の効率的使用の徹底、SPD（院内物流管理システム）による在庫管理の適正化などにより、コストの縮減を図る。また、他病院の購入価格を収集し、価格交渉に生かすことで、医薬品や医療材料の調達費用抑制を図る。

【関連指標】

項目	令和２年度実績
後発医薬品数量シェア	89.8%

第５　その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置

１　情報の提供

ア　特色ある診療内容の周知

病院だよりや広報誌「ともに」などを通じ、当院の特色ある診療内容の周知を積極的に行う。

イ　市民や患者に対する啓発・情報発信

ホームページにおいて、市民や患者に対して適切な利用の啓発に努めるとともに、受診案内や医療情報等の情報発信を行う。

ウ　市民公開講座等の積極的な開催

市民公開講座など、直接市民への情報提供を行うことができる場を積極的に開催する。

エ　法人の経営状況の公表

法人の経営状況について市民の理解を得られるよう、財務諸表や事業報告書などをホームページで公表する。

【関連指標】

項目	令和２年度実績
病院だより発行回数	４回
広報誌「ともに」発行回数	１回
市民公開講座開催回数（再掲）	０回

ホームページへのアクセス数	1,488,283 件

2　環境に配慮した病院運営

省エネルギー・省資源の推進などに取り組み、環境負荷を抑え、環境に配慮した病院運営を行うこと。

2　環境に配慮した病院運営

ア　環境負荷の軽減・エネルギー消費量の抑制

地下水、太陽光、雨水の利用など、ハード面における環境に配慮した設備を活用するとともに、再生可能エネルギー比率の高い電力を調達することで、環境負荷を抑えた病院運営を行う。

イ　環境配慮に対する職員意識の普及啓発

節電・節水等、普段から環境配慮に対する職員意識の普及啓発を行う。

【関連指標】

項目	令和２年度実績
電気使用量	5,708,012Kwh
ガス使用量	721,722 ㎥
水道使用量	105,664 ㎥

第６　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

１　予算（令和４年度から令和７年度まで）

（単位：百万円）

区分	金額
収入	
営業収益	56,859
医業収益	54,487
運営費負担金収益	2,282
補助金等収益	92
その他営業収益	0
営業外収益	823
運営費負担金収益	331
その他営業外収益	492
臨時利益	0
資本収入	5,030
運営費負担金収益	2,485

長期借入金	735
その他資本収入	1,810
その他収入	0
計	62,711
支出	
営業費用	53,773
医業費用	50,037
給与費	26,859
材料費	16,506
経費	6,514
研究研修費	156
一般管理費	3,736
営業外費用	550
臨時損失	0
資本支出	6,060
建設改良費	1,659
償還金	4,402
その他資本支出	0
その他支出	0
計	60,385

（注１）計数は、端数をそれぞれ四捨五入しているため、合計で一致しないものがある。
（注２）期間中の給与改定及び物価の変動は考慮していない。

ア　人件費の見積り
期間中総額 28,849 百万円を支出する。
なお、当該金額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当等の額に相当する。
イ　運営費負担金の基準等
（ア）救急医療等の行政的経費及び小児医療、周産期医療等の不採算経費については、毎年度総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」

に準じた考え方により算出

（イ）建設改良費及び長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金については、経常費助成のための運営費負担金とする。

ただし、非償却資産に係る長期借入金等元金償還金に充当される運営費負担金については、資本助成のための運営費負担金とする。

2　収支計画（令和４年度から令和７年度まで）

（単位：百万円）

区分	金額
収入の部	59,922
営業収益	59,132
医業収益	54,346
運営費負担金収益	4,139
補助金等収益	92
資産見返運営費負担金戻入	373
資産見返補助金等戻入	184
資産見返寄附金等戻入	0
資産見返物品受贈額戻入	0
その他営業収益	0
営業外収益	791
運営費負担金収益	331
その他営業外収益	456
臨時利益	0

支出の部	59,731
営業費用	56,925
医業費用	52,428
給与費	27,276
材料費	15,054
経費	5,935
減価償却費	4,019
研究研修費	144
一般管理費	4,497
営業外費用	2,805
臨時損失	2
純利益	191
目的積立金取崩額	0
総利益	191

（注１）計数は、端数をそれぞれ四捨五入しているため、合計で一致しないものがある。
（注２）期間中の給与改定及び物価の変動は考慮していない。

３　資金計画（令和４年度から令和７年度まで）

（単位：百万円）

区分	金額
資金収入	64,177
業務活動による収入	57,681
診療業務による収入	54,486
運営費負担金による収入	2,613
補助金等による収入	220
その他の業務活動による収入	360
投資活動による収入	4,295
運営費負担金による収入	2,485
有形固定資産の売却による収入	1,810
その他の投資活動による収入	0

財務活動による収入	735
長期借入金による収入	735
その他の財務活動による収入	0
前期中期目標期間からの繰越金	1,466
資金支出	64,177
業務活動による支出	54,323
給与費支出	28,849
材料費支出	16,506
その他の業務活動による支出	8,968
投資活動による支出	1,659
有形固定資産の取得による支出	1,659
その他の投資活動による支出	0
財務活動による支出	4,403
長期借入金の返済による支出	4,012
移行前地方債償還債務の償還による支出	391
その他の財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	3,792

（注１）計数は、端数をそれぞれ四捨五入しているため、合計で一致しないものがある。
（注２）期間中の給与改定及び物価の変動は考慮していない。

第７　短期借入金の限度額

１　限度額

1,200 百万円

２　想定される短期借入金の発生理由

（１）賞与の支給等による一時的な資金不足への対応
（２）予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給など偶発的な出費への対応

	第８　出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画 なし **第９　前記の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画** 旧病院跡地について、市のまちづくりに配慮しつつ、売却に向けて様々な方策を検討し、譲渡を進める。 **第 10　剰余金の使途** 決算において剰余金を生じた場合は、病院施設の整備、医療機器の購入、研修や教育など人材育成と能力開発の充実に充てる。 **第 11　料金に関する事項** **１　料金** 病院の料金については、次に定める額とする。 （１）健康保険法（大正11年法律第70号）その他の社会保険に関する法律又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定に基づく給付としての診療を受ける場合　健康保険法の規定により厚生労働大臣が定める算定方法若しくは基準(以下「健保算定方法等」という。)又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した金額 （２）労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の特別の法律に基づく給付又は補償としての診療を受ける場合　当該法律の規定に基づく算定方法により算定した金額 （３）前２号の規定に該当しない診療を受ける場合　健保算定方法等により算定した金額の２割増し（診療を受ける者が自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定に基づく損害賠償の請求を行うことができるときは、５割増し）の金額 （４）上記以外のものについては、別に理事長が定める額

（５）消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定により消費税及び地方消費税が課される場合にあっては、前各号の料金について当該各号に規定する額に、消費税及び地方消費税の合計額に相当する額を加算した額とする。この場合において、料金の額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

２　料金の納付

料金は、診療等を受けたとき又は文書の交付を受けたときに納付しなければならない。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

３　料金の減額又は免除

料金は、理事長が特別の理由があると認めるときは、減額し、又は免除することができる。

第 12　吹田市地方独立行政法人法施行細則で定める業務運営に関する事項

１　施設及び設備に関する計画（令和４年度から令和７年度まで）

（単位：百万円）

施設及び設備の内容	予定額	財源
医療機器等整備	1,659	吹田市長期借入金等

２　中期目標の期間を超える債務負担

（単位：百万円）

項目	中期目標期間償還額	次期以降償還額	総債務償還額
移行前地方債償還債務	390	60	450
長期借入金償還債務	4,012	14,248	18,260

３　積立金の処分に関する計画

なし

議案第２４号参考資料

土木部道路室

道　路　法　抜　粋

（昭和二十七年六月十日法律第百八十号）

（この法律の目的）

第一条　この法律は、道路網の整備を図るため、道路に関して、路線の指定及び認定、管理、構造、保全、費用の負担区分等に関する事項を定め、もつて交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進することを目的とする。

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第八条　第三条第四号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

２　市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

３　市町村長は、特に必要があると認める場合においては、当該市町村の区域をこえて、市町村道の路線を認定することができる。この場合においては、当該市町村長は、関係市町村長の承諾を得なければならない。

４　前項後段の場合においては、関係市町村長は、当該市町村の議会の議決を経なければ承諾をすることができない。

５　前項の承諾があつた場合においては、地方自治法第二百四十四条の三第一項の規定の適用については、同項に規定する協議が成立したものとみなす。

（路線の認定の公示）

第九条　都道府県知事又は市町村長は、第七条又は前条の規定により路線を認定した場合においては、その路線名、起点、終点、重要な経過地その他必要な事項を、国土交通省令で定めるところにより、公示しなければならない。

（路線の廃止又は変更）

第十条　都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

２　都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

３　第七条第二項から第八項まで及び前条の規定は前二項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第八条第二項から第五項まで及び前条の規定は前二項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

路線認定

整理番号	路線名	起点	終点	幅員(m)	延長(m)	ページ番号
1	古江台51号線	古江台5丁目91番11地先から	古江台6丁目938番12地先まで	9.0	198.3	13
2	古江台52号線	古江台6丁目91番35地先から	古江台6丁目938番101地先まで	6.7	295.7	13
3	古江台53号線	古江台6丁目91番49地先から	古江台6丁目91番57地先まで	5.7	76.5	13
4	古江台54号線	古江台6丁目91番74地先から	古江台6丁目91番87地先まで	6.7	133.5	13
5	古江台55号線	古江台6丁目91番102地先から	古江台6丁目938番76地先まで	5.7	116.7	13
6	古江台56号線	古江台6丁目91番104地先から	古江台6丁目938番60地先まで	4.7	47.8	13
7	古江台57号線	古江台6丁目938番66地先から	古江台6丁目938番70地先まで	4.7	45.5	13
8	古江台58号線	古江台6丁目938番84地先から	古江台6丁目938番89地先まで	4.7～5.0	85.3	13
9	古江台自転車歩行者専用33号線	古江台6丁目938番94地先から	古江台6丁目938番94地先まで	5.0	16.1	13
10	山田東115号線	山田東2丁目26番14地先から	山田東2丁目26番9地先まで	4.7	36.2	14
11	佐竹台43号線	佐竹台5丁目115番11地先から	佐竹台5丁目115番12地先まで	9.0	341.4	15
12	長野東34号線	長野東2128番5地先から	長野東2128番17地先まで	6.7	90.9	16
13	岸部中92号線	岸部中5丁目97番21地先から	岸部中5丁目97番20地先まで	6.7～9.0	258.3	17
14	千里山西136号線	千里山西3丁目1714番20地先から	千里山西3丁目1714番22地先まで	5.7	63.1	18
15	江坂町105号線	江坂町3丁目1729番11地先から	江坂町3丁目1729番14地先まで	4.7	55.4	19

路線認定

整理番号	路線名	起点	終点	幅員(m)	延長(m)	ページ番号
16	山田東116号線	山田東2丁目56番8地先から	山田東2丁目56番6地先まで	4.7	61.1	14
17	山田東117号線	山田東3丁目82番7地先から	山田東3丁目82番6地先まで	4.7	15.0	20
18	山田東118号線	山田東3丁目92番7地先から	山田東3丁目92番5地先まで	4.7	28.2	20
19	山田東119号線	山田東1丁目1249番から	山田東1丁目1243番20地先まで	4.7～4.9	75.8	20
20	佐井寺78号線	佐井寺1丁目3970番7地先から	佐井寺1丁目3970番2地先まで	4.7	18.7	21
21	山手町59号線	山手町4丁目1970番7地先から	山手町4丁目1970番8地先まで	4.7	19.7	22
22	片山町47号線	片山町4丁目2381番3地先から	片山町4丁目2380番6地先まで	4.0	87.0	23
23	片山町48号線	片山町1丁目2297番5地先から	片山町1丁目2297番13地先まで	4.7	21.6	23
24	千里山月が丘12号線	千里山月が丘248番3地先から	千里山月が丘248番29地先まで	4.0	62.8	24
25	千里山月が丘13号線	千里山月が丘248番18地先から	千里山月が丘248番25地先まで	4.0	93.3	24
26	千里山月が丘14号線	千里山月が丘38番80地先から	千里山月が丘38番77地先まで	4.0	35.4	24
27	垂水町82号線	垂水町1丁目326番2地先から	垂水町1丁目323番12地先まで	4.7	45.7	25
28	垂水町83号線	垂水町1丁目802番16地先から	垂水町1丁目802番19地先まで	4.7	26.9	25
29	垂水町84号線	垂水町1丁目853番16地先から	垂水町1丁目853番44地先まで	4.7	106.4	26
30	泉町30号線	泉町5丁目3238番2地先から	泉町5丁目3238番25地先まで	4.7	59.9	27
31	山田西山田東1号線	山田西4丁目392番1地先から	山田東4丁目2923番1地先まで	6.7～9.2	62.0	28

路線廃止

整理番号	路　線　名	起　　終　　点	幅員(m)	延長(m)	ページ番号
1	垂水町55号線	垂水町1丁目802番16地先から 垂水町1丁目802番18地先まで	4.7	21.3	30
2	垂水町59号線	垂水町1丁目326番2地先から 垂水町1丁目323番6地先まで	4.7	24.5	30
3	垂水町62号線	垂水町1丁目853番37地先から 垂水町1丁目853番44地先まで	4.7	68.7	31
4	泉町22号線	泉町5丁目3238番13地先から 泉町5丁目3239番5地先まで	4.7	33.3	32

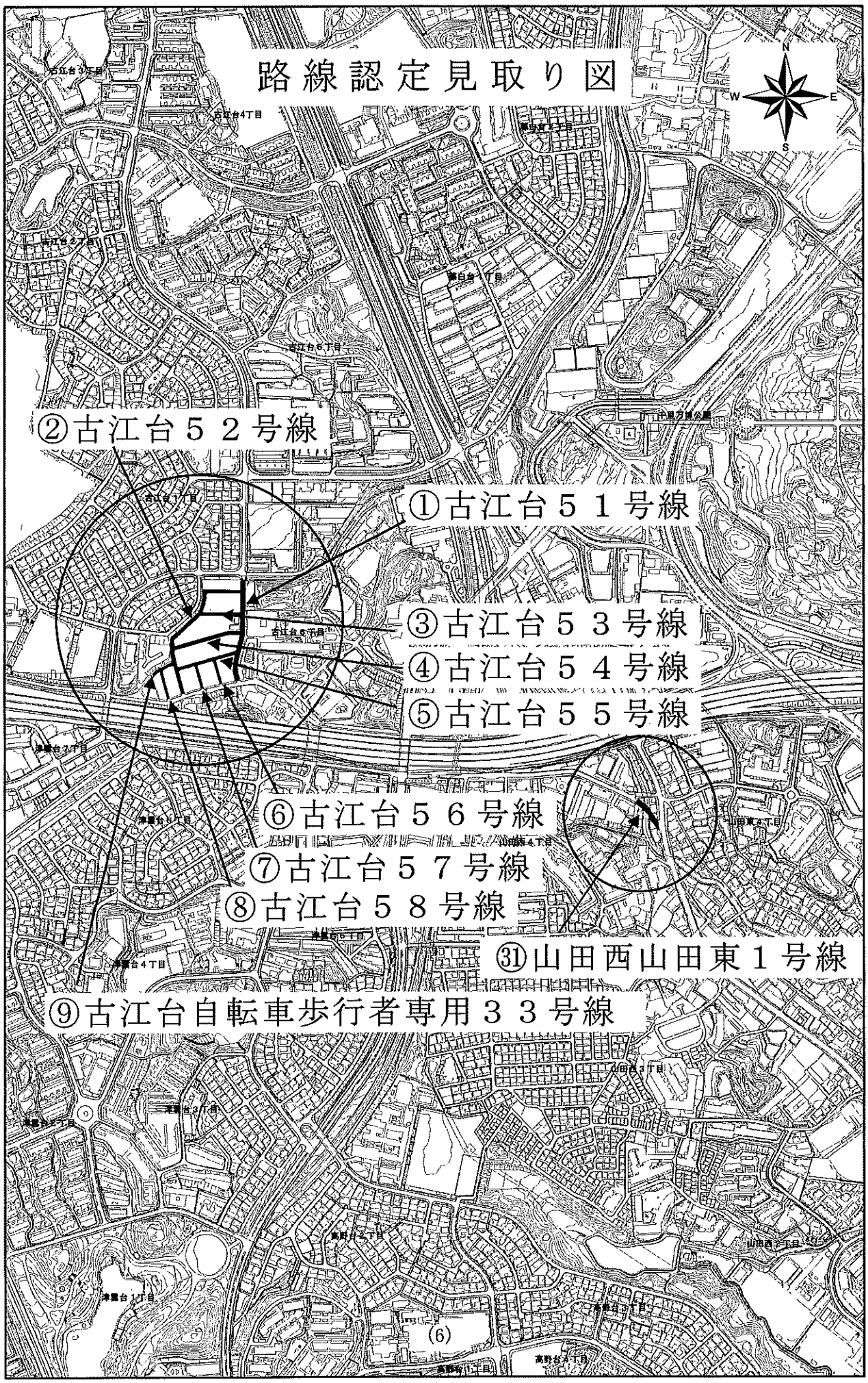
路線認定見取り図
N
W
E
S
②古江台５２号線
①古江台５１号線
③古江台５３号線
④古江台５４号線
⑤古江台５５号線
⑥古江台５６号線
⑦古江台５７号線
⑧古江台５８号線
㉛山田西山田東１号線
⑨古江台自転車歩行者専用３３号線
(6)

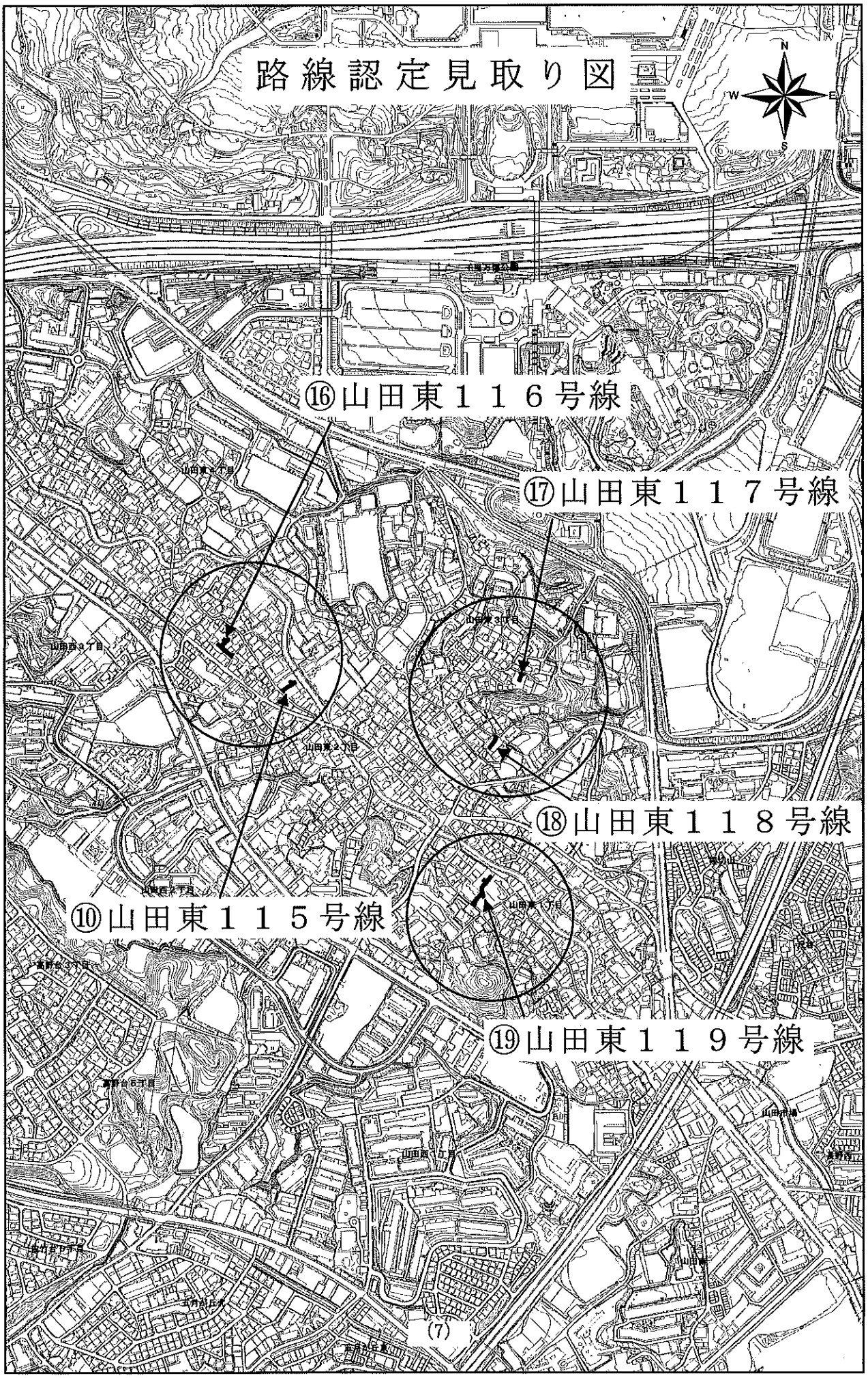
路線認定見取り図
N
W
E
S
⑯山田東１１６号線
⑰山田東１１７号線
⑱山田東１１８号線
⑩山田東１１５号線
⑲山田東１１９号線
(7)

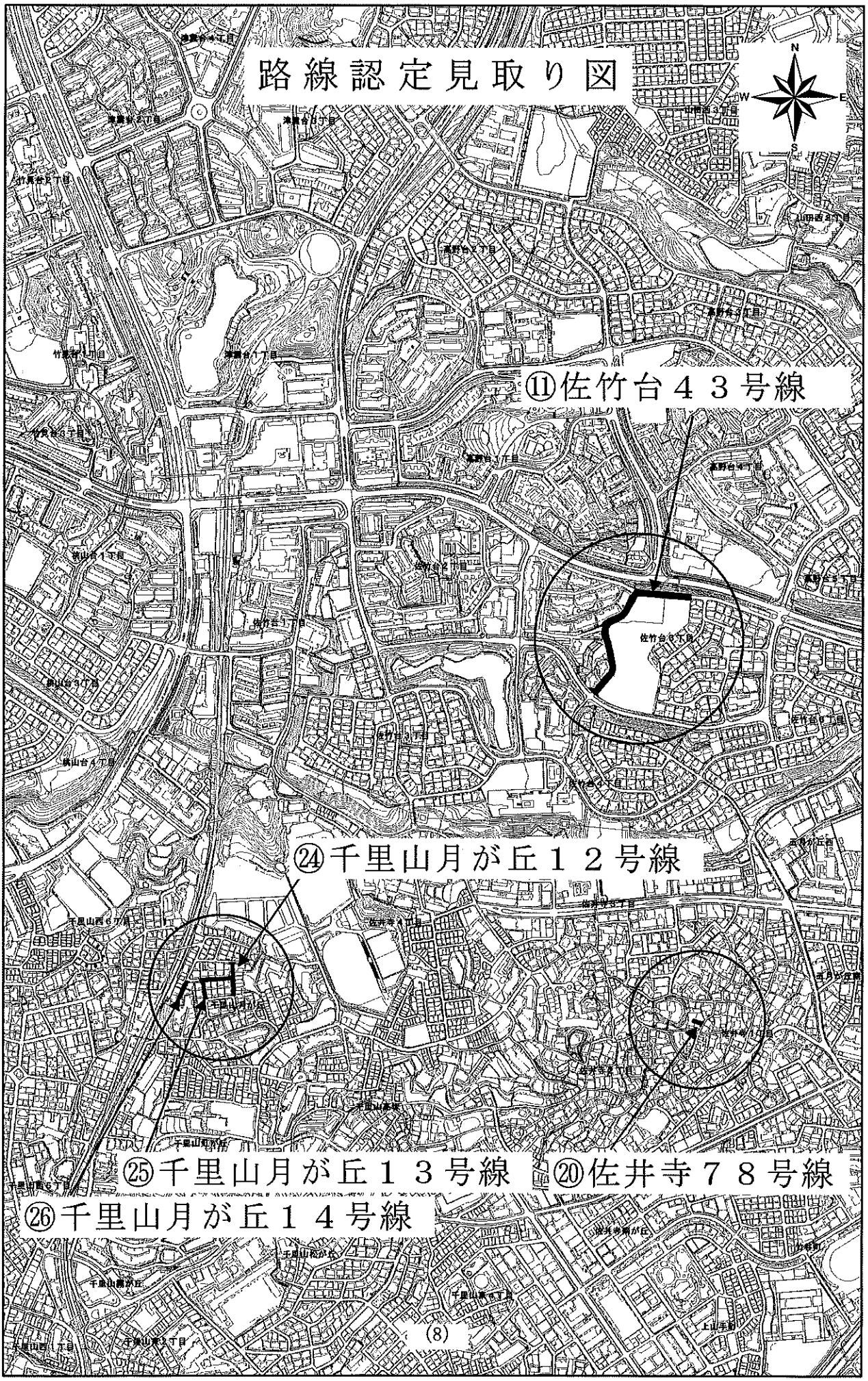
路線認定見取り図
N
W
E
S
⑪佐竹台４３号線
㉔千里山月が丘１２号線
㉕千里山月が丘１３号線
⑳佐井寺７８号線
㉖千里山月が丘１４号線
(8)

路線認定見取り図

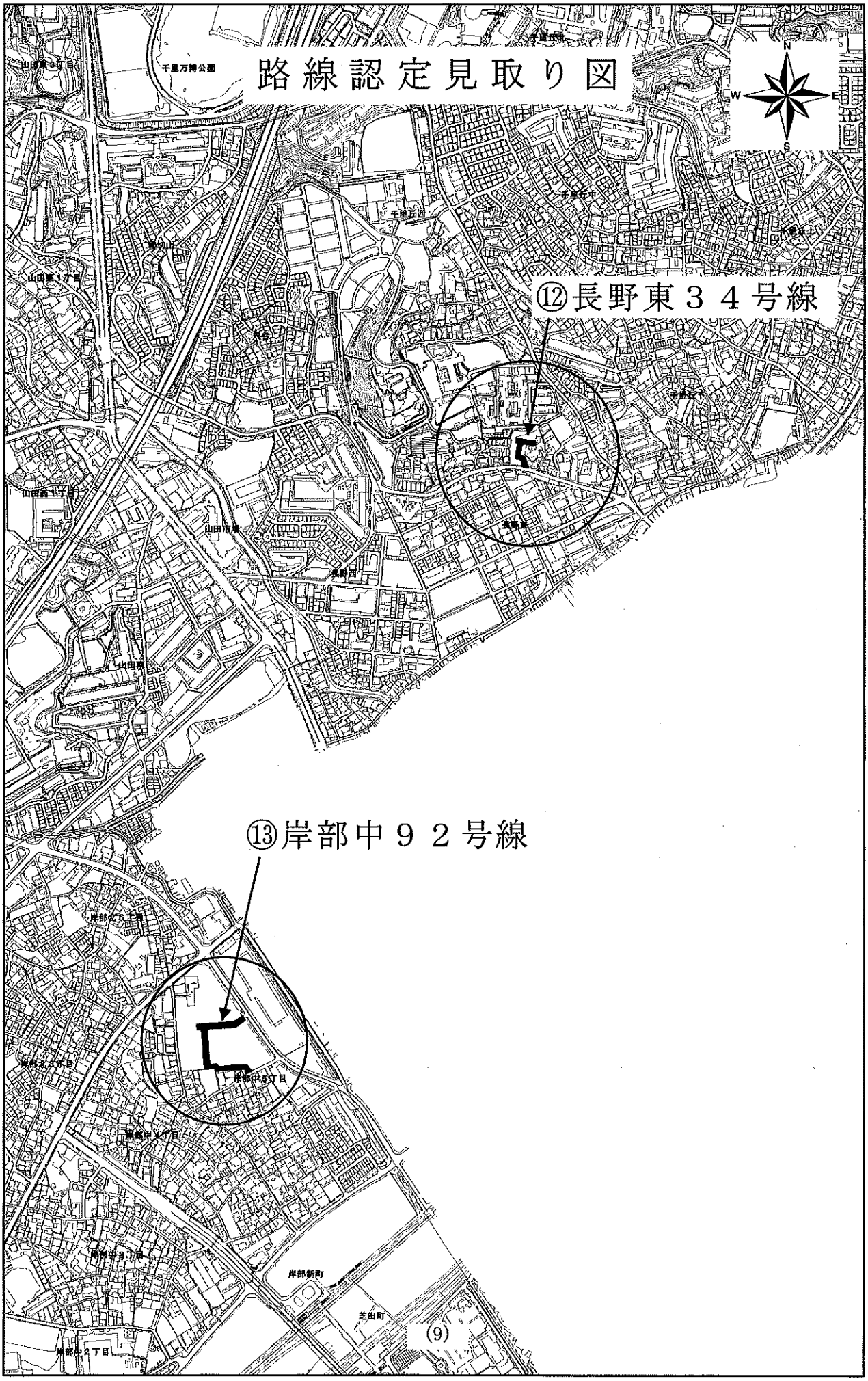

路線認定見取り図
⑭千里山西１３６号線
⑮江坂町１０５号線
㉘垂水町８３号線
㉗垂水町８２号線
㉙垂水町８４号線
(10)

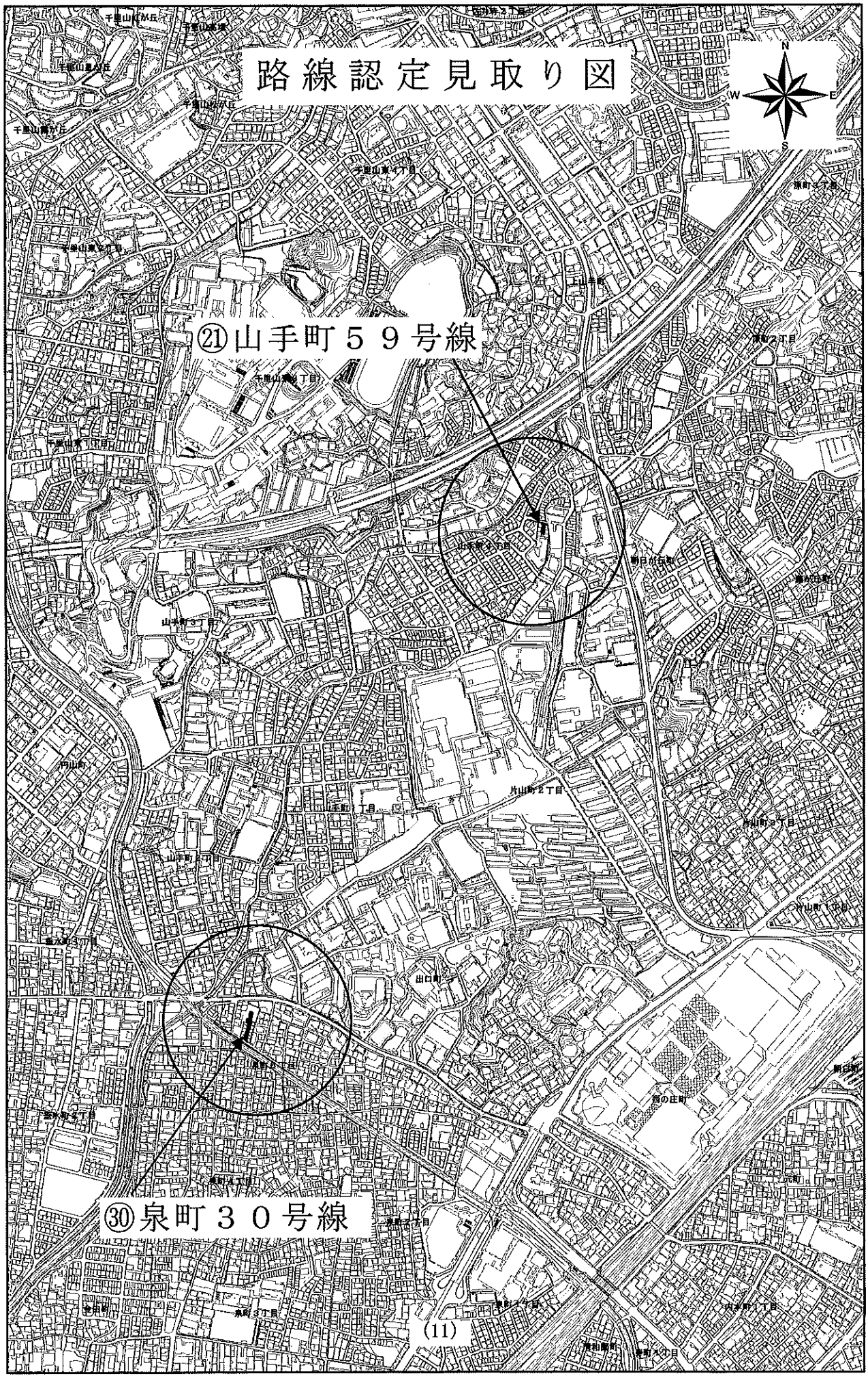
路線認定見取り図
N
W
E
S
㉑山手町５９号線
㉚泉町３０号線
千里山高が丘
千里山東４丁目
千里山東２丁目
千里山東１丁目
山手町
山手町４丁目
山手町３丁目
山手町２丁目
山手町１丁目
明日が丘町
高が丘町
片山町２丁目
片山町３丁目
片山町１丁目
円山町
出口町
泉町５丁目
泉町４丁目
泉町３丁目
泉町２丁目
泉町１丁目
泉町６丁目
泉町７丁目
泉町８丁目
泉町９丁目
泉町１０丁目
泉町１１丁目
泉町１２丁目
泉町１３丁目
泉町１４丁目
泉町１５丁目
泉町１６丁目
泉町１７丁目
泉町１８丁目
泉町１９丁目
泉町２０丁目
泉町２１丁目
泉町２２丁目
泉町２３丁目
泉町２４丁目
泉町２５丁目
泉町２６丁目
泉町２７丁目
泉町２８丁目
泉町２９丁目
泉町３０丁目
泉町３１丁目
泉町３２丁目
泉町３３丁目
泉町３４丁目
泉町３５丁目
泉町３６丁目
泉町３７丁目
泉町３８丁目
泉町３９丁目
泉町４０丁目
泉町４１丁目
泉町４２丁目
泉町４３丁目
泉町４４丁目
泉町４５丁目

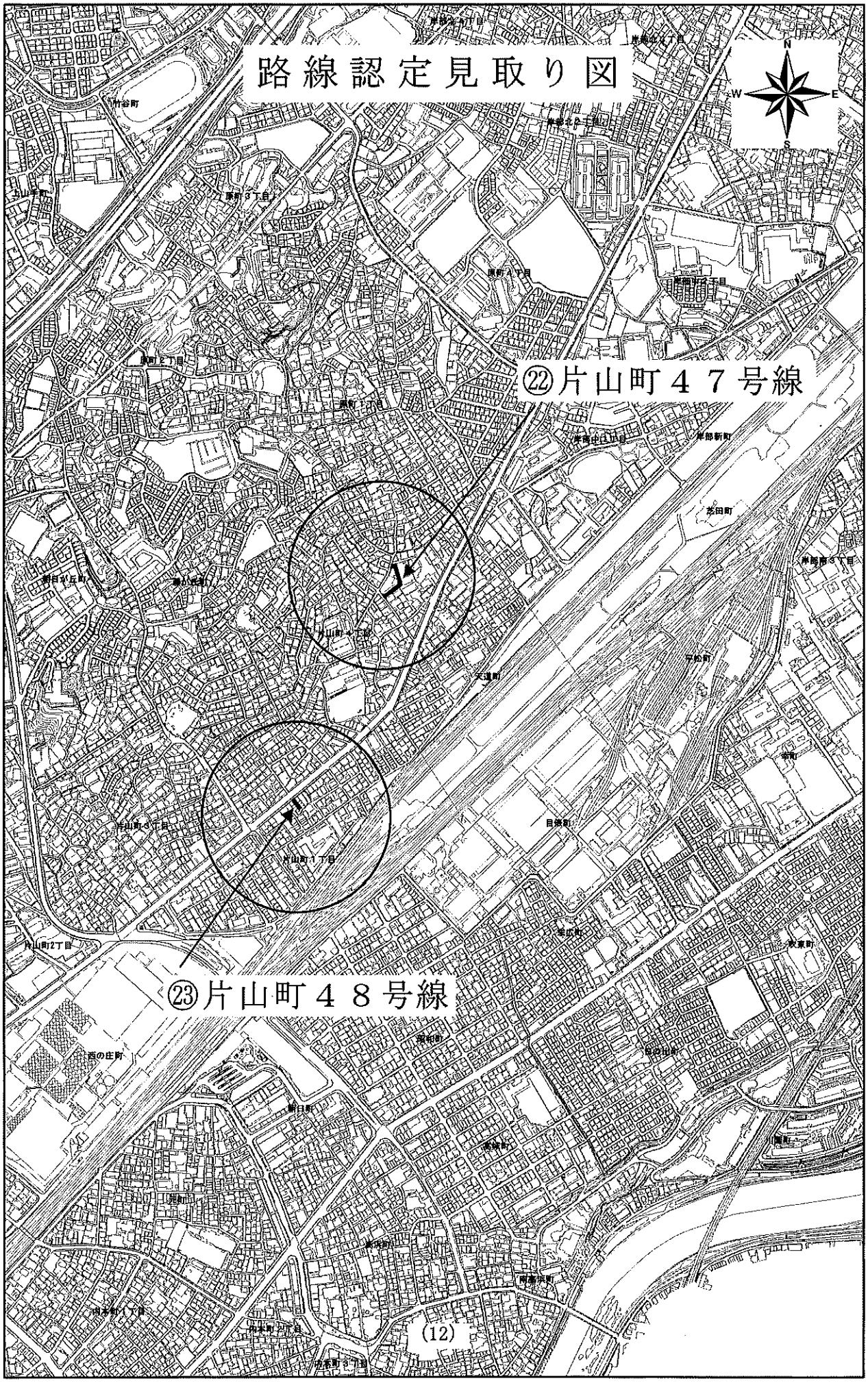
路線認定見取り図
N
W
E
S
㉒片山町４７号線
㉓片山町４８号線
竹谷町
原町３丁目
原町２丁目
原町１丁目
原町４丁目
岸部北２丁目
岸部新町
芝田町
岸部南３丁目
平松町
天道町
目俣町
片山町４丁目
片山町３丁目
片山町１丁目
片山町２丁目
西の庄町
新日町
高城町
(12)

位置図
古江台一丁目
古江台五丁目
古江台六丁目
①
②
③
④
⑤
⑥
⑦
⑧
⑨
大阪市立
弘済院付属病院
中国自動車道
主要地方道　大阪中央環状線
路線認定
整理番号
①古江台５１号線
②古江台５２号線
③古江台５３号線
④古江台５４号線
⑤古江台５５号線
⑥古江台５６号線
⑦古江台５７号線
⑧古江台５８号線
⑨古江台自転車歩行者専用３３号線
津雲台六丁目
(13)

位置図
N
W
E
S
山田東四丁目
山田東三丁目
山田東二丁目
⑯
⑩
主要地方道
旧大阪中央環状線
路線認定
整理番号 ⑩山田東１１５号線
⑯山田東１１６号線
山田西二丁目

位置図
N
W
E
S
高野台一丁目
吹田市立
高野台中学校
高野台四丁目
府道　豊中摂津線
⑪
佐竹台五丁目
わんわん遊園
佐竹台四丁目
路線認定
整理番号　⑪佐竹台４３号線
吹田市立
佐竹台小学校
(15)

千里丘中
千里丘西
千里丘下
吹田市立
南山田小学校
⑫
長野東
路線認定
整理番号 ⑫長野東３４号線
(16)

位置図
N
W
E
S
府道
豊中熊津線
主要地方道
大阪高槻京都線
岸五
部丁
北目
岸四
部丁
中目
岸五
部丁
中目
⑬
路線認定
整理番号 ⑬岸部中９２号線

位置図
N
W
E
S
千里山西
四丁目
⑭
千里山西
三丁目
路線認定
整理番号 ⑭千里山西１３６号線
千里山西
二丁目
吹田市立
千里第三小学校
吹田市立
第一中学校
(18)

位置図
N
W
E
S
江坂町
西丁目
都市緑化植物園
鎌池
江坂西公園
⑮
江坂町
三丁目
地下鉄 堺筋大阪線
路線認定
整理番号 ⑮江坂町１０５号線
江坂大池
(19)

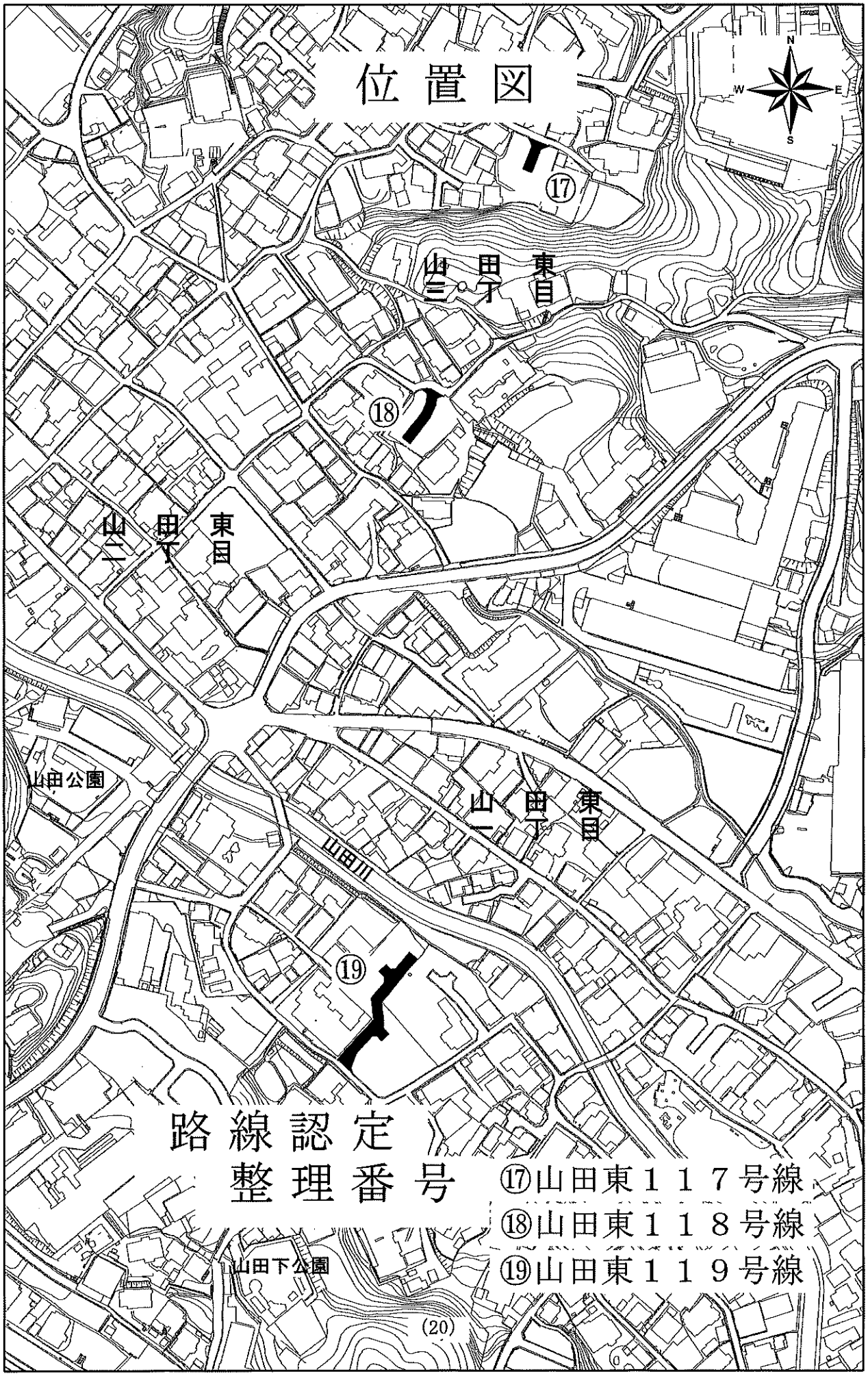
位置図
N
W
E
S
⑰
山田東三丁目
⑱
山田東二丁目
山田公園
山田東一丁目
山田川
⑲
山田下公園
(20)
路線認定
整理番号
⑰山田東１１７号線
⑱山田東１１８号線
⑲山田東１１９号線

位置図
N
W
E
S
佐井寺一丁目
佐井寺一丁目
伊射奈岐神社
⑳
佐井寺一丁目
佐井寺南公園
路線認定
整理番号 ⑳佐井寺７８号線
佐井寺南が丘
竹谷町
(21)

位置図
N
W
E
S
上山手町
名神高速道路
山手町四丁目
㉑
朝日が丘町
路線認定
整理番号 ㉑山手町５９号線
吹田市立
片山小学校
片山北
ふれあい公園
片山町二丁目
(22)

位置図
原新池公園
N
W
E
S
㉒
片山町四丁目
吹田市立
千里第一小学校
天道町
大阪高槻京都線
片山町一丁目
主要地方道
㉓
路線認定
整理番号
㉒片山町４７号線
㉓片山町４８号線
(23)
東海道本線
京都線

位置図
N
W
E
S
千里山西六丁目
千里山月が丘
㉕
㉔
㉖
路線認定
整理番号
㉔千里山月が丘１２号線
㉕千里山月が丘１３号線
㉖千里山月が丘１４号線
千里山虹が丘
(24)

位置図
N
W
E
S
江坂町五丁目
名神高速道路
円山町
垂水町一丁目
玉の井公園
㉘
㉗
路線認定
整理番号 ㉗垂水町８２号線
㉘垂水町８３号線
江坂町一丁目
垂水町三丁目
(25)

位置図
N
W
E
S
垂水神社
円山町
玉の井公園
垂水町一丁目
㉙
府道 豊中吹田線
垂水町三丁目
垂水町二丁目
路線認定
整理番号 ㉙垂水町８４号線
(26)

位置図
N
W
E
S
山手町二丁目
出口町
出手町二丁目
府道 豊中吹田線
垂水町二丁目
㉚
阪急電鉄千里線
糸田川
泉町五丁目
路線認定
整理番号 ㉚泉町３０号線
泉町四丁目
(27)

位置図
N
W
E
S
山田北
山田三
主要地方道　大阪中央環状線
山田東
西丁目
㉛
山田西
西丁目
主要地方道
山田川
路線認定
整理番号　㉛山田西山田東１号線
旧大阪中央環状線
山田三
西丁目
(28)

路線廃止見取り図
N
W
E
S
②垂水町５９号線
①垂水町５５号線
③垂水町６２号線
④泉町２２号線
(29)

位置図
N
W
E
S
江坂町五丁目
名神高速道路
円山町
垂水町一丁目
玉の井公園
①
②
路線廃止
整理番号
①垂水町５５号線
②垂水町５９号線
江坂町一丁目
垂水町三丁目
(30)

位置図
N
W
E
S
垂水神社
円山町
玉の井公園
垂一水丁町目
③
府道　豊中吹田線
垂三水丁町目
垂二水丁町目
路線廃止
整理番号
③垂水町６２号線
(31)

位置図
N
W
E
S
山手町
一丁目
山手町
二丁目
出口町
府道 豊中吹田線
垂水町
二丁目
④
阪急電鉄千里線
糸田川
泉町
五丁目
路線廃止
整理番号 ④泉町２２号線
泉町
四丁目
(32)